

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) 外13名

被告 国

証拠説明書

令和4年 月 日

東京地方裁判所民事第50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 作花知志

原告ら訴訟代理人弁護士 大村珠代

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考	
甲 A164号 証	産経新聞配信 の記事「自民 が古川法相に 離婚後の共同 親権・共同監 護を提言」	写し (イン ター ネッ トか ら印 刷し たも の)	4.6.21	産経新聞	自民党の山田美樹法務部会 長は令和4年6月21日、法務 省で古川禎久法相と面会し、 同部会の「家族法制のあり 方検討プロジェクトチーム」 がまとめた父母が離婚した 後の子供の養育に関する提 言を手渡したこと。提言は 「子の最善の利益を確保す る」として、離婚後の父母 が共に親権や子供の身の回 りの世話や教育をする「監 護権」を持つ「共同親権・ 共同監護」制度を導入する よう求めたこと。 同席者によると、古川禎 久法相は「子供の最善の利 益を追求することは共通し た思いだ」と応じたこと。	
甲 A165号 証の1	自民党HP 「法務部会 家族法制のあ り方検討プロ ジェクトチー ム提言」の	写し (イン ター ネッ トか ら印	4.6.21	自民党	自民党のHP「法務部会 家 族法制のあり方検討プロジ ェクトチーム 提言」の頁 に、「法務部会の「家族法 制のあり方検討PT(プロジ ェクトチーム)」は、6月21	

	頁	刷 し た も の)			日に提言を古川法務大臣に申し入れた。提言は、父母の離婚後の子の養育については「子の最善の利益を確保するため、子を真ん中に置いた議論をしなければならない」として、原則として、離婚後の父母がそれぞれ、引き続き、子に対して親としての責務を果たすため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入するよう提案しています。」と記載されたこと。
甲 A165 号 証の 2	甲 165 号証の 1 の頁に掲載 された令和4 年6月20日付 「自民党法務 部会家族法制 のあり方検討 プロジェクト チーム提言」	写 し (イン ター ネ ッ ト か ら 印 刷 し た も の)	4.6.20	自民党法務 部会家族法 制のあり方 検討プロジ ェクトチー ム	自民党法務部会の「家族法制のあり方検討プロジェクトチーム」がまとめた令和4年6月20日付「自民党法務部会家族法制のあり方検討プロジェクトチーム提言」には、次のように記載されたこと。 「父母の離婚後の子の養育については、子の最善の利益を確保するため、子を真ん中に置いた議論をしなければならない。また、家族の分断を生じさせるような法改正がなされることがあってはならない。これらの課題に関する法改正を検討する上では、次のような点に基づき、具体的な規律の在り方を検討すべきである。 1 ハーグ条約及び児童の権利に関する条約との整合性を確保する観点から国内の法制度についての再検討を行うべきである。 2 離婚後単独親権・単独監護制度を定める現行民法の規定は、離婚後も父母の双方が子の養育に責任を負うべきであるという原理・原則に反するものである。従って、父母が離婚した場合、原則として、父母がそれぞれ、引き続き、子に対して親としての責務を果た

					<p>すため、離婚後共同親権（監護権を含む）制度を導入すべきである。</p> <p>3 父母が離婚する場合、父母が共同して子の養育を適切に行うために、父母の監護割合や養育費、親子交流などについて定める「共同養育計画」の作成や「離婚後養育講座」の受講など、必要の事項について、一定の責務を課すべきである。</p> <p>（中略）</p> <p>5 法改正前に両親が離婚している場合、一定の場合に離婚に伴い親権を喪失した父母の親権の回復を認めるなど、子のための救済措置を講ずるべきである。</p>
甲 A166 号 証	読売新聞令和4年8月31日付記事「共同親権中間試案先送り 「単独」併記に自民反発 法制審議部会」	写し	4.8.31	読売新聞	<p>読売新聞令和4年8月31日付記事は以下のとおり報じていること。</p> <p>「離婚後の親権のあり方などを議論してきた法制審議会（法相の諮問機関）の部会は、令和4年8月30日、「共同親権」の導入を巡る中間試案のとりまとめを先送りした。現行の「単独親権」維持を併記した内容に、自民党から反発が出ているためだ。</p> <p>（中略）</p> <p>現行法では、離婚後に父母の一方のみが親権を持つ単独親権となっている。離婚時の親権争いの一因になっているほか、海外では共同親権を採用している国が一般的だ。自民内には「親権を確保するための子どもの連れ去りが起こるなど、単独親権は、家族をバラバラにする制度だ」との声が根強い。」</p>
甲 A167 号 証	第208回国会参議院決算委員会会議録第2号	写し （インター ネッ	4.4.4	参議院決算委員会	<p>令和4年4月4日参議院決算委員会において、梅村みずほ議員が以下のとおり、「パートナーから故意に子</p>

		ト か 印 し た も の)			どもと断絶させられる苦痛, これは私, 精神的 DV に当たると考えるのですが, いかがでしょうか。」などの質問を行ったこと(甲 A166 号証 29 頁以下)。その質問に対して, 松野博一国務大臣は, 「御指摘の虚偽 DV によって長期間子どもと引き離されることについては, ケース・バイ・ケースではありますが, これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には, 配偶者からの暴力に該当する可能性もありうると考えております。」などの答弁を行ったこと(甲 A166 号証 30 頁以下)。
甲 A168 号 証の 1	ニューロサイ エンスニュー ス2020年9月9 日付記事「両 親が離婚した ときに子供だ った人はオキ シトシンが少 ない」	写 し (イン ター ネッ ト か 印 し た も の)	2.9.9	ニューロサ イエンスニ ュース	ニューロサイエンスニュー ス2020年9月9日付記事「両 親が離婚したときに子供だ った人はオキシトシンが少 ない」の内容。 「両親が離婚したときに 子供だった人はオキシトシ ンが少ない 子どもの頃に親の離婚を 経験した成人は, 家族一緒 に暮らしていた人と比較し, オキシトシンのレベルが大 幅に低かった。 米ベイラー大学の調査に よると, 両親が離婚したと きに子供だった人は, 両親 がいたまま大人になった人 よりもオキシトシン「愛 のホルモン」とも呼ばれる 一のレベルが低い事が分か った。 オキシトシンレベルの低 い人は, その人が成長し親 になった場合に, その子ど もとの愛情を形成する際に 問題を引き起こすかも知れ ない。 オキシトシン—脳内で分 泌され, 出産や性的な交流, 授乳, さらにロマンチック なパートナーに抱かれる

					<p>などの体験の際にも放出される—以前の研究では、早期の社会的行動や感情的な愛着に重要であることが示されている。オキシトシン系はまた、子育て、愛着および不安にも関連している。」などが記載されている。</p>
<p>甲 A168 号 証の 2</p>	<p>いやさか整体 クリニックHP の「子どもの 時に両親が離 婚していると 愛情ホルモン ・オキシトシ ン濃度が低く なる」の頁(ニ ューロサイエ ンスニュース 2020年9月9日 付記事「両親 が離婚したと きに子供だっ た人はオキシ トシンが少な い」(甲A168 号証の1)の日 本語翻訳文が 掲載されてい る)</p>	<p>写し (イン ター ネッ トか 印 刷し たも の)</p>	<p>2.10.6</p>	<p>いやさか整 体クリニッ ク</p>	<p>ニューロサイエンスニュー ス2020年9月9日付記事「両 親が離婚したときに子供だ った人はオキシトシンが少 ない」の内容。 「両親が離婚したときに 子供だった人はオキシトシ ンが少ない 子どもの頃に親の離婚を 経験した成人は、家族一緒 に暮らしていた人と比較し、 オキシトシンのレベルが大 幅に低かった。 米ベイラー大学の調査に よると、両親が離婚したと きに子供だった人は、両親 がいたまま大人になった人 よりもオキシトシン—「愛 のホルモン」とも呼ばれる —のレベルが低い事が分か った。 オキシトシンレベルの低 い人は、その人が成長し親 になった場合に、その子ど もとの愛情を形成する際に 問題を引き起こすかも知れ ない。 オキシトシン—脳内で分 泌され、出産や性的な交流、 授乳、さらにはロマンチック なパートナーに抱かれる などの体験の際にも放出さ れる—以前の研究では、早 期の社会的行動や感情的な 愛着に重要であることが示 されている。オキシトシン 系はまた、子育て、愛着お よび不安にも関連している。 」などが記載されている。</p>

<p>甲 A169 号 証の 1</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌に掲載された新しい研究報告「オキシトシンは、より熱心な父親と、より反応の良い乳児を生み出す」</p>	<p>写し</p>	<p>24.12.10</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌掲載2012年12月10日付記事「新しい研究報告「オキシトシンは、より熱心な父親と、より反応の良い乳児を生み出す」の内容。 「このたび、イスラエル・バーアイラン大学のルー・バーアイラン博士が主導する新しい研究が、Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌の最新号に掲載され、オキシトシンを父親に投与すると、父親の親としての関与が増し、その乳児にも同様の効果が観察されることが明らかにされました。 オキシトシンは、愛着の絆の形成に重要な役割を果たす神経ペプチドである。オキシトシンの鼻腔内投与は、信頼、共感、社会的互恵性を高めることが研究で示されている。 (中略) 「オキシトシン投与後、父親の唾液オキシトシンは10倍以上と劇的に上昇し、さらに乳児のオキシトシンにも同様の上昇が見られることがわかりました。オキシトシン投与条件では、父親との触れ合いや社会的互恵関係などの主要な育児行動が増加したが、社会的視線や探索行動などの乳児の社会行動も増加した」とフェルドマンは説明する。」などが記載されている。</p>
<p>甲 A169 号 証の 2 (甲 A169 号証の 1 の翻訳)</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌に掲載された新しい研究報告「オキシトシンは、より熱心な父親と、よ</p>	<p>写し</p>	<p>24.12.10</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌</p>	<p>Biological Psychiatry(生物学的精神医学)誌掲載2012年12月10日付記事「新しい研究報告「オキシトシンは、より熱心な父親と、より反応の良い乳児を生み出す」の内容。 「このたび、イスラエル・バーアイラン大学のルー</p>

り反応の良い
乳児を生み出
す」

ス・フェルドマン博士が主
導する新しい研究が、Biol
ogical Psychiatry(生物学
的精神医学)誌の最新号に
掲載され、オキシトシンを
父親に投与すると、父親の
親としての関与が増し、そ
の乳児にも同様の効果が観
察されることが明らかにさ
れました。

オキシトシンは、愛着の
絆の形成に重要な役割を果
たす神経ペプチドである。
オキシトシンの鼻腔内投与
は、信頼、共感、社会的互
恵性を高めることが研究で
示されている。

(中略)

「オキシトシン投与後、
父親の唾液オキシトシンは
10倍以上と劇的に上昇し、
さらに乳児のオキシトシン
にも同様の上昇が見られる
ことがわかりました。オキ
シトシン投与条件では、父
親との触れ合いや社会的互
恵関係などの主要な育児行
動が増加したが、社会的視
線や探索行動などの乳児の
社会行動も増加した」とフ
ェルドマンは説明する。」
などが記載されている。

第二百八回国会 参议院 決算委員会 會議録 第二号

令和四年四月四日(月曜日)
午後一時一分開会

委員の異動

三月二十九日

足立 信也君

音喜多 駿君

柳ヶ瀬 裕文君

田村 智子君

三月三十一日

足立 敏之君

今井 絵理子君

末松 信介君

西田 昌司君

山田 俊男君

佐々木 さやか君

竹内 真二君

芳賀 道也君

武田 良介君

四月一日

補欠 敏之君

比嘉 奈津美君

足立 敏之君

上月 良祐君

朝日 健太郎君

横山 信一君

高瀬 弘美君

田村 まみ君

倉林 明子君

四月四日

補欠 選任

清水 真人君

西田 昌司君

高橋 克法君

出席者は左のとおり。

委員長 松村 祥史君

理事 古賀友一郎君

羽生田 俊君

牧野 たかお君

国務大臣 (内閣官房長官) 松野 博一君

委員

杉尾 秀哉君

宮崎 勝君

足立 敏之君

朝日 健太郎君

宇都 隆史君

大野 泰正君

太田 房江君

上月 良祐君

酒井 庸行君

清水 真人君

高橋 克法君

滝沢 求君

中川 雅治君

西田 昌司君

比嘉 奈津美君

森 まさこ君

小沼 巧君

勝部 賢志君

川田 龍平君

塩村 あやか君

羽田 次郎君

高瀬 弘美君

平木 大作君

横山 信一君

田村 まみ君

梅村 みずほ君

柴田 巧君

岩淵 友君

倉林 明子君

松野 博一君

国務大臣 (デジタル大臣)

(内閣府特命担当大臣(規制改革))

国務大臣 (復興大臣)

(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策))

国務大臣 (国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣(防災海洋政策))

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全、戦略的財産))

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(経済財政政策))

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策、宇宙政策))

内閣官房副長官

内閣官房副大臣

内閣府副大臣

財務副大臣

大臣政務官

内閣府大臣政務官

外務大臣政務官

経済産業大臣政務官

環境大臣政務官

牧島 かれん君

西銘 恒三郎君

二之湯 智君

若宮 健嗣君

山際 大志郎君

小林 鷹之君

磯崎 仁彦君

赤池 誠章君

大家 敏志君

宮路 拓馬君

三宅 伸吾君

吉川 ゆうみ君

穂坂 泰君

政府特別補佐人

人事院総裁

内閣法制局長官

公正取引委員会委員長

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣情報調査室次長

内閣官房国土強靱化推進室次長

内閣官房子ども家庭庁設置法案等準備室長

内閣府事務総局人事局長

内閣府政策統括官

内閣府地方創生推進室次長

内閣府男女共同参画局長

内閣府地方創生推進事務局審議官

内閣府健康・医療戦略推進事務局長

内閣府総合海洋政策推進事務局長

宮内庁次長

警察庁長官官房総括審議官

警察庁刑事局長

川本 裕子君

近藤 正春君

古谷 一之君

亀澤 宏徳君

澤田 史朗君

内山 博之君

柳 淳君

五道 仁実君

谷内 繁君

西 浩明君

榊 真一君

黒田 昌義君

林 伴子君

三浦 聡君

八神 敦雄君

平岡 成哲君

池田 憲治君

近藤 知尚君

大賀 眞一君

<p>警察庁警備局長 櫻澤 健一君 警察庁サイバー警察局長 河原 淳平君 消費者庁次長 高田 潔君 デジタル庁審議官 山本 和徳君 復興庁統括官 林 俊行君 総務省自治行政局公務員部長 山越 伸子君 出入国在留管理庁出入国管理部長 丸山 秀治君</p>	<p>文部科学省大臣 出倉 功一君 官房審議官 坂本 修一君 文部科学省大臣 官房審議官 本多 則恵君 厚生労働省大臣 官房審議官 佐原 康之君 厚生労働省健康局長 安楽岡 武君 農林水産省大臣 官房審議官 佐々木啓介君 中小企業庁経営支援部長 奥田 薫君 国土交通省大臣 官房技術審議官 佐々木正二郎君 国土交通省道路局長 室石 泰弘君</p>	<p>環境省環境再生・資源循環局長 金子 修一君 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房緊急事態対策監 篠原 栄作君 会計検査院事務総局第一局長 山口 亨君 会計検査院事務総局第二局長 田中 克生君 会計検査院事務総局第三局長 宮川 尚博君 会計検査院事務総局第五局長 川上 好久君</p>	<p>参考人 沖繩振興開発金融公庫理事長 川上 好久君</p>
<p>○委員長(松村祥史君) 本日(の)の会議に付した案件 ○令和二年度一般会計歳入歳出決算、令和二年度特別会計歳入歳出決算、令和二年度国税収納金整理資金受払計算書、令和二年度政府関係機関決算書(第二七回国会内閣提出)(継続案件) ○令和二年度国有財産増減及び現在額総計算書(第二七回国会内閣提出)(継続案件) ○令和二年度国有財産無償貸付状況総計算書(第二七回国会内閣提出)(継続案件) (皇室費、内閣、内閣府本府、復興庁、警察庁、消費者庁及び沖繩振興開発金融公庫の部)</p>	<p>○委員長(松村祥史君) ただいまから決算委員会を開会いたします。 委員の異動について御報告をいたします。 去る一日までに、首喜多駿君、柳ヶ瀬裕文君、田村智子さん、足立信也君、竹内真二君、佐々木さやかさん、西田昌司君、山田俊男君及び今井絵理子さんが委員を辞任され、その補欠として梅村みずほさん、柴田巧君、高瀬弘美さん、横山信一君、上月良祐君、朝日健太郎君、比嘉奈津美さん、田村まみさん及び倉林明子さんが選任されました。</p>	<p>○委員長(松村祥史君) 令和二年度決算外二件を議題といたします。 本日は、皇室費、内閣、内閣府本府、復興庁、警察庁、消費者庁及び沖繩振興開発金融公庫の決算について審査を行います。</p>	<p>○委員長(松村祥史君) この際、お諮りいたします。 議事の都合により、これら決算の概要説明及び決算検査の概要説明は、いずれも省略して、本日の会議録の末尾に掲載することをお願いいたします。御異議ございませんか。 〔異議なし〕と仰る者あり ○委員長(松村祥史君) 御異議ないと認め、さよ</p>
<p>う取り計らいます。 速記を止めてください。 〔速記中止〕 ○委員長(松村祥史君) 速記を起こしてください。</p>	<p>○委員長(松村祥史君) これより質疑に入りま す。 ○委員長(松村祥史君) 質疑のある方は順次御発言願います。 ○牧野たかお君 自民党の牧野たかおでございます。決算の質問をさせていただきます。 まず、復興、防災についてからでございますけれども、十一年前の平成二十三年、二〇二一年三月十一日に東日本大震災が発生をいたしました。一万五千九百人の方が亡くなられ、今もなお二千五百二十三人の方が行方不明になっているという未曾有の被害が出た大きな震災でございます。改めて、震災により犠牲になられた方々の御冥福を謹んでお祈り申し上げます。また、御遺族の皆様や今なお避難をされている方々の皆様からのお見舞いを申し上げます。 それで、ここで質問をさせていただきます。けれども、この十一年間、これまでの復興にはいろいろな取組がなされてまいりました。この十一年間、まあ令和三年度の予算の執行状況はまだ分かかってないと思っておりますので十年間になるのかも少しはありますが、この復興関連の予算の執行状況はどうなっているか、まず伺います。</p>	<p>○政府参考人(林俊行君) お答えをいたします。 平成二十三年度から令和二年度まで、今委員の御指摘のとおり、十年間の復興関連予算の執行状況については、その執行見込額の総額は約三十八・六兆円となっております。その内訳でございますけれども、被災者支援が約二・三兆円、住宅再建・復興まちづくりが約十三・四兆円、産業、なりわいの再生が約四・四兆円、原子力災害からの復興再生が約七・二兆円、震災復興特別交付税が約五・九兆円、復興債償還費等のその他が約</p>	<p>五・四兆円となっております。○牧野たかお君 今の十年間の復興予算の支出の状況だと思いますけれども、予算としてはこれだけのお金が費やされたということでございますけれども、当初から十年間が一つの節目と言われて、その後また新たな五年間の復興の計画を作っているわけですが、その十年間、復興と、目標としたその達成率というか達成の状況はどうなっているんでしょうか。 ○政府参考人(林俊行君) お答えいたします。 東日本大震災の甚大な被害の発生を受けまして、当初、委員御指摘のとおり、発災から十年間を復興期間と位置付けまして、政府の総力を挙げて復興施策を推進してまいりました。 これにより、地震・津波被災地域におきましては、令和二年十二月に災害公営住宅及び高台移転や区画整理による宅地造成が完了いたしました。また、令和三年十二月には復興道路、復興支援道路が全線開通をいたしまして、住まいの再建やインフラ整備はおおむね完了しているところでございます。</p>
<p>また、原子力災害被災地域におきましても、令和二年三月に帰還困難区域を除きます全ての地域で避難指示が解除されたところでございます。さらに、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域におきましても除染やインフラ整備等が着実に進められておりまして、今春以降の避難指示解除を目指しているところでございます。</p>	<p>一方で、心のケアやコミュニティ形成等の被災者支援、防災集団移転による移転元地等の活用、被災地の中核産業であります水産加工工業の支援などの課題が残されているところでもございます。特に福島におきましては、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に向けた対応や福島国際研究教育機構の設立に向けた準備など、引き続き本格的な復興に向けた中長期的な対応が必要であると考えております。</p>	<p>こうした課題に対処いたしますために、令和三年度以降の五年間を第二期復興・創生期間に位置</p>	<p></p>

置付けまして、引き続き強力に復興施策を推進していくこととしております。

○牧野たかお君 私事で恐縮ですけど、私も復興庁の副大臣を二回目の政府に入ったときに、二回目の国交副大臣のときに兼務でやらせていただいて、林さんは国交省にいらつしやったものですか、よく存じ上げていますし、その後復興庁としてい

ろんな取組を一生懸命やっていたら、その後は復興庁として存じ上げておりますが、なかなか、いろんな報道等を見ていると、また復興志半ばというよう

な、そういう報道がこの間も幾つも見受けられました。それだけ、その被災地の皆さんのお気持ち

を本心に考えたときに、復興というのはいち時間

間が掛かり、また全てが達成できるというのはい

かなか難しいことだなと思いましたが、私も、西銘復興大臣、三月十一日のときは済みません、予算委員会

で我々の、私、自民党の国対も兼ねているもの

ですから、行くことができなくなりました。それが、翌日の十二日、現地に行かれました。復興大臣としてこれまでの十一

年間の復興をどう振り返っていらつしやるのか、それと、これからの復興の在り方、復興の進め方をどう考えているのか、伺いたいと思

います。○国務大臣(西銘恒三郎君) 先月十二日の福島県を始め、就任以降、被災地三県を十五回訪問して

おります。地域の方々からお話を伺う中で、被災地の方々の絶え間ない御努力と関係者の御支援に

より復興の着実な進捗を実感しております。一方で、地域によって状況は様々であることも認識を

しております。被災地においては心のケア等の被災者支援などの課題が残り、また、福島

の原子力災害からの復興再生には今後も中長期的な対応が必要であります。

○国務大臣(二之湯智君) この度の地震によりましてお亡くなりになりました方に御冥福をお祈り

申し上げますとともに、被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。委員御指摘のとおり、私自身もこの三月の十九

日に、土曜日でございましたけれども、福島県を訪問いたしました。福島県知事の内堀さん、そして相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬ

と、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相

馬の立谷市長と意見交換をしまして、福島県知事の内堀さん、そして相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を

言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換をしまして、福島県知事の内堀さん、そして相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換を

してまいりました。私は、常にやっぱり現場を見なきゃいかぬと、百回は一見にしかずという言葉を言っています。根などを見て、相馬の立谷市長と意見交換を

だということですが、その状況はいかがでしようか。

○政府参考人(奥田薫君) 復旧見直しについてお答えいたします。

東北新幹線の運転再開については、本日、仙台駅一ノ関駅間が運転を再開しております。残り残りますのは福島駅から仙台駅間ということになっておりまして、三月三十日までに新幹線の車両の移動ができております。橋脚等の損傷箇所の復旧を今鋭意行っているところでございまして、先ほど委員からお話のあったとおり、全線運転再開は四月二十日前後となるとの報告をJRから受けてございます。

国交省といたしまして、JR東日本に対して、復旧工事が安全かつ迅速に行われるように要請しているところでございます。また、運転再開するまでの間は航空会社やバス会社等とも連携し、代替交通による利用者の移動手段の確保を図ってまいります。

以上でございます。

○牧野たかお君 先ほど申し上げたみたいに、直後、国交省から説明を受けて、また、その被害状況の写真等も見せていただいた上でいろいろ説明をいたしましたけれども、相当大きな補強、また補修の工事になるかと思えます。

今の答弁にもありましたように、まあこれもちよつと自分の反省を込めて言うんですが、私も鉄道局の担務を一年二か月していたしましたので、そのときにはこういう事故がなかったものから思わなかったんですが、当然、事故になると運輸安全委員会が調査はしますけれども、JRのこういう、これは自然災害による脱線事故ですけれども、そういう後の補修工事、また補修工事、これ全部JRが責任を持ってやるということで、国交省がその補修工事とか補強工事、立会いもしていなければ最終的な点検もしていないと思うんですが、私は、やっぱりこういう大きな事故の場合、調査を運輸安全委員会がやるだけじゃなく、国交省の鉄道局がちゃんと、点検までちゃんと

としつかり、報告受けるだけじゃなくて自ら関わるべきだと思えますけれども、国交大臣じゃないから答えにいかいかもしませんが、私はそう思います、いかがでしょうか。

○政府参考人(奥田薫君) 国土交通省としてどう関わるかについて、先ほど米お話のある脱線の件といわゆる構造物の件、この二点についてお答えいたします。

まず、新幹線の脱線対策につきましては、阪神・淡路大震災、中越地震、東日本大震災等の過去の地震の状況も勘案しながら、支えている構造物が壊れないようにする耐震対策、それから走行中の列車を早く止める早期地震検知システム、列車の脱線、逸脱を防止するというJRさんが実施する対策ではありますけれども、これまでも、国土交通省が事務局になっていて新幹線脱線対策協議会、こういったもので議論を重ね、対策を全体としてできるように進めてきたというのが一点でございます。

今回の脱線事故におきましても、三月三十一日に第十五回の協議会を開催いたしましたので、今回の地震の概要や東北新幹線の被害状況等について情報共有を図るとともに意見交換を行ったところでございます。

現在、御指摘のとおり、運輸安全委員会による現地調査、これ行われておりますけれども、加えて、JR東日本も脱線の原因究明を始めたところでございます。

国土交通省としまして、これらを踏まえながら、あわせて、橋脚を始めとする土木構造物や電柱、電柱ですね、関しても耐震基準や耐震補強計画の妥当性等についてしっかりと検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○牧野たかお君 要望というか、提案でとどめておきますけれども、私の反省は、先ほど申し上げたみたいにそういうこと気付かなかったということなんです、当然その協議会のことでも存じ上げているんですが、机上でそういういろいろ議論する

のも大事でしょうけれども、やっぱり現地の工事の状況を国交省の責任を持って技術者がちゃんと立ち会ったり点検した方が私はいいと思えますよ。特にこういう新幹線のような大勢の人を運ぶ高速鉄道ですので、一回本当に何かの落ち度があってもし事故になった場合は本当に大惨事になりますので、やっぱりそこは技術者が国交省として立ち会うべきだと私は思います。

これはちよつと余計かもしれませんが、元々、建設、運輸という、運輸の方は技術で自分たちが自らやっているというのは、まあ港灣なんかそうですけど、ほかのところは全部、鉄道とか航空とか、そういうところは報告を受けるといって、そういう慣習というかシステムがずっと続いてきているから、私はもう一度ちよつと再考していただきたいなというふうに提言をしておきます。

それで、この自然災害に強い交通網というのは、高速交通網というのは、あの東日本大震災のときもそうでしたけれども、やっぱりそれをちゃんとしておかないと、いざという震災や大きな災害のときに物資や人を運ぶのが遮断してしまうというの、その現地の人たちが困りやすいのは、サブライチエーンがやっぱり寸断されて日本全国の産業がやっぱりあつたときも困りましたので、こういういざというときの高速交通網というのは、常日頃から有事の際のいろんな準備という対応を考えたおかなきゃいけないと思えますけれども、二之湯大臣にその考えを伺います。

○国務大臣(二之湯智君) 先月十六日の福島県沖の地震によりまして新幹線が脱線いたしました。そのために、私もこの間、福島県相馬市と福島市を訪問したときには、新幹線がまず須賀高原まで行き、そこからマイクログラスで福島に入ったわけでございます、片道恐らく三時間半ぐらい掛かったんじゃないかと思えます。

しかしながら、まだ、いまだ新幹線は全面的な復旧に至っておりませんから、それを考えますと、いかに新幹線が便利であり、そしてなくては

ならないものだということを改めて痛感いたしましたところでございます。

そうしたことを踏まえれば、自然災害に強い高速道路路網の整備を進めることは非常に重要なことであると思っております。

このため、地震、津波、洪水、豪雪など、地域の災害特性を踏まえ、災害に強い施設整備を進めることが不可欠であります。長期にわたってその機能を維持するために、また老朽化対策も避けては通れません。そして、大規模災害が発生することを想定し、高速道路や新幹線などのネットワークの連携により代替輸送ルートを早期に確保することも必要だと思えます。

引き続き、関係省庁と連携して、資源災害に強い高速道路路網の整備を推進するなど、国土強靱化の取組を強化してまいりますと思っております。

○牧野たかお君 ほかにも幾つか質問をするつもりでしたが、五年ぶりの質問だったものですから時間配分が分からなくなっちゃいまして、済みません、警察庁の皆さん、サイバーセキュリティは飛ばして、最後に沖繩復興の問題を伺いたいと思えます。

西銘大臣のお父様は本土復帰後三代目の西銘順治知事でいらつしやいます。三期お務めになりました。一にも二にも人づくりというのがスローガンで、沖繩復興に努めていらつしやいました。今年には沖繩の日本復帰五十年で、先月の三十一日、先週ですが、沖繩復興特別措置法の期限延長と法令改正が成立いたしました。

これも私事で恐縮ですけど、外務省の政務官の担務で沖繩担当というのがありまして、私も九年前にやらせていただいて、沖繩にも入らせていただいているんなら復興策の現地を見てきたんですが、そのときからちよつと感じていることで、なかなかこの五十年間、いろんな成果が出てきたものばかりではないというのを実感していたしております。

何がちよつと不十分だったのか、それは私の立

場でよく分かりませぬけれども、沖縄県の御出身で、今申し上げた沖縄の出身の代議士で今その大臣をやっているらしいです。西銘大臣に、何が十分だったかということ、今年も二年度の予算で二千六百八十四億円の沖縄振興予算が付いておられますが、こうしたことも含めてこれからどのように振興策を図っていくのか、伺います。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 委員御指摘のように、沖縄法の改正につきましては全会一致で可決をいただきましたことを心から感謝を申し上げます。と思っています。

復帰後五十年間で、社会資本の整備を中心に、着実に沖縄振興は成果を上げてきたものと考えております。県内総生産や就業者数の伸びは全国を上回る伸びを見せております。ところが、全国最下位の一人当たりの県民所得であったり子供の貧困の問題など、なお課題、解決すべき課題は残っているものと考えております。

沖縄の産業構造を見ますと、労働生産性が低いと言われているサービス産業への依存度が極めて高く、就業者一人当たりの付加価値額を示す生産性が全国の約七割の水準で推移していることから、ベースのところには人材育成という大きな課題も抱えておりますが、今後、競争力あるいは労働生産性をどう上げていくのか、産業の高度化、高付加価値化を支える人材をどう育成していくのかということにまだ課題が残っていると思っております。

沖縄法であったり税制改正の制度であったり、あらゆる施策を総動員して課題の解決に努めてまいりたいと考えております。

○牧野たかお君 西銘大臣ならではの振興策を期待しております。

以上で終わります。

○太田房江君 自由民主党の太田房江でございます。今日は決算委員会の場で質問の機会を与えていただきまして本当にありがとうございます。

まずは、今大変ホットな経済情勢から御質問申し上げたいと思います。

足下の原油ですとか穀物の国際価格がどんどん上がっているというのはいずれも御承知のとおりですけれども、これは、コロナ禍からの世界経済の回復による上昇トレンドにウクライナ情勢が加わったということ、資料一に持っています。また、ガス代や電気代などもどんどん上がりが始めているという、こういう状況でございます。

EUは、ロシアからの脱却、エネルギーを買うところはもうロシア以外というふうなことも年末までにはやってしまおうんだということをおっしゃって、エネルギーの需給構造が世界的に大きく変化をする中で、こうした物価高騰の状況は今後も長期化していくだろうと思われま

す。

この国際商品市況の高騰に伴いますコストプッシュによる国内物価の上昇は、コロナ禍で疲弊をしております我が国の産業、そして国民生活、これに更なる、まあ下押し圧力というんでしょうか、マイナスの影響を及ぼすことが懸念をされておられます。十分注意をしなければなりません。

今後対策を考える上で、まずは現状把握ということでございますけれども、政府は現時点でのウクライナ情勢等の日本経済への影響、どのように認識しておられますでしょうか。山際大臣にお伺いをいたします。

○国務大臣(山際大志郎君) これは、今委員から御指摘がありましたように、原油を始めとするエネルギーの値段が上がっている、そのことだけではなくて、それから穀物の値段に、さらにはそのほかの物価の上昇にというふうな徐々に徐々に影響が及びつつあるというのはこのコンセンサスだと思っております。

これでお示ししていただきましたように、エネルギーの価格が高騰してまいりますと、その後少しタイムラグを持って今度は電気代等々が上がってくるということがございます。そして、こういうこともございますから、政府としては、まだその価格が、様々なものの価格が上昇していく、そ

れがすぐには収まらない、そういう見方を持って対策を立てていく必要はないかと、そのように現状認識をしております。

○太田房江君 ありがとうございます。おっしゃる通りでありまして、まだ先行き不透明な面もありませんけれども、厳しい認識というふうな受け取りました。

政府・与党は、この直面する景気の下押し、下振れ要因に対しまして、万全の対策を講じて経済と暮らしを守っていかなくてはなりません。これまでも政府は、原油高騰に対する緊急対策等を取りまとめられまして、必要な対応を機動的に講じてこられたというふうな思っておりますけれども、先週、三月二十九日には、総理の方から物価高騰に対する緊急対策を取りまとめるようにという指示がございました。

山際大臣、今回の物価高騰に対する緊急対策の狙い、四項目ほど挙げられていると思っておりますけれども、国民の皆様に分かりやすくお伝えいただけますでしょうか。

○国務大臣(山際大志郎君) これも委員が御指摘いただいたように、総理から、この緊急対策という形で緊急かつ機動的に今の状況に対して対応するようにという御指示が下りました。

その、四本の柱を簡単に御説明すると、まず、四本の柱をそれぞれ簡単に御説明すると、まず、エネルギー高騰対策ですね。これ、もう既にやっているわけでございますけれども、更にエネルギー価格が高騰する可能性というのは排除できませんので、それに対してどのような手だてがあるかということをあらゆる選択肢を排除せずに検討するということを今やらせていただいております。

さらには、エネルギーだけではなくて、小麦を始めとする穀物の価格というものも相当上がっておりますから、これ、もちろん一か所から買っているわけではないんですけど、更にその食料品を調達するときのその調達先の多様化ということをやらなくてはなりません。さらには、肥料もそう

なんですけれども、穀物、飼料穀物として畜産業等々に対しても相当影響が出始めておりますので、そこに対しても手だてというものが二本目の柱としてやらなくてはいけないと思っております。

そして、もう一つは中小企業ですね。中小企業、価格転嫁円滑化パッケージやっておりますけれども、更に物価が高騰する、企業物価が高騰するということが合せて中小企業に対しての手当ということも必要であるということ。

さらには、コロナ禍からまだ回復し切っていない状況の中でこの生活困窮者に対してどのように対応していくかと。

この四本を柱にして、緊急に、かつ機動的にまとめていかなくてはいけないと思っております。

○太田房江君 ここで四項目について丁寧に御説明をいただきありがとうございます。

国民の皆さんの期待も高いと思われまますけれども、こうした危機に対する必要な財政支出、これをちゅうちょなく行っていたらいいかと、後ろに財務副大臣もおられますので、是非お聞き届けいただければと思います。そして、実効性の高い内容の緊急対策をお取りまとめたかどうかということをお伺いしておきます。

次に、三月三十一日に閉幕いたしましたドバイ万博と大阪・関西万博についてお伺いをいたします。今日は万博のマークを私は三連発で付けてまいりましたけれども、気合を入れて御質問申し上げたいと思います。

三月三十一日に閉幕をいたしましたドバイ万博、二千三百万人の方々の来場者数があったというふうな何とております。当初の想定を上回ったんでしょうか、大変な成功裏な閉幕であったと思っております。東京オリンピック・パラリンピックももちろんそうですけども、コロナ禍での開催というところで大変厳しい環境の中であつたわけですから、それをね返してこうした活況に満ちた成果を上げられたということに対しては私はドバイに対して敬意を払いたいと思っております。良かったと思います。

そういう中であって、国会の開催中ではありましたが、若宮大臣は二回も弾丸出張をいただきまして、ドバイに行っていたいただきました。ありがとうございます。御苦労さまでした。

百聞は一見にしかずと申します。本当に多くのことを吸収して帰ってきていただいたと思いますので、私どももそれをしっかりと承ってまいりたいと思っておりますけれども、このときに二回目出張で行っていただきましたのが、資料二に持ってまいりました閉会式、旗渡り式でございます。これは、真ん中のは恐らくBIEだと思えますけれども、ドバイからBIEを通じて若宮大臣の手に直接、下の方にあのエキスポの旗の印が出ておりますけれども、この旗をしっかりと受けて持って帰って帰っていただきました。ありがとうございます。

私、週末には必ず大阪には戻らなくてはなりません。大阪ではこの万博の雰囲気大分高まってきておるんですが、テレビ等を見ておると、あたかも大阪府市の事業のように伝えられているところがございます。これは私は正しい報道ではないと、これ政府の事業でございましてから正しい報道ではないと思っております。こういった点はしっかりと注意して見ていながら、必要であれば大臣にも御相談しながら対応していきたいと考えておるところです。

そして、今回、ドバイ万博を御覧になって帰ってこられました、スケールも大変大きかったと、そしてビジネスの場にもなっているというようなことも漏れ聞いておりますけれども、若宮大臣、万博の印象、ドバイ万博の印象、いかがでございましたか。そして、大阪・関西万博に向けてこれは参考にすべきだというような運営面への示唆など、お感じになったことがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(若宮健嗣) まず、太田委員始め皆様方には、これまで大変な御尽力をいただいたと思いますこと、改めて感謝申し上げます。

し、本日は、特にまた太田委員におかれましては万博パッジ三連発で付けていただいているということで、機運醸成に更に自ら御尽力いただいていることに敬意を表したいと思っております。

ドバイ万博、何とか昨年十月からこの三月三十一日まで開催をさせていただきました。御指摘のように、大変この新型コロナウイルス、オミクロン株が世界的に拡大をいたしました中で開催ということ、非常に厳しい状況であったかと思えます。私自身も何度か、ジャパンデー含みまして先方の方に伺いたいと思っておつたんですが、なかなか実際のところ行かれます、皆様方のお力添え、御協力いただきました。三月の連休、そしてまたこの三十一日、先週と、二回行ってまいりました。

御指摘のように、過去最大級の規模を誇る百九十二か国を参加招請をされた規模でございます。見る者をまさに圧倒するような大変魅力的な万博だったというふうな思っております。閉幕式では、次期開催国として、今委員が御指摘いただいた写真のように、博覧会国際事務局、BIEでございますが、この旗、これは歴史ある旗でございます。もう百七十年にわたって続いているものでございますけれども、この日本への、日本へのパトロンタツチということで、ドバイから熱気と興奮までも引き継いできたような気分でございます。

このドバイの万博での日本館、これは非常に高い評価をいただきまして、展示部門で、私もその授賞式、実際におりましたのですが、金賞を受賞させていただきました。これは、ほかの外国の方から聞いても、日本館は見に行きたいだけどもなかなか入れないということで、本当に連日満員状態の、朝から晩までというほど、予約制でございました。満員状態が続いたような状況でございます。

そして、受賞後に、このBIEのケルケンツェス事務局長、これ、私からも改めて金賞のお礼を申し上げたんですが、逆に先方からは、この日本館、これは日本政府に対してですけれども、この

パビリオンの出展に、いや、これは逆にこちらが感謝を申し上げたいというお話をいただきました。逆に、いつも日本はすばらしいこの万博での展示を展開してくれていることに改めて敬意も表すし、これがまた全世界のほかの国々に対してもいい影響を与えているんだと、そんなお話しもいただきましたところでもございまして。私といたしましては、まさに国際社会に向けて、次なる大阪・関西万博のアピールにもつながったというふうな思っております。

運営面に関してでございますけど、やはりこのコロナウイルスの感染症の中で、非常に大変多く学ぶべきところがございました。また、さらに、私が特に思ったのは、気候変動ですとか健康ですとか宇宙ですとかあるいは水という、こういったテーマで、この世界共通の課題をテーマといたしましてテーマウィークを設けてまして、それぞれのテーマごとに横串を刺して様々なサイドイベントを展開するというような取組も行われておりました。こういった取組から、万博の開催期間中に世界中からこういった関係者を集めることで多面的な、複層的な機会を、もちろんその各企業も参りますので、今委員が御指摘になったビジネスチャンスを生み出すことにも広がりが持たされていると思えます。こういったところをやはり大阪・関西万博でも参考にしていきたいなというふうな感じのところでもございます。

いずれにいたしましても、この万博を契機にUAE全体が、ドバイだけではなくて、やはりそのUAEの国全体をこの先どうやって発展させていこうか、向こう三十年間、五十年間、どういったUAEであるのかということを強く意識した種まきの万博だったというふうな実感を感じました。

これは、翻って考えれば、私ども、次、もう三年後でございますけれども、大阪・関西万博におきまして、大阪、関西地域はもろもろのことでございますけれども、やはり日本全体がこれを契機に更なる発展、あるいはその振興を遂げてい

くような機会と、最大限活用していかねばいけないなど、次の時代に向けて、あるいは国際社会に向けてどういったことをアピールしていけるのかなと、先頭に立って全力で頑張りたいと思っておりますので、引き続きの御指導、御支援、よろしく申し上げます。

○太田房江君 ありがとうございます。行ってこられた熱気が伝わってまいりまして、これから頑張っていきたいなど、こういうふうな感じのところでございます。

中にございましたけれども、これ、未来社会の実験場ということではありますけれども、あわせて、大阪のみならず日本全体の経済の起爆剤にしていけないといけないという面もございまして。こうした観点から申し上げますと、科学技術イノベーション、これから日本はブーストさせていかなくちゃいけないけれども、そのショーウィンドーとしてだけではなく、それがビジネスとして世界中に波及していく、そういうビッグチャンスにもさせていきたい、していかなくてはならないと、こういうふうな思っております。

自民党の大阪・関西万博推進本部では三つのPTを設けて、規制改革いかにあるべきか、予算はどういうふうな取組がいかんか、いかにいかに、さらには、機運を醸成するためにどうすればいいか、有識者の皆さんのお知恵もいただきながら、PTを三つ動かして、政府の事業として立派な万博になるように大臣をお支えしていく覚悟でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、新しい資本主義についてお伺いをさせていただきます。先ほど緊急対策の方はお伺いをさせていただきましたけれども、その三月二十九日の総理の指示の中には、新しい資本主義についてももしっかり検討するようにと、中長期の課題についても取り組むようにと、こういう御指示があったと聞いております。

総理は、施政方針演説の中でこのように申されました。「経済再生の要は、新しい資本主義の実現です。市場に依存し過ぎたことで、公平な分配が行われずに生じた格差や貧困の拡大。市場や競争の効率性を重視し過ぎたことによる中長期的投資の不足、そして持続可能性の喪失」。このように述べて新自由主義からの脱却を訴えられたわけですが、この点は私も大いに同感であります。

この新しい資本主義については、六月末までに、あつ、六月までにグラントデザインと実行計画取りまとめられるというふう聞いておりますけれども、この前新しい資本主義について党内で議論をしたときに、新しき、新しいというのをどこに求めるかということについて意見が多く出されました。

漠然とした質問で大変恐縮なんですけれども、何をもちつて新しいというふうには山際大臣は考えておられるか、お聞かせください。

○国務大臣(山際大志郎君) 今、総理のお言葉を引用していただきました。まさにそれが我々が今直面している問題に対する政府の意識でございます。格差の問題、貧困の問題、あるいは富の偏在、外部不経済と言われるような気候変動、これも、市場にだけ任せていくと、どうしても利益を追求することによって持続可能性というものが損なわれて気候変動問題につながっているというふうな考え方もございます。

こういつた今様々ある課題、これを課題としてもちろん我々見るんですけれど、課題そのものを、逆にそれを解決するということが成長のエンジンになると、こういう考え方を持つというのが新しいという言葉の意味の一つでございます。

そしてもう一つは、じゃ、それをどうやって解決していくのかということ、幾つかの分野がございます。今おっしゃっていただいたように、科学技術イノベーションの分野、あるいはカーボンニュートラルもそうでしょう、気候変動そのものに対応していくためにどうするか、デジタル化

等々もあります。こういうものを投資していくわけなんですけれども、投資するときにどの視点で投資をしていくかということが非常に重要だと思っております。岸田内閣では、これを人というものに焦点を当てて、人に注目をして、そこに投資をしていくという観点で様々な課題を解決していく、これを図りたいと思っております。

資本主義は今までもバージョンアップを続けてきたものですから、ここでバージョンアップをしつかりさせて、そして市場にだけ任せるのではなくて、官と民がきちんとそれぞれにやるべきことを役割分担しながら進んでいくと、これが新しいという言葉の意味だと、私はそう理解しております。

○太田房江君 今既にひよつとしたらお答えいただいたかもしれないと思うんですけれども、私のお願いを兼ねて申し上げさせていだきたいと思います。

ちよつと資料三を見ていただきますと、主要国の名目GDPというのを書いてございます。これはよくOECDが使う資料でございますけれども、その手法に従って財務省に作っていただきました。

アメリカや中国がどんどん名目GDP倍加をさせているのに対して、日本はこれ、一九九五年、阪神・淡路大震災の辺りからだと思いますけれども、まあ停滞しているというのが実情であります。新しい資本主義も、これは成長しなくては意味がないと、こういうことだろうと思えます。

この二十年余り、日本経済は、残念ながら今のような、資料三のようなことだったわけですが、でも、まず成長させるにはどうしたらよいかというところから私はしっかりと踏み出していくべきであるうと。そのためには、昔間言われておりますように、四百八十四兆円とも言われております内部留保をぐつと技術開発の方に動かす、あるいは先ほど触れられました人への投資に動かす、その呼び水として財政支出を国が必要十分に行うということが私は眼目になってくるというふうな考

えております。賃上げももちろん重要で、やらなくてはならないことなんですけれども、やはり技術開発とイノベーションがなければこれが長続きしないということだと思います。持続性を持たないということだと思います。

その点から二つ申し上げますと、一つは、各国の産業戦略というものが物すごい規模なんです。資料四に書いてございますけれども、米国や中国、欧州がこのところ、これ半導体だけなんですけれども、産業政策をどんどん巨額の投資をもつて進めている。このほかに軍事予算があるわけですから、全体の技術開発予算というのは膨大な額に上るといふふうに思われます。

私は経産省で一時期仕事をしておりますので、産業政策は日本が老舗であるといふふうに思っております。旧通産省はいろんなことで産業政策に大きな成果を残してきたと確信いたしておりますけれども、当時ですね、少なくともアメリカは、産業政策というのは市場への介入だと言つて批判していたんです。それが、ここに至つて、中国との競争が激しくなつてきた局面でもうおんと支出をし出したと。ここは本当に、それに続いて欧州、中国そのものも、そして台湾まで、これ、ざつと見ていただいたら分かると思うんですけれども、単位が違う、桁が違うんです。こういう中で日本は頑張つていかなければいけないということなんだと思つてます。

令和三年度予算では思い切つた予算が、あつ、補正予算と四年度の予算で思い切つた基金等が設けられました。先端重要技術育成プログラムに基づく二千五百億円の基金、これ五千億円に将来なるといふことです。大学ファンドも設けられました。NEDOにもカーボンニュートラルを進める技術開発二兆円設けられたわけですが、これも、これは彼我の差がまだまだ大きい。やつぱり内部留保をぐつと動かす、技術開発に向かつて、そういう一斉に動かす力にならないのではないだろうか、このように思います。

それから、人への投資についても、少し私は内

閣委員会の方で、男女間格差をしつかり埋めることが能力を引き出すことにも、そしてまた将来への不安を払拭して消費につながることもあつたが、例えは今申し上げたようなその男女間の賃金格差の開示ですとか、あるいは女性はデジタルに合つていふふうな言われまますけれども、デジタル人材投資、これについて女性枠を設けるとか、これは私、能力を生かすことだと思つております。

そういう意味で、これまでにない取組をしていただきたいと思つておりますけれども、先ほど追加してお答えいただくことがあればお願い申し上げます。

○国務大臣(山際大志郎君) 内部留保の話ございました。内部留保のことを我々はどう捉えているかということ、まさにこれはアベノミクスで相当大企業を中心に必死になつて稼ぐ力を増やしてもらつた結果そこまで成長してきたということから、そのアセットを今度生かさなきゃいけないステージに入つたといふような感覚です。

そうなりますと、次、投資に当然回さなくてはいけないわけなんですけれども、それが、先ほど申し上げましたように、市場だけに任せていくと、市場は非常に大事なものです、大事なものです、市場だけに任せておくと、次にどこに張つたらいいか、どこに投資をしたらいいかということに迷うことがある。なので、私たちは新しい資本主義の下で、これからの成長分野、これからのマーケットをこなすというのを官と民で協働しながらお示しをすることが大事だと思つております。

それが、先ほど申し上げたように、カーボンニュートラルを始めとするような新しい技術が必要な、その場所、部署に関しての科学技術イノベーションであつたり気候変動問題の解決であつたり、おっしゃつたようなデジタル化であつたり、こういう方向で国としても進まなくてはならないと思つていふことをきちんとお示しを

して、ですから、そこにその内部留保として今まで持っている次の投資の資金と一緒に回していただきたい、こんなことをお願いしていくことにする、そのためのグラントデザインであり、あるいは実行計画であるというふうにしてまいりたいと思っております。

その中に、後段の方のその女性のことがございました。まずもって、これから先の資本主義においてマーケットにどのような情報をお出しするのかが良いのかということは今議論しています。今までは財務情報というものに基づいて投資家の皆さんは投資をしてきたわけなんです、稼く源泉が物から人によっています。ですから、人は非財務情報なので、その各企業はどんな人材を持っているか、どんな人を持っているかということがちゃんと開示されるようにしていかなくてはならないというふうな、そういう意識は我々も持っております。まさに先生が御指摘いただいたように、女性もその中に当然、人材の中にも含まれるわけですから、その情報の開示というのはしなくてはならないと思っております。

また、デジタルの人材育成に関しては、これは男女の別なく人材育成はしようと思っております。おっしゃるように、女性で今そのスキルアップをするパーマネントの職に近いという方はいいいいらしいというところは我々つかんでおりますので、主にそこに使っていたらいいというふうなことも考えていきたいと思っております。

○太田房江君 ありがとうございます。
財政出動については、これ成長のために、そして人への投資のためにも、先ほども申し上げましたけれども、大胆かつ重点的によりよくお願いを申し上げます。

次に、去る二月二十五日に国会に提出されました子ども家庭庁設置法案に関連をいたしまして、幼児教育の重要性とそれのための体制整備についてお伺いをいたします。
法案自体は内閣委員会の方で審議することに

なっておりますけれども、これが成立すれば二〇二三年四月一日に子ども家庭庁が創設されます。体制整備が行われることになるわけですが、私も、今回の法案を前提として、幼稚園ですとか保育園ですとか、関係者とも、現場の方々とお話しをさせていただきました。その中で出てきたことと関連して質問をさせていただきま

す。
これは、先ほど触れました新しい資本主義においてもこの幼児教育、重要性というのはいくらも触れられておまして、保育所や幼稚園などの現場で働いている方々の収入を増やすということにも四年度向かいました。これも大きな成果であったと思えます。

そこで、赤池副大臣に伺いますけれども、就学前のどの施設に通っても共通の教育、保育が受けられると、これが大事なんだということ、今日残念ながらおられませんが、野田大臣もずつとおっしゃってられます。

一方で、認定子ども園と幼稚園と保育所の、あつ、認定子ども園の事務やいろんな通知などについて、複雑、煩雑だということも指摘されておりました。これら両方片付けていくことによって子ども家庭庁の機能が十分発揮されるようにしていただきたいと思っております。赤池副大臣、いかがでございますでしょうか。

○副大臣(赤池誠章君) 太田委員にお答えをいたします。

委員御指摘のように、施設類型によって教育の又は保育の内容が違う、そのようなことがないよう、今回のこれから国会で御審議をいただく法案にしましては、制度的にしっかりとそこは横串を刺すような形で担保をさせていただいていこうでございます。

また、今まで、厚労省、保育所、内閣府、認定子ども園、文部科学省、幼稚園というような形でそれぞれの省庁が同じことをそれぞれ施設に、でも、そこにはいろんな重複があるということがないように、今後原則として連名で発出をする。

また、今回、コロナ禍対策のように緊急の事案があつたとしても十分連携をして、そういったことができるだけないような形で、是非御審議の中で法案、そして明確化させていただきたいと思っております。

国会でお認めいただければ、来年四月の子ども家庭庁設置の際には、まさにそれぞれの省庁の連携強化と現場の支援をしっかりと取り組ませていただきます。と存じます。

○太田房江君 時間がなくなりましたので、最後はお願いにさせていただきたいと思っておりますけれども、一つは国の体制整備。これは、三つの園の教育、これ一貫、小学校に向けても一貫性を持たせ、そして三つの園についても共通の教育を受けられるようにしたいと思っております。そういうことからいいますと、聞き及んだところでは、子ども家庭のところから少し教育について不十分な点があるんじゃないかということも言われておりますので、文科省からの出向を含めて、しっかりとこの教育の部分を充実していただきたいというのが一つ。

それから、自治体の方は、これ福祉部局とそれから教育委員会が連携して行うということになると思うんですけれども、これ口で言うのは易しいんですけども、実際には外から見るとどっちに行つたらいいか分からないというふうなことが多々発生しておりますので、この辺についてはしっかりと指導をしていただきたい。

例えば、大阪の箕面市では、教育部局の方に寄せて……

○委員長(松村祥史君) 太田委員、時間が超過をしておりますので、そろそろおまとめください。

○太田房江君 はい。
事務を行っていただけるそうです。よろしく指導、助言の方をお願い申し上げます。

○川田龍平君 立憲民主党の川田龍平です。
私からは、今日、デジタル庁、消費者庁と、コロナクチンについてワクチン担当大臣にお伺い

したいと思っておりますが、ちよつと時間の関係で先に、ワクチン担当の担当大臣に先に質問させていただきます。とさせていただきます。

私、三月十日の参議院のこの場の予算委員会、そして先週の三月二十九日にも参議院の厚生労働委員会でも新型コロナウイルスのワクチンの件を取り上げさせていただきました。

論点のポイントとしては、この新型コロナウイルスの接種は、リスクとベネフィットを考えたときに、重篤化を抑える効果はあるとされるものの感染予防効果は低く、高齢者や基礎疾患などがある方以外への人への接種は、副反応、後遺症の観点から、その情報を国民の皆さんに確実に提供することが重要であるということ、特に五歳から十一歳までの子供への接種については、人に接種する初めての遺伝子ワクチンであり、将来どのような反応が出るか分からない中、重篤率が低い子供たちへの接種は控える必要があるのではないかと、また、ブースター接種が引き続き実施されている中、政府がこの四回目の接種を検討していますが、三回目接種した全員にこの接種をする必要がないことなど質問させていただきます。

今回新たに松野大臣がワクチン接種担当となされましたが、この接種促進ということよりも、コロナクチン接種は今後リスクの方が大きくなるのではないかと、ここは一度立ち止まって、様々な情報や知見を整理してワクチン接種について考えるときではないかと思っております、いかがでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 川田先生にお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルスの三回目接種は発症予防、重症化予防の要であり、最優先課題の一つであると考えております。一般の方への接種も本格化をする中、特に若年層がワクチン接種を受けやすい環境を整備をしていくことが重要だと考えています。

今月中には三回目の接種の対象となる約一億人の方が接種できる量を上回るワクチンを配送する

こととしています。三回目接種をできるだけ早期に、できるだけ多く接種いただけるよう、追加接種の必要性や交互接種の有効性、安全性などについて分かりやすい情報を発信していきたいと考えております。

○川田龍平君 是非、今朝も私の知人から、知人のその知人なんですから、本当に信頼できるところから、もう本当に、今回、四十代の男性で仕事をしていた人が突然、この接種後ですね、本当に起きられなくなりました。倦怠感があつて息切れをして、緊張感や不安感、胃腸の不快感、腰、背中、肩、首が緊張して痛むとか、鼻が詰まって息が苦しくなる、ブレンプオグや目まいたとか、本当にコロナ後遺症と言われているような症状に、ワクチン後遺症というのと同じような症状が起きてくるんですね。

そういう意味で、やっぱりこういったその後遺症に対する研究などもしっかりしていただきたいんですが、特に相談窓口、これを設置していただきたいと思いますが、これちよつと通告してないんですが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐原康之君) お答えいたします。ワクチンを接種した後のいろいろな症状を訴える方については、しっかりと対応していく必要があると考えております。

また、そのために、今、各都道府県にその専用の相談窓口、それからそういった方々がしっかりと医療につなげるような医療の体制、これをお願いしているところでございます。

○川田龍平君 今、大阪府の泉大津市が先に相談所をつくって、相談窓口をつくり、そして今、名古屋市もこういった相談窓口をつくったということですが、是非自治体にそういったその相談窓口をしっかりと設置するように、国としてもしっかりと、支援をしつかりやっていただきたいと思っております。

さて、そのような中に、国立感染症研究所が新型コロナウイルスに関する新たな見解を発表しました。感染経路はこれまで、新型コロナウイルスの感染経路

として、くしゃみやなどの飛び散った飛沫による感染、それから飛沫などに触れた手で鼻や口を触ることによる接触感染の二つを挙げられました。一方で、ウイルスを含んだ空気中の微粒子を吸い込むことで感染するエアロゾル感染を認めてきました。

先月の二十八日、この感染研のホームページにひっそりと、感染する経路は主に三つあり、一、空気中に浮遊するウイルスを含むエアロゾルを吸い込むこと、二、一番目にエアロゾル感染が挙げられていたんですね。

厚生労働省もその可能性はあるとしてきたわけですが、今回、この国立感染症研究所の見解で空気感染してしまうということなのですが、本件について政府として国民への告知が遅いのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐原康之君) お答えいたします。コロナウイルスの感染様式につきましては、かねてから飛沫感染、それから接触感染、そしてエアロゾルによる感染ということがあるということはお知らせをしております。改めましてこの点についてはしっかりと周知徹底するようにしていきたいと考えております。

○川田龍平君 いや、これまで厚生労働省は可能性はあるとはしてききましたけれども、感染研も含めて空気感染についてはずっと言ってきていまして、今回初めて空気感染についても感染研のホームページでひっそりと発表すると。本当にこういったことが感染予防に本当に機能してこなかった原因だと思えます。

このエアロゾル感染、すなわち空気感染してしまふということであれば、換気とともに、これは換気とともに空間の除菌というのも極めて重要なことだと思えます。今まで室内に換気ということについて感染予防の観点から実施してききました。これだけ感染力が強いオミクロン株で空気感染するということになれば、より一層の踏み込んだ対策が必要と考えます。

厚生労働委員会での次亜塩素酸水の空間噴霧に

ついて、コロナ感染予防策、防止対策として積極的に活用するように質疑をしてきたわけですが、今回のこの国立感染症研究所の公表を受け、政府としても一歩踏み込んだ次亜塩素酸水の空間噴霧の必要性、この件についてかじを切るべきではないかと思えますが、大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(佐原康之君) お答えいたします。まず、今回、エアロゾル感染について改めてホームページでお知らせをしておりますけれども、これはいわゆる空気感染とはちよつと違うものというふうな我々としては考えて、その旨お知らせをしているところでございます。

また、次亜塩素酸水につきましては、その効果につきましては引き続き我々としてはよく精査をしていきたいというふうな考えております。

○川田龍平君 次亜塩素酸水については、ようやく厚生労働省もお勧めしないという発言を撤回してようやく使えるようになってきているんですが、是非今後積極的に、やっぱり今後エアコンの使用も増えていく中で、換気が十分に行われない中でこの空気中の除菌ということについて、次亜塩素酸水以外にもオゾンですとか紫外線、紫外線照射ですとかいろいろありますので、是非そういったところは、経産省などを中心にやっぱり是非積極的にそうした感染対策を実際にやっていただきたいと思えます。

次に、デジタル庁について質問させていただきます。

昨年九月一日に発足をしましたデジタル庁では民間人材の採用が積極的に進められて、発足時には、事務方トップのデジタル監を含め民間出身の職員が全職員の約四割ということをお占めております。そのうちの九八％は兼業規制が適用されない非常勤職員であり、多くの職員が出身企業などとの兼業との、兼業を行っております。

国のデジタル事業の予算と権限が集中するデジタル庁では、官民癒着を防止し、公務の公平、公正性や事業の透明性を確保していくことが極めて

重要となると考えますが、この四月一日からデジタル庁全体でも新たな人員を増強、約七百三十名の新体制になったと報道されています。

民間人員の非常勤職員が多いことは他省庁では類を見ない体制となっておりますが、デジタル庁のこの状況について、デジタル大臣、人事院総裁、どのように考えているのか、まずお伺いしたいと思います。

○国務大臣(牧島かれん君) 今委員御指摘のとおり、民間から大変知見のある方たち積極的に活用する中でも、公務の公平、公正、透明性に疑念を抱かれないようにすることは重要であると私どもも考えております。

また、民間から採用された職員についても、公正な職務の遂行の維持、職務専念義務の確保、公務の信用保持の観点から、守秘義務、信用失墜行為の禁止など、国家公務員法の職務に関する規定は適用されております。

また、全ての職員を対象に、コンプライアンス基本方針に沿って行動することや利益相反行為を行わないことなどに関する誓約書の提出を入庁時に求めているところでございます。

さらに、その公平性を確保するためのデジタル庁における具体的な規程としては、調達に関する職員の兼業先等企業及びその親会社、子会社は原則として当該調達案件への参加を禁止とするほか、企業の全株式の五％超を保有する場合などにはその旨を報告することとしているなど、独自のルールを設けております。

引き続き、公務の公正性に疑念が生じる事案の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

○川田龍平君 官房長官、退席して結構です。是非ワクチン担当として、是非今までのワクチン行政ちよつと改めていただきたいところがありますので、是非その点を是非しっかりと認識していただければと思っておりますのでよろしくお願いたします。

委員長、退室していただいて結構です。
○委員長(松村祥史君) 松野大臣、退室して

だいで結構です。

○川田龍平君 それでは次に、デジタル庁に引き続き質問させていただきますが、先ほどの誓約書の話もございましたが、誓約書を初日に提出していない人も何人もいたということも出てきました。それから、官民人材交流法に基づく現在の官民交流制度、これ許認可権限を有する府省と民間企業との人事交流に関する制限、国と契約関係を有する民間企業との間の人事交流に関する制限など、透明性、公明性を確保した公正な手続の下行われており、民間企業から国への交流採用者には国が給与を支給し、出身元の民間企業からは支給できないルールとなっております。

デジタル庁では、全省庁の、全職員の約四割を占める民間出身の職員のうち、先ほども申し上げましたように九八%が兼業規制が適用されない非常勤職員のため、出身元の民間企業からも給与が支給されても何も問題ない状況であり、非常勤職員制度が官民人材交流法の抜け道となっているのではないかと考えられますが、人事院総裁、このことについてはいかがお考えでしょうか。

○政府特別補佐人(川本裕子君) 非常勤職員につきましても、その服務につきまして、兼業規制など一部を除き、守秘義務等の常勤職員と同様の厳格な義務が課されておりまして、その違反には懲戒処分や刑事罰等が科されることになっております。

非常勤の採用についても、公務の公正性を確保し、官民の癒着との批判を招かないようにする必要があることは言うまでもありません。このため、これらの法律上の服務規制に加え、採用昇任等基本方針なども含め、任用権者において適切に対処していただくことが重要であると考えております。

人事院としても、制度の趣旨にのっとった適切な運用がなされるよう周知に努めてまいります。
○川田龍平君 是非これしつかりと周知していただいで、特に公務員倫理規則など、やつぱりこの倫理規程をやつぱりしつかり認識していただく必要

要があると思います。特に民間出身の方については、その辺りがちゃんと入っているのかどうかという点も含めて確認をしていただきたいと思っております。

そして、初代デジタル大臣の平井大臣の下では、平井大臣はこのデジタル庁発足前に参議院内閣委員会で、デジタル庁の官民の間で人材が行き来するリボルビングドア、回転ドアの仕組みを構築したいと答弁をされています。リボルビングドアについてはポジティブな評価も聞かれますが、民間企業と政府の間を利害関係者が頻繁に行き来することにより利益相反を招くおそれがあります。民間企業から政府に来る者が政府決定の場に入り、自社に都合の良い政策を誘導した後再び民間企業に戻った際には、政府の内部事情が分かることになるので、インサイダー的な情報漏えいも懸念されます。

政府としては今後デジタル庁の人材政策はリボルビングドアで行っていくのか、デジタル大臣にお聞きしたいと思います。

○国務大臣(牧島かれん君) 行政組織がデジタル人材を活用していく観点からも、優秀なデジタル人材が、官民学も含めてでございしますが、行き来できるようにすることは重要であるという考えはございます。一方で、デジタル人材の経験、知見、スキルを幅広く普及させて社会全体のデジタル化をどのように後押ししていくのか、この点、コンプライアンスや透明性の確保、しつかりと配慮をしなければならぬということも併せて重要な観点として持ち合わせております。

なお、常勤職員であっても非常勤職員であっても、各府省庁退職後においても秘密を漏らしてはならないとする国家公務員法上の守秘義務の規定が適用はされます。

○川田龍平君 この予算、人材など集約し行政サービスのデジタル化を推進するデジタル庁には、様々なシステム構築のため、様々な行政情報や非公開情報なども集約されてくると思っております。一方、デジタル庁は、職員の四割を占める民間

企業の職員のうち九八%が非常勤という、何度もおっしゃっています。大臣も訴えていますけれども、デジタル庁での勤務日時、これは週に二日から三日や毎日数時間など様々である上、中には兼業する企業での同庁の業務を行う職員もいると報じられています。また、在宅勤務も多くの職員が行っている。このため、悪意ある者が幾らでも国民の大切な情報を抜き取れる情報になっているのではないかと、セキュリティ面での懸念を抱いています。

これ、悪意がなくても、家族であったりとか、自宅で勤務をする場合にですね、どのようなセキュリティ対策を講じているのか、お尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(牧島かれん君) リモートワーク、テレワークなども行っているところですけれども、これは他省庁と同様に、業務に必要な情報を扱うということから、情報セキュリティ対策、重要になってまいります。このため、デジタル庁では、NISCの定める政府統一基準に基づいてセキュリティポリシー及びテレワーク実施要領を策定して、テレワーク時のセキュリティ対策についても適切に行うということをお定めしております。

具体的には、職員には、セキュリティ対策の状況が定かでない公衆無線LANのような庁外通信回線を利用しないこと、テレワーク時は画面ののぞき見や盗聴を防止できるよう実施場所を選定するといったことを求めるとともに、職員が利用する端末には、のぞき見防止フィルターの利用や一定時間操作されない場合に画面がロックされるといったような設定がされております。

こうした対策と併せて、幹部職員に対して情報管理に関する研修を実施することでしつかりと情報セキュリティを確保しながら、引き続き柔軟な働き方を実現してまいります。

○川田龍平君 これちょっと通告外ですけども、このデジタル庁が言っている事後的なペナルティー、この事後的なペナルティーというのは、

非常勤の職員についてはどのように事後的なペナルティー科することができるでしょうか。職員であれば確かに懲戒とか様々その職員に対してはできますけれども、この非常勤職員に対する事後的なペナルティーはどのようなことを考えているのでしょうか。

○政府参事(山本和徳君) お答えいたします。事後的なペナルティーにつきましては様々な事案の個別具体的な状況に応じまして考えられるところでございますけれども、押し詰めますと、損害賠償のようなものから、その実施された内容についてしつかり事後的にも聞き取りながらそのやり取りを行う様々な幅のあるものだと存じますので、今一概に申し上げることは困難でございます。

○川田龍平君 十分に検討されていないと思えます。特に佐川元財務官僚のときに、辞めた後に民間人となってから今度退職金のところで処罰するということがありましたけれども、そのような民間人になった場合に処罰できないと思えます。

このような中、デジタル庁は三月三十日、企業が行政手続で利用するシステムをGピズIDで二社二百六十二人の氏名や電話番号などの個人情報漏えいしたと発表しました。

また、四月一日に、新型コロナウイルス接種証明書アプリへの問合せメールに一括で回答する際に、BCC欄、バック・カーボン・コピーの欄に記載すべき五件のメールアドレスを誤って記載して送信したために、すべきものをTO欄に記載して送信したために、受信者間で他者のメールアドレスが閲覧できる状態になっていたと発表しました。

昨年十一月にも、これは報道陣向けの送信の際に、BCCに記載すべき送信メールアドレスを約四百件もCCに記載して、メールを受け取った報道陣から全てのメールアドレスが閲覧できる状態になっていました。

再発防止策として、今回の事態を重く受け止めて、今後このようなことや事態が発生しないよ

う、メール送信時の宛先設定の確認を徹底するなど、適正な個人情報取扱いに努めてまいりますと発表していますが、度重なる情報漏えい、再発防止がなっていない。本日に重く受け止められたい。情報セキュリティはデジタル社会のセーフティネットとして極めて重要ですが、デジタル庁、大丈夫でしょうか。

○国務大臣(牧島かれん君) 今御指摘のありましたような事案が発生したことは事実でございますし、私としては重く受け止めております。昨年の時点でも、再発防止に努めるということで、メールの送信の仕方も誤送信がないように設定はさせていただいておりましたが、また似たような事案が発生してしまつたことは本当に反省しております。

○川田龍平君 デジタル庁、今国会では一本しか法案出さないそうなので、是非、その誤送信を防ぐアプリなりそういうシステムなり、本当に国民が使えるもの、全世界の人が使えるものを開発していただけたらどうかと思いますが、まあ、これは冗談ですけども。

デジタル庁の前身である内閣官房ＩＴ総合戦略室では、民間企業からの出向者である幹部職員による東京五輪・パラリンピック向けの健康管理アプリ、オリパラアプリ事業の発注をめぐる不適切な行為が発覚しました。このため、政府のデジタル事業の発注を一手に担うデジタル庁でも、事業を受注する民間企業との癒着防止が課題となっていました。

そうしたことから、民間出身の職員が関与する事業に対して、兼業する民間企業から入札を制限する制度を設けましたが、兼業先企業が調達への参加を希望する場合は適用除外申請を提出し、デジタル庁は、当該企業と民間出身の職員が調達案件についてやり取りを行っていないことを接触履

歴から確認できる場合などには適用を除外する例外規定が設けられています。

しかし、令和三年九月の同庁のデジタルコンプライアンス委員会では、適用除外について、性善説に立つて制度を構築しているように思われるが、企業が本当に落札したい案件であれば、誰が誰とどのような接触をしたかは隠蔽するであろうし、容易にできてしまうとの懸念も有識者から出されています。

内部のコンプライアンス委員会からも癒着防止への規制が甘いとの指摘が出されていることについての見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(牧島かれん君) デジタル庁においては、調達の公平性を確保するため、調達に關与する職員の兼業先等企業及びその親会社、子会社は原則として当該調達案件への参加を禁止するという独自のルールを設けております。

このルールの中で、入札制限の対象となつた企業は入札制限の適用除外を申請することができますこととしていますが、申請に当たっては、当該調達案件の仕様書の内容等について兼業職員と連絡を取っていないこと、仕様書作成開始日以後における兼業職員との接触履歴の提出を行うこと、公平性に疑義が生じた際に監査を受け入れること、条件の遵守を誓約いただくこととしております。

今御指摘ございました御意見もこのコンプライアンス委員会からは出ておりますが、そのほか、実効性担保のために事後的なペナルティーを設けることが有効という御意見もございました。入札等の公正が害されたことが認められた場合には契約を解除することとしています。

この点も踏まえ、コンプライアンス委員会からは入札制限ルールについて一定の評価をいただいております。当面は現行のルールのまま運用していくことについて了承をいただいているところでございます。

○川田龍平君 それでは、これまで民間出身職員が関与する事業に対して兼業先企業が調達への参加を希望して適用除外申請を提出した件数及びそ

のうちの調達への参加が認められた件数は幾つあるのか、また、事実関係の認定期間など契約解除などで手続と、これまでの契約解除に至つた事案があるのかを確認したいと思ひます。

○政府参考人(山本和徳君) お答えいたします。デジタル庁発足以降、入札制限対象企業に指定する旨の通知を行った調達案件数は八十七件ございまして、そのうち適用除外の申請がされた案件はゼロ件でございます。解除に至つた案件についてはございません。

○川田龍平君 先ほどからも申し上げましたとおり、デジタル庁では全職員の四割、このうちの九八％が非常勤ということで、短期間でデジタル庁を退職して出身元の民間企業に復帰することも想定されます。

仮に、デジタル庁退職後、在職時の懲戒処分相当の行為が判明した場合、当該職員が退職後においてもしっかりとその事実を公表することが公務の公平、公正性や事業の透明性を確保し、ひいてはデジタル庁への国民の信頼につながると考えますが、いかがお考えでしょうか。

○政府参考人(山本和徳君) お答えいたします。先ほどの事後的なペナルティーとほぼ同じ問題意識に立つての対応になるかと思ひますが、入札等の公正が害されたことが認められた場合、様々なケースがあり得ると思ひますが、大臣がお答え申し上げた契約解除を行うほか、一定期間入札参加資格を認めないこと、契約の内容に応じて違約金を請求すること、事案の内容によつては民事訴訟により損害賠償を請求すること、こういったことが考えられると思ひます。

○川田龍平君 今本日に、事後に入札を停止したとしても、一回契約してしまえば、これ本日に罰則金とかそういうものをしっかりと厳しく取り立てるもう規定がなければ、これ本日に幾らでもやり放題だと思ひます。

このデジタル改革基本方針、また昨年末に発表されたデジタル社会に向けた重点計画においてもデジタル社会を形成するための十原則が挙げられて

おりますが、非常に重要な視点であることは間違いないと思ひます。その中にあるオープン・透明、公平そして倫理ということは、特に行政官庁としては特に意識して、国民に疑念を与えるようなことがあつてはならないと思ひます。

牧島大臣はここで言う倫理ということについてどのようにお考えになるのか、お聞かせください。

○国務大臣(牧島かれん君) 今御指摘いただきました原則、全て大変重要なものであります。倫理観を持つて公務員としての自らを律する、その姿勢で一つ一つの業務に当たること、そして、もちろん国民の皆様から疑念を抱かれないような業務を遂行することだと考えております。

○川田龍平君 時間がないのでまとめて質問させていただきますが、このデジタル庁事務方トップのデジタル監にこの倫理観の欠如が世界的に指摘されている人物の起用を目指した理由、また、その倫理観の欠如が世界的に指摘されている人物に対してどのような今後有識者会議の中で調査、審議を期待しているのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(牧島かれん君) 現任、デジタル監は、その大変高い見識を持つてデジタル庁を率いていただいているものと受け止めております。

デジタル監の人選に至るプロセスについての御指摘をいただいているものだろうというふうな受け止めておりますが、デジタル社会構想会議などもございますけれども、そうした構想会議でも、デジタル社会の形成に向けてあるべき姿、大所高所からそれぞれ有識者の皆様方から御意見をいただいております。そうしたお一人お一人の持つて

いる知見をしっかりと幅広い経験、見識から頂戴して、サービスの改革を実現していくという趣旨に沿つて役割をそれぞれ担つていただいているというふうな考えをしております。

○川田龍平君 優秀な人物だとしても、隠蔽をしたり隠蔽を指示した人、そういう人をやつぱり採

用しようとしたり、今現時点で有識者として採用していること、大変これはデジタル庁としての、やっぱりデジタル庁としての問われるところだと思えます。

最後に、公共調達適正化ということで、財務省が平成十八年の八月二十五日に各府各省各庁に通達した契約に係る情報の公表ということで、デジタル庁もホームページ等で公表していることは承知しています。昨年十月に提出された質問主意書の政府答弁の中でも、公共調達に係る透明性の確保については、契約方式、契約金額、予定価格など公表していますが、更にどのような情報を公表することが適切かについて総合的に検討してまいりたいと回答していました。

民間の非常勤職員を多く抱える中、当該所属企業の入札、そして落札もできる仕組みがある中、更なる情報の公表や透明性の確保のため、チェック機能を充実させるためには重要なことだと考えます。

現在、デジタル庁が発足して七か月という中で、令和四年一月までの随意契約の情報二十三件、競争入札の情報二十八件が公開されています。

そこで質問ですが、競争入札については予定価格及び落札率が公表されておりません。政府答弁と食い違いがあり、透明性という観点でも非常に問題であります。一般競争入札では、当然予定額に対して落札率がどのような結果であったのか、重要な情報であります。随意契約の公表では、予定価格と契約金額は同じで、落札率一〇〇%と公表していますが、なぜ、一般競争入札案件こそ透明性確保のために公表すべきではないでしょうか。

○国務大臣(牧島かれん君) 今御指摘のありました財務大臣が発出されている公共調達の適正化に基づいて、適正化に基づいて、デジタル庁において、デジタル庁ウェブサイトに御入札結果等を公表しております。

御指摘の予定価格については、財務大臣通知に

おいて、公表したとしても、ほかの契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの、又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるものに限り公表しておりますので、デジタル庁としても、落札価格の高止まりなどを防止するため、随意契約以外の予定価格の公表は行っていないところであります。

情報システム等の調達に関して、引き続き、可能な限り必要な情報を公表し、透明性、信頼性、公平性等の確保を図ってまいりたいと存じます。

○川田龍平君 委員長、これ出さないということであれば、この情報について、決算審議をするためにも非常に重要な情報だと思いますので、決算委員会として提出を求めたいと思いますが、委員長、いかがでしょうか。

○委員長(松村祥史君) ただいまの指摘については後刻理事会で協議をいたします。

○川田龍平君 ありがとうございます。是非よろしくお願いいたします。

消費者特別大臣、済みません、時間が来てしまいましたので、また消費者特別委員会の方でまた引き続き質問をさせていただきたいと思っております、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございます。

○羽田次郎君 立憲民主・社民の羽田次郎です。先ほど、川田龍平委員に做つて、やはり松野官房長官、大変お忙しいと思っておりますので、質問事項三番目から始めさせていただきますと思っております。

サイバーセキュリティ戦略本部の部長様でもいらっしゃる松野官房長官に御質問ですが、我が国を取り巻く国際環境が一層厳しさを増す中で、情報の収集や分析等、インテリジェンス機能を高めることも重要です。

官邸直属の情報機関としての内閣情報調査室を含む情報コミュニケーション各官庁、連携しながらそれぞれのインテリジェンス活動に当たっていると承知していますが、現在の体制で我が国を取り巻く厳しい国際環境に十分対応できるとお考えか、更なる機能強化の必要性も含め、長官のお考えを

教えてください。

○国務大臣(松野博一君) 羽田先生にお答えをさせていただきます。

現在の情報コミュニケーションは、内閣直属の情報機関として内閣情報調査室が設置をされ、また、情報コミュニケーション各官庁の下に相互に緊密な連携を保ちつつ、情報収集、分析活動に当たっています。

具体的には、私が議長である内閣情報会議やその下に置かれる合同情報会議を通じるなどして、各省庁が収集、分析した情報が集約をされ、総合的な評価、分析を行う体制が整備をされており、情報コミュニケーションとして機能してきていますと認識をしております。

委員御指摘のとおり、サイバー攻撃がますます複雑化、巧妙化している現下の情勢を踏まえれば、サイバー攻撃等への対応を含めた政府の情報機関の強化は極めて重要であると認識をしております。引き続き政府における情報の収集、集約、分析の一層の充実強化を図ってまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 まさに、サイバーセキュリティ、国の要にもなると思っておりますので、引き続きの情報連携、そして情報分析をお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) それでは、松野官房長官におかれては御退席をいただいで結構です。

○羽田次郎君 それでは、デジタル大臣に、先ほど来デジタル社会についてもお話ございましたが、デジタル社会形成に向けた政府の取組、そして推進体制の在り方について御説明を改めていただけたらと思っております。

○国務大臣(牧島かれん君) デジタル社会の実現に向けた取組については、政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策に関する基本的な方針として、昨年末にデジタル社会の実現に向けた重点計画を閣議決定しております。

この重点計画は、デジタル庁のみならず、各府

省庁の取組も含めて、工程表と併せてデジタル社会の実現に向けた取組の全体像を明らかにするものです。デジタル社会の実現に向けての理念や原則を示すとともに、その実現に向けた基本戦略や施策を定めたとしております。

デジタル改革を進めるに当たっては、政府機関等のサービスにおいて、国民目線に立った利便性の向上の徹底と国民への行政サービス等を安定して安全に提供することといった観点を含め、サイバーセキュリティの確保の両立が不可欠であり、本計画においてもサイバーセキュリティの確保、今御議論ございましたが、しっかりと位置付けているところでございます。

また、国、地方公共団体、事業者が連携、協力しながら社会全体のデジタル化を推進していく際に、デジタル庁はデジタル社会の実現に関する司令塔として関係者の取組を牽引していく、引き続き、重点計画を踏まえて、政府一丸となつて社会全体のデジタル化の実現に向けて取組を迅速に進めていきたい、このように考えております。

○羽田次郎君 今の御説明の中で、安定して安全にというお話やサイバーセキュリティの確保、そして政府と自治体の連携などについてお話をいただきましたが、具体的にどういった取組をされるということか、もし教えていただければ。

○国務大臣(牧島かれん君) 社会全体のデジタル化を実現するためには、サイバーセキュリティ対策の強化というものも併せて行わなければなりません。自由、公正かつ安全なサイバー空間を確保していくことが重要でありますので、この点、NISCでも、誰も取り残さないサイバーセキュリティ、サイバーセキュリティ・フォー・オールという指針を掲げておりますが、サイバーセキュリティ戦略、昨年九月に閣議決定されております。

NISCとまたデジタル庁も併せてですが、この考え方をしっかりと実現していく、実行していくということが重要であると考えております。

○羽田次郎君 そうしたら、デジタルトランス

フォーメーションが進む中でサイバー空間の脅威は深刻化しており、令和三年におけるサイバー犯罪の検挙件数は一万二千二百七十五件と前年比二四・三％増で、過去最多となっております。警察庁が検知したネット上における探索行為等と見られるアクセスの件数も増加傾向にあります。ネットワークカメラやデジタルビデオレコーダーなどIoT機器の普及が一因と考えられております。度重なる公共施設や企業へのサイバー攻撃により、内閣サイバーセキュリティセンター、NISCを含む関係省庁は、公的機関や重要インフラ事業者を始めとする企業、団体等に向けて、二月二十三日、三月一日、三月二十四日と立て続けにセキュリティ対策の強化を行うよう注意喚起をしております。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴いテレワークやインターネットバンキングが急速に普及する中、デジタル庁を司令塔とするデジタル改革とNISCを司令塔とするサイバーセキュリティが一体となった対策が求められていると認識しております。

こうした現況において、ただ注意喚起に終わることなく、民間事業者などが具体的な対策を強化していくことができるよう政府としてどのような取組をされているのか、デジタル大臣とそしてサイバーセキュリティ担当大臣を兼務されている牧島大臣に改めてお尋ねいたします。

○国務大臣 牧島かれん君 今委員から御指摘ございましたとおり、二月二十三日、三月一日、三月二十四日とサイバーセキュリティ対策の強化に係る注意喚起を繰り返し発出をさせていただきました。広く民間部門も含めた対策の強化を図るその具体的な方法についてもこの注意喚起の中で触れさせていただいております。

また、これまでも、情報通信、電力、金融など重要インフラについては、基本的な枠組みとして政府と重要インフラ事業者等との共通の行動計画を策定して推進をしております。各重要インフラ分野に共通して求められるセキュリティ

対策を安全基準等対策指針として策定するというものも行ってまいりました。

今後もしっかりとサイバーセキュリティ確保のために民間の方々とも協働していく必要があるというふうな思っております。

○羽田次郎君 これ、NISCの資料では具体的に、この特に二月二十三日、三月一日、三月二十四日というところ、まさにウクライナ侵略が始まって、そうした後にこうした事件が頻発しているように感じられますが、資料の、サイバーセキュリティ戦略の資料の中には具体的に中国、ロシア、そして北朝鮮という名前に触れられているんですが、その二月二十三日からの発出から今までにおいてやはりこうした国からの攻撃というのが実際に増えているのかどうかというのをもしお教えいただければと思います。

○国務大臣 牧島かれん君 個別具体的な昨今の動きについては答弁控えさせていただきますけれども存じますが、国際的な情報共有の枠組み、NISCの中にもございます。こうした国際的な緊張の高まりに応じてサイバーセキュリティの対策の強化が必要という考えの下で注意喚起は発出をさせていただいております。

○羽田次郎君 ウクライナ侵略以降の一月でサイバー攻撃が激増というお話、そして、それについて、帝園バンクの調べでは、この短期間で登録されている三割もの企業が攻撃を受けたとの報告がされています。

まだ発足したばかりではございますが、サイバー犯罪やサイバー攻撃の急増に対し、警察庁のサイバー警察局と関東管区警察局に置かれたサイバー特別捜査隊はどのような取組と対策を行っているのか、二之湯国家公安委員長にお聞きいたします。

○国務大臣 二之湯智恵君 最近のサイバー空間の脅威が極めて深刻な情勢が続いております。サイバー空間の安全、安心の確保は、国民が安心して暮らせる社会の、暮らせる社会の実現のためには不可欠なものであると思っております。

こうした情勢を踏まえて、本年四月に警察庁にサイバー警察局を設置するとともに、重大サイバー警察の捜査を行うサイバー特別捜査隊を関東管区警察局に設置して、警察におけるサイバー事案への対処能力の強化を図ったところでございます。また、警察庁では不正プログラムの解析等を担う高度な技術力を有する職員の採用や育成を推進しております。サイバー特別捜査隊の隊員についてはサイバー分野にたけた人材を採用、登用しているわけがございます。

これらの取組によりまして、サイバー事案の厳正な取締りや国内外の関係機関との連携を更に推進して、サイバー空間の更なる安心、安全のために、の確保のために力を注いでまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 今お話しいただいたサイバー特別捜査隊が重大サイバー事案に対しては捜査を担当されているということですが、普通のサイバー事案と重大サイバー事案との線引きとか、その辺はどの辺にあるのか、教えていただければと思います。

○政府参考人 河原淳平君 答えたいと思います。今回の制定されました警察法改正案、警察法では、重大サイバー事案として三つの類型を定めております。

一つの類型は、国又は地方公共団体の重要な情報の管理又は重要な情報システムの運用に関する事務、それから、国民生活及び経済活動の基盤であって、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるものに関する事業といった、事務又は事業の実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれのある事業を指しております。具体的には、政府機関がサイバー攻撃を受けて重要な情報システムの機能が停止したり情報が窃取されたりする事案、重要インフラ事業者がサイバー攻撃を受けライブラインの供給が停止する事案等を想定しております。

第二の類型ですが、高度な技術的手法を用いられる事案その他の対処に高度な技術を要する事案でございます。具体的には、ランサムウェアを始めとする一定のマルウェアを用いたサイバー事案等を想定しております。

第三の類型は、国外に所在する者であってサイバー事案を生じさせる不正な行動を行うものが関与する事案でございます。具体的には、海外で継続的に活動している集団、サイバー攻撃集団によるサイバー事案を想定しております。これに関しまして、こういったものは関東管区警察局に設置されております特別捜査隊の捜査の対象になるということでございます。捜査の進展自体は事案によって様々な状況がございます。

一 概に申し上げることは困難なんですけれども、例えば、都道府県警察からの報告によりましてある事案が重大サイバー事案に該当し、サイバー特別捜査隊による捜査が必要と警察庁において判断する場合にはサイバー特別捜査隊が捜査に入るということになります。ただし、この場合であっても、警察法に基づいて都道府県警察がそれぞれの管轄区域において治安責任を負うという考えに何ら変更はございませんので、実際の場合は、サイバー特別捜査隊は都道府県警察と連携を図りつつ捜査を行うと、このような状況になるかと思っております。

以上です。

○羽田次郎君 大変詳細なサイバーの特捜隊ですが、特別捜査隊に関する御説明をいただき、ありがとうございます。

先ほど川田委員からも人材について質問がありました。人材確保についても繰り返し御答弁いただいておりますが、令和二年の十月に総務省が実施されたデジタル専門人材の確保に係るアンケートによりまして、地方公共団体におけるデジタル専門人材の確保に当たっての課題は、人材を見付けられないという回答が市町村の八二％、都道府県の八三％でありまして、また、適切な報酬を支払えないという回答が市町村の五一％、都道府県の六六％などとなっております。

今回の質問で触れさせていただいたNISCですとかサイバー警察局、そしてデジタル庁のプロパの職員の方々がどのくらいの報酬を得ているのかは存じ上げませんが、サイバーセキュリティ対策やインテリジェンス機能の強化に取り組む上でデジタル専門人材を育成し確保することは極めて重要であり、そうした優秀な人材が活躍できる環境整備も必要だと考えます。

先ほどの川田先生からの公正性、公平性についてお話がございましたし、守秘義務の厳守ということももちろん徹底していただかなければいけない、そういった前提、そうした議論も踏まえまして、この人材確保のための政府の取組について改めて教えていただければと思います。

○国務大臣(牧島かれん君) 御指摘のとおり、官民通じて、デジタル社会の発展又はサイバーセキュリティ対策を行うことができるデジタル人材、育成していかなければなりません。確保できるような環境も整えなければならぬというふうを考えております。

先ほど御紹介いたしました重点計画においても、全ての国民がそれぞれのライフステージに応じて必要となるICTスキルを習得する環境を整備するとともに、社会のそれぞれの立場で求められる人材の確保、育成を図ることも記させていただいております。民間部門に対しては、この重点計画に基づいて、デジタル人材のスキルを可視化するためのICT人材スキル標準の整備や、どこからでも受講できるオンライン教育サイトの整備や、実践型の研修プログラムの提供を促進しております。また、政府部門につきましては、デジタル人材確保・育成計画に基づいて、令和四年度から新設した試験区分のデジタル区分等からの積極的な人材の採用、必要となる研修の受講や業務経験を踏まえて、計画的にデジタル化の推進やサイバーセキュリティ対策等の中核となるデジタル人材の確保、育成等に取り組んでいるところがございます。

これらの取組により、官民を通じたデジタル人

材の育成、確保、環境整備、着実に今後も進めてまいりたいと存じます。

○羽田次郎君 本当に人材の確保というのは大変重要ですし、例えばインドの技術者ですとか海外の技術者も、本来だったら日本で働きたいという思いがあっても、やはり支給される給与が低いとかそういった問題によってなかなか人材の確保を、海外からも日本を通り越してしまおうというふうな状況が続いておりますので、是非そうした人材の育成と確保ということに引き続き努めていただければと思います。

デジタルトランスフォーメーションは、民間企業のみならず、政府や国会、そして一般家庭にとっても欠かせない変革であるのは間違いありませんが、セキュリティ面も含めて、掛け声だけでなく、しっかりとした施策を講じなければ多くの人々を取り残す可能性があり、その上、危機にさらすことにもなり得ます。

また、ロシアによるウクライナ侵攻においては、ウクライナの状態を知るには市民によるSNSでの情報発信が必要であり、世界に向けて支援を呼びかける際にもゼレンスキー大統領による発信が欠かせません。これはインターネットが機能しているからなし得ることで、サイバーセキュリティの強化と通信インフラの強化は国の死活問題にも関わりますので、引き続きの取組をお願いいたします。

そのことも踏まえて、警察施設における非常用発電設備等と通信機器の不十分な浸水対策についてお伺いをいたします。

警察庁が作成する防災業務計画では、水害のおそれのある地域に所在する警察施設について、非常用電源設備や通信機器の設置場所を想定される水深より高い位置にすると、水害に対する対応力を強化することとされています。

検査報告によりますと、警察庁は、それらの浸水対策について、警察施設の建て替えなどの機会に上層階への設置や移転等の浸水対策を推進する

よう指導するという水準にとどまっています。

その結果、五十一都道府県警察のうち、自治体が公表しているハザードマップで洪水などの水害により浸水するおそれのある区域に所在し、非常用発電設備等が設置されている五百八十八施設と、このうち通信機器が設置されている五百七十七施設の通信機器を検査院が検査したところ、四十七都道府県では建て替え等の機会に浸水対策を実施してはいますが、そうした機会のない既存の施設では実施されていない事態が判明いたしました。そして、非常用発電設備等は四十都道府県の警察の二百八十八施設において、通信機器は二十三都道府県の警察の四十六施設において、浸水による損傷をする可能性が明らかとなっております。

巨大地震による津波発生や近年頻発している風水害に対する危機意識はもちろんですが、防災業務計画にある水害への対応力強化という目的を考えると、建て替えの機会まで先延ばしせずに、既存施設についても速やかに浸水対策の計画を策定し実施するなど、取組を推進すべきであったと考えております。

浸水対策が不十分であったとする会計検査院の指摘についてどのように受け止めておられるのでしょうか。また、既存施設への指導を十分に行っていないから理由についてお答えいただけますか。

○国務大臣(二之湯智君) これまでも警察庁から都道府県警察に対して浸水対策について指示をしてきたところでございますけれども、昨年、会計検査院から、一部の警察施設において災害等の浸水により非常用電源設備等が損傷する可能性がある旨の指摘を受けたところであります。結果として浸水対策が十分でない施設があったものと考えております。

指摘を受けまして、警察庁から各都道府県警に對しまして改めて取組を指示しまして、そして、各都道府県警察では個々の実情を踏まえまして計画を策定し、止水板の設置、あるいは浸水を防止するためのカバの設置、さらにまた排水ポンプ

の設置等様々な取組を進めているという報告を受けております。

以上でございます。

○羽田次郎君 先ほどのウクライナの話ではございませぬが、やはり今こうして日本は様々な災害に見舞われておりますし、地震や風水害の災害が頻発し激甚化する中で国民の安全を確保するためには、警察施設が災害応急対応の拠点として災害時においても機能を維持し続けることが重要だと思っております。引き続きの災害対策強化をお願い申し上げます。

次に、東日本大震災からの復興について、先ほど牧野先生からもお話ございましたが、改めて被災者の皆様へのまずお見舞いを申し上げ、同時に、命を失われた多くの皆様の御冥福をお祈り申し上げます。

限られた時間となっておりますが、先ほどこの十年間の復興事業の総括というお話ございましたが、これからの五年、第二期復興・創生期間の取組について、復興に全力を尽くすと、そして強力に復興を進めてまいるといふ強い大臣からのお話ありましたが、具体的にどういった復興へ向けた対策、そしてこれから方針を示していきたいのか、お話しいただければと思います。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 地震・津波被災地域では、住まいの再建や交通インフラの整備がおおむね完了する一方で、心のケアやコミュニティ形成等の被災者支援、また防災集団移転に伴う移転元地等の活用、被災地の中核産業である水産加工業の支援等の課題はまだ残されております。

また、原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど進捗もある一方で、今年の春以降、避難指示解除を目指す特定復興再生拠点区域の整備、また同区域外の避難指示解除に向けた対応と福島国際研究教育機構の設立など、中長期的な対応が必要であります。

こうした状況を踏まえまして、第二期復興・創生期間においても、東北の復興なくして日本の再

生なしとの強い決意の下で、被災地の皆様の声をしっかりと受け止めて復興に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 復興から十一年という長い期間がありまして、避難された皆さんもそれぞれに一人一人のお悩みを抱えていらっしゃると思います。そうした中で、やはりその被災された特に三県においては雇用が不安定であったり、その大きな原因の一つは、地域の経済活動がなかなかまだ元どおりに戻っていないという状況もございますが、そうした経済対策についてももしお考えがあれば、改めてお話をいただければと思います。

○国務大臣(西銘恒三郎君) 被災三県におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に有効求人倍率が低下したものの、現在では岩手県で一・三七倍、宮城県で一・三六倍、福島県で一・四一倍と、いずれも全国平均の一・二二倍を上回る状況となっております。

復興庁ではこれまで、産業政策と一体となった雇用の創出を図るとともに、関係省庁とも連携をしながら、求職者の状況を踏まえたきめ細やかな職業紹介等によりまして雇用情勢の改善に努めてきたところであります。

現在では、建設、介護関連の職業等においては人手不足等の問題も生じているところでありまして、こうした雇用のミスマッチ等の解消に向けまして、引き続き、厚労省等、関係省庁等と連携しながら被災地に寄り添った取組を推進してまいりたいと考えております。

○羽田次郎君 時間となりましたのでこれで終わりとさせていただきますが、先ほどの御答弁にもありましたとおり、三十八・六兆円にも上るこの十年間の復興関連予算の執行額について、政府として適正な規模、内容、使途であったか検証が不可欠だと思いますので、しっかりとした御検証をお願いし、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○塩村あやか君 立憲民主・社民の塩村あやかです。

でございます。

私は、先週の全般質疑に引き続きまして、十八歳高校生アダルトビデオの実質的な解禁問題について取り上げさせていただきます。

四月一日より、成年年齢の引下げによりまして十八歳の現役高校生のアダルトビデオが実質的に解禁となる事態となっております。これまでは、現在の十八歳、十九歳が例えば口八丁に乗せられて契約をしてしまったとしても、撮影現場で現実感に気付いてやっばりやめたいと思ったり、たとえ撮影が終了していったとしても、未成年者取消し権の行使で契約の取消しが可能となり、撮影をした映像は販売もすることができませんでした。これは裁判も必要なく、大変に効力のある制度でした。しかし、四月一日よりこの未成年者取消し権が行使できなくなることによりまして救済措置がなくなってしまうまい。

まず、資料の二を御覧ください。この未成年者取消し権の抑止力は絶大なんですね。行使をされると制作側は費用面で損失を被ってしまうため、業界側も自主規制をし、出演させるのは二十歳以上というある種の保険を掛けていました。しかし、それでも未成年のアダルトビデオ出演被害の相談は全体の四分の一に上っています。

私は、成年年齢の引下げが全て一律に行われたのであれば年齢についてここまで問題視はしないんですが、資料の三を御覧ください。

成年年齢の改正では、十八歳に引き下げられたものと二十歳に維持されるもので分類がされています。お酒、たばこ、ギャンブルは二十歳を維持です。その理由は、健康面への影響や非行防止、青少年の保護の観点などからです。婚姻の年齢も女性の方が上がったということもあつたと思えます。ですから、その年齢とかその性質に合わせて十八歳なのか二十歳なのかが決まったというふうには思っております。

もしアダルトビデオ出演に関しての個別法があり、そこに年齢要件があれば、どちらに振り分け

られたと皆さんお考えになるでしょうか。私は答えは明らかだと思います。又は、監督官庁があれば、事業者には報告義務を課すなどやりようはあつたかもしれませんが、これどちらもなかったため大きな穴が空いてしまいました。

前回の決算委員会では、テレビでも放送がされて、私の質疑を見たアダルトビデオ出演被害者から支援団体を通じてメッセージが届きました。先週、ごめんない、前回の決算委員会、皆さん覚えていらっしゃると思いますが、悪気はなかったと思うんですが、質問中に笑いが起こつたり、政府は、啓発や被害者を救済、実際できていない現行法で対応するという御答弁でした。総理のスタンスは違つたということだけここでは強調しておきたいと思うんですが、その被害者から来たメッセージを読み上げたいと思います。これは内閣委員会でも先週御紹介したので内閣委員会の皆様はもう聞いていらっしゃるかもしれませんが、改めて、今日決算ですので、読み上げさせていただきます。

ほかのギャンブルやお酒は各所に確認をして二十歳にとどめたのに、この問題は二十歳にとどめずというか、したくなかつたようにしか見えません。あつてはならないと言いましたよね。もう教育、啓発ではどうにもならないんです。何でもなんに伝わらないのかなくて、何でも笑いの物にされちゃうのつて、笑い事じゃない、これからの日本を背負う若者の命が懸かっているんです。自分たちの判断じゃありません。やらされてもいるんです。若者たちに理解して何ですか。私たちが理解はあります、あなたたちが思っている以上に、理解ができてもらはれているんです。啓発、教育の強化をしたとしても、その中でも若年層なら取消し権で守れた。それが守れなくなつてしまふ。強迫、詐欺ではない。消費者法でもない。というか、証拠が残らないようにしてしまふ。グルーミングもされています。法律が適用されないんです。テレビを見ていて悲しくなる。でも、これが今の日本なんだと。

国会議員に対してのメッセージもでございます。自分の裸の写真、映像が一生残るという恐怖や苦しきなどを想像してみてください。今はネット社会です。デジタルタトゥーという言葉もあります。そのときは生きるために出た。だけど、その後の人生に、出たから就職できない、出たから結婚できない、それが一生続くんです。人が怖くありませんか。地獄ではありませんか。少しだけ自分の話をさせてください。私は、親からの暴力やいじめから、その後、様々な性的搾取に遭いました。そんな中で、路上で声を掛けられて、十八歳のときに個人撮影のアダルトビデオの被害に遭いました。ずっと福祉や法律は私の味方ではありませんでした。その後出会ったスカウトからは、アダルトビデオの話は来なかつたんです、話だけは来なかつたんです。国会の映像を見守られてきたんだと思えました。私の親友は、夜の世界からアダルトビデオ出演被害などの性的搾取をされ、最終的には自殺をしました。絶望し、私も追おうと十九歳のときに自殺未遂をして、三日間記憶がありません。

私のような法律からも福祉からもこぼれ落ちる若者たちを守れた取消し権が、四月から成人年齢の引下げで守れなくなつてしまいます。そんな若年層は、福祉や啓発、教育ではなく、法律にしか救えません、守れません。どうか、他人事ではなく、若者の命が懸かっている問題なんだと気付いてください。相談できるNPOがあつても、予防、啓発をしても、最後のとりでは法律です。一刻も早く、高校生、十八歳、十九歳のアダルトビデオ出演被害の救済をお願いしますということなんです。

彼女自身も被害者で、彼女の周りにも複数の被害者がいて、強要の形を取らない、そうした手口も今のメッセージで分かつたと思えますし、いろいろな形態の販売セグメントがあるということもお分かりになつたかと思えます。

被害者からのメッセージにグルーミングという

言葉が出てきました。資料一に戻ってください。子供ですよね、若年層の性犯罪で、犯人が巧みに被害者の心をつかんでターゲットと近づける準備行動のこと、これをグルーミングといいます。付け込んで被害者と信頼関係を結ぶため、周囲が気付かないまま加害行為が長期化してしまします。

本間に性暴力、性搾取の手法は多様化している。若年層、子供たちを守ることは、私たち大人、そしてまさに政治の仕事であると思います。質問に入ります。資料四の左下、御覧ください。

政府は、強要やだまされたりするなどしてアダルトビデオの契約を結んだ場合は、現行法においても、錯誤、詐欺又は強迫を理由とする取消しなど、契約の効果が否定されると答弁しておりますが、資料四にあるようなケースやこれまで典型的な例をお伝えしているとおり、最近ではあからさまに強要したりだましたりという形が取られています。又は、頑張りますというLINEを送らせたりなどして外形的には相手側が物証を取るといふ手口も取られているとございます。

これでは、法務大臣がおっしゃっていた構成要件を満たせないと私は考えるんですね。この場合、政府の言うところの強要やだまされたりという言葉で契約を取り消すことができるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、アダルトビデオ出演強要の手口が巧妙化しております。詐欺や強迫による取消し、この手段が取れないように回避するような手口もあるというふうにお伺いしております。

このため、先般決定いたしましたアダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージにおいて、私も内閣府ではこうした手口につきまして更なる情報収集を行い、注意喚起をするとともに、教育、啓発、各種相談窓口と共有をすること、ことを考えております。

関係省庁と連携して、アダルトビデオ出演強要

の根絶に向けしっかりと取り組んでまいります。○塩村あやか君 つまり、できないということなんでしょう。ようやく支援団体さんの声を聞いてくださるということ、これは本当に評価したいと思えます。ただ、聞いている間にも、もう既に四月一日は過ぎているので、危ない状況が起こってしまうのではないかとこのうふうには危惧をしておりますとございます。

前回の決算委員会、強要という形を取らない最近の手口を私紹介しました。被害者が現行法では救済できない実態を伝えて、総理より御答弁もいただきました。その後、法務大臣が、現行法ではほとんど対応ができないというくだりがありまして、改めて私の方から説明をさせていただきますけれども、民法、消費者契約法、刑法、労働者派遣法、職業安定法などを挙げて、現行法で対応ができるということをお示し上げておきますと強調されたことは、こちらに今日座っている皆さんは記憶にあるのではないのでしょうか。

私はその後、改めて調査をさせていただきました。これは内閣委員会でも五分掛けて、先週、その誤解を皆さん、解かせていただいたところなんです。支援団体、弁護士、最高裁判所事務総局、法を所管する各省庁に問い合わせたところ、現在支援団体に寄せられている被害、司法で対応できているケースは見当たりませんでした。判例も過去五年間、ございませんでした。それを一つずつ、構成要件や実績を確認しながら内閣委員会の皆様には共有をさせていただきました。

その資料がございまして。五から八を御覧ください。分かりやすいのは一覧表になっている八だと思えます。

御覧のとおり、構成要件を満たせないため、ほとんどアダルトビデオ出演被害に今遭われている方、相談をしている方に対応ができていません。唯一対応できると丸が付いているのが民法の未成年者取消し権だったわけですが、四月一日から行使ができなくなりました。

大切な点なので強調させていただきます。現

行法でほとんど対応ができないんです。先週の内閣委員会で何件現行法で対応できたのですかと聞いたところ、法務省としては把握をしていない、そして、法務大臣においては把握していません、と認識しておりますことでした。これは、つまり根拠なく現行法で対応ができていたと言いつつ切ったというところで、私は強くそこで議論をさせていただいたんですが、現行法で救済ができていない事実、ようやく先週の内閣委員会で皆様と共有できたというふうにお伺いしております。

一問質問飛ばささせていただくんですが、現行法や啓発だけでは対応ができませんので、質疑を踏まえて、先ほどお伝えいただきました緊急対策パッケージを発表されたようですが、被害者は、啓発だけでは救えない、法が最後のとりでと先ほどのメッセージにありました。少なくとも、支援団体や弁護士は、現行法では未成年者以外には本間に救済が難しいんですと言っております。緊急対策パッケージは、もうほとんど対応ができていないことが判明した現行法の強化と啓発が柱なんです。やらなければ私は私はやった方がいいと思わうんですが、救済できるのかという難しいところだと思えます。

〔委員長退席、理事羽生田俊君着席〕

もう一点は、アダルトビデオ業界団体の自主規制の維持の要請ですね。これも、やらないよりはやった方がいいのかもしれないんですが、未成年者取消し権が抑止を果たしていたために二十歳以上を推奨する既に自主規制をしていた業界団体への働きかけも、果たしてどの程度の効果があるのかは謎です。しかも、未成年者取消し権という強い抑止がなくなるため、抑止の度合いは、低くなることとはあっても、今以上に強くなるということはないのではないのでしょうか。

啓発だけでは救えない、法が最後のとりでと言われ被害者の声は、当事者の心の叫びとも言えますし、四月一日以降に対する警告とも言えると思えます。この声をどう受け止めるのか、お伺いいた

します。○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。アダルトビデオ出演強要問題は、被害者の心身に深い傷を残す重大な人権侵害と認識しております。成年年齢の引下げに伴い、本人の意に反してアダルトビデオ出演を強要されることが増えるような事態は何としても回避しなければならぬと考えております。

このため、政府では、まず行政府としてできることは全てやるという観点から、AV出演強要問題に対して政府一体となつて取り組んでいくための緊急対策パッケージを先月決定したところでございます。その上で、関係者の方々からの悲痛な声を受け、塩村先生を始め議員の先生方から先日も直接御要請をいただくとともに、御意見を伺ったところでございます。

現在、各党の皆様方との間でこの問題に関する立法措置を議論されていると承知しております。議員立法の話でございますので、私どもとしてはその内容、議論の状況をよく見守つてまいりたいと存じます。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

行政府でできることは全て、今できることは年度内に、最終日だったけれどもやったんだ、発表したんだと、そこを強く強調されたのだというふうにお受け止めました。立法府、できることは何とか早く解決しようとなるとそこなんだろうなというところは私も一定程度理解するところでございます。

総理が決算委員会、超党派の議員立法をしつかりと注視させていただき、その上で政府として対応を考えていきたいというふうにお答弁をいたしました。その後、総理の御答弁は、議員立法を注視するからフォロアーアップに変化をしたんですね。私に答えていただきました決算委員会での注視する、議員立法を注視するというところから、衆議院の本案議での御答弁はフォロアーアップ、議員立法をフォロアーアップするというところに変化いたしました。

注視するとこのフォローアップの、変化したわけですが、その違いは何なのか、官房長官にお伺いをいたします。これ、官房長官でしていただと思うんですが。

○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。

御指摘の総理答弁があった三月三十一日、行政府としてできることは全てやるという観点から、アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージを決定いたしました。

その上で、各党の皆様方の中で立法措置について御議論いただいていることに関し、三月二十八日においては注視と表現したことから、その内容、議論の状況をしつかり見守るといふ趣旨で表現が変わったものと承知をしております。

○塩村あやか君 注視をして見守るといふ立場から表現が変わったということでした。

注視とおっしゃって、で、今の御答弁だと、前に進んだのか、それすらちよつとよく分からなかったんですが、改めて、注視するといふのも見守っているという言葉もあったので、そのときに、そういうことかなというふうに思うんですが、フォローアップに変わったわけですかねと。

ですので、フォローアップということは、今回の一回にとどまらず、この議員立法も含めてしっかりと政府としてフォローアップという形で、一回で終わることなく、今回発表しました緊急対策パッケージを、それで終わることではないということの意味でよろしいか、そこだけ確認させていただきます。

○政府参考人(林伴子君) 私ども行政府としては、パッケージを決定いたしましたので、その内容がきちんと進捗しているか、日々きちんと見てまいりたいと思っております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。つまり、一回発表したからといって、見守っている、その一回で終わったわけではなくて、見守るだけではなくて、きちんとフォローも行って、継続的にということが御答弁で確認が取れま

したので、恐らく被害を受けた方々も良かったというふうにも思っているかと思えます。行政府で行うべきことは、今できることだけはやっていこうんだということだと受け止めていただきたいと思います。ありがとうございます。

それで、木曜日の内閣委員会で質問したときにはこれ回答がなかったの、改めて官房長官に責任の所在についてお伺いをしたいと思います。

この問題、これまで長くある種解決できなかったところにも問題があつて、その責任の所在、今言っているところと終わりがいいので、私たちは解決に向けて前に進まなきゃいけないということ、これから先の話に絞ってお伺いをさせていただきます。

総理の見守りやフォローアップ、見守ると言つてフォローアップをするおっしゃって、

で、その期間にももし被害者が出た場合の責任というのどこにあるんでしょうか。これ、内閣委員会で質問したときには明確な御答弁がなかったんですよね、議員立法みたいなお話をされたりとか。じゃ、もしかして回答がないので自己責任になるんですかというふうな疑問生まれてしまいました。これ、本当に責任の所在、問題、被害は確

実に出てまいりますので、こうして議論している間にも、どこに責任の所在があるのかと、被害者が声を上げるまで動かないという認識でいいのか、ちよつとこの責任についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。アダルトビデオ出演強要問題について、まずもって責めるべきは加害者と私ども考えております。アダルトビデオへの出演の強要は重大な人権侵害であり、そもそも本人の意に反して出演を強要することはあってはならないことだというふう

に考えております。私も内閣府といたしましては、このようなアダルトビデオ出演強要問題を含め、女性に対する暴力の根絶に向け、各省の局長級を招集して会議を開くなど、関係省庁と連携して取り組んでまい

りました。今回、まずは行政府としてできることは全てやるという観点から、アダルトビデオ出演強要問題緊急対策パッケージを決定いたしました。その上で、この問題に対する立法措置について今現在各党の皆様方の中で御議論の動きもあると承知しております。その内容、御議論の状況をよく見守りたいと考えております。

○塩村あやか君 官房長官も同じ御答弁ということですので、議員立法を見守っていくと。それはその責任の所在を答えたわけではないというふうには思うんですが、分かりましたと、はい。立法府で、としてできることはやつたと、議員立法見守ると、あとは立法府であるというふうにも取れますし、もしかすると被害者の自己責任というふうなところはまだ否定がされていないところかなというふうにも思います。(発言する者あり)加害者、はい、そうですね。加害者の問題もやっぱりあると思うんですが、だけれども、加害者を今ここで言ったところで、私たちが

できることは一体何なんだということがしつかりと考えていかなくちゃいけないんですよ。加害者が悪いから何もみませんというわけにはいかないです、できる措置はしっかりと私たちがついでいかなきゃいけないというふうに思いますので。そこに、加害者とか、望まないとか、その意に介さないみたいなところはこれまでさんさんやってきたけれども、解決にならないと。グルーミング

ということも出てきましたので、それは意に介さないわけでは、反するとかそういうことではないという問題があるということも改めて御認識をいただきたいというふうに思います。

やらされているんだ、グルーミングもあるんだ、その世界に引き込まれてしまうんだという、これも問題の大きな本質ですから、これも改めて御認識をいただきたいと思います。官房長官にきていただいておりますので、答えたいと思っております。資料の九、御覧ください。

今回の成年年齢の引下げによる実質的な高校生アダルトビデオ出演解禁問題は、全国三百万人の高校生を性被害や性搾取につなげてしまう深刻な問題です。警察庁の調査によれば、強姦や強制わいせつ容疑で逮捕された人の三三・五%がアダルトビデオを見ても自分も同じく眺めてきたかつての回答し、少年に限れば五割近くは眺めながらおそれがあります。高校生の痴漢や性暴力のリスクも高まります。また、未成年者取消し権が行使できなくなったことにより、スカウトの魔の手も中高生、つまり児童生徒、子供を対象を広げていると支援団体から報告を受けています。

〔理事羽生田俊君退席、委員長着席〕

こうした若年層が受ける影響、元文科大臣だった官房長官、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。どのような動機であれ、強制性交等や強制わいせつのような性犯罪はあってはならないことであり、どのような言い訳も許されるものではないと考えております。性犯罪、性暴力を根絶していくためには、まずは加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための教育と啓発を行っていくことが必要であります。

若年層の性暴力被害を徹底的に予防するため、四月の若年層の性暴力被害予防月間に合わせ、集中的な広報啓発を実施しているところであります。また、現在、文部科学省において命の安全教育を進めていることと承知をしております。

その上で、AV出演強要問題に関し、現在、立法措置について各党の皆様方での御議論の動きもあると承知をしております。その内容、御議論の状況をよく見守つてまいりたいと考えております。○塩村あやか君 ありがとうございます。ちよつと今回のこのテーマに絞つた御回答では、まあちよつと少し違うかなという部分もあつ

たと思うんですが、やはり文科大臣を経験されていると、この問題についてはやっぱり看過できない問題があるのではないかなというふうに感じております。

児童生徒、子供、ここにまでアタルトビデオにつながっていくような魔の手がゲートウエーを開いてしまっている。今回、四月一日と、こういう見方もありますから、ここはやっぱり重く受け止めていただいて、政治全体で取り組まなくてはならないのだというふうに考えております。

法務省が行う性犯罪受刑者の再犯防止プログラムの講師は、アタルトビデオは性犯罪者の教科書と新聞取材に答えています。それがほとんど低年齢化していくというのは本当にいかがなものかというふうに思いますので、もう全体で、私たち全体で取り組んでいかなきゃいけないのだというふうに思います。

本日は四月四日でございます。未成年者取消し権が行使できなくなりまして既に穴が空いているような状態です。早く穴を埋めなくてはいけないという問題意識からお伺いいたします。

閣法と議員立法ではどちらが早く対応できるのか、お伺いいたします。

○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。

一般論ではございますが、閣法、内閣提出法案、いわゆる閣法として政府が法案を提出するためには、通常は、有識者の方々から成る審議会などの検討やその答申などを踏まえて具体的な条文案を作りまして、その条文案を内閣法制局で審査をしまして、そして、その上で国会提出のための閣議決定を経るなどの段階を必要としております。それで、国会に提出した後、国会での御審議、採決の上可決すれば、成立するものと認識しております。

他方、議員立法につきましては、国会議員の方々が提出し、議事に付されて過半数の賛成が得られれば可決、成立すると認識をしております。

○塩村あやか君 ありがとうございます。

今の御答弁は、明らかに議員立法が早い、穴を

埋めることができるという御答弁だと思えます。

総理も先週の決算委員会で何度も議員立法という言葉を出して、まずは議員立法、その上で政府として対応を考えていきたいと答弁をしておりました。私は、この総理答弁、前向きだと思っております。また、総理は、この立法措置を行わなくてはならない、その内容、議論の状況、それを見守った上で対応を考えていきたいとも御答弁されているんですね。つまり、ポールは立法府にあるわけですね。

資料十を御覧ください。

金融庁は、十八歳、十九歳への貸付けを貸金業者に毎月報告させることとしました。金融庁は監督官庁なのでできるのだと思いますが、その監督官庁を将来的に決めるためにも、今回は行政府よりも立法府が迅速に動けるということはこの答弁でも明らかですから、私たちもこの若年層を守る議員立法を超党派で急がせなくてはならないと思っております。

資料十一です。

民法の特例法は聞いたことがないという声もありますが、前例はあるので御確認ください。

資料十二を御確認ください。ワシントンポストの記事です。

十代の性的搾取問題を質問した女性議員を笑う国会が取り上げられています。その根底に子供や女性を軽視しているということがあると思われています。そんなことはないのだということを議員立法の成立で示すこともまた重要だということに思います。

もうポールは私たち立法府にあります。しかも、早くできるということでございます。各党各会派の皆様、子供を性搾取、性被害から守るためにも超党派の取組をお願い申し上げます。私に質問を終わりたいと思っております。

○委員長(松村祥史君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、酒井庸行君が委員を辞任され、その補欠として高橋克法君が選任されました。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。それでは、まず警察庁について質問をさせていただきます。

水害に備えて、非常用発電設備等や通信機器における警察施設の浸水対策の改善処置が求められました。

警察庁はこれまでに、警察施設の建て替え等の機会を捉えて浸水対策を推進するよう指導してきました。しかし、会計検査院が自治体の公表するハザードマップに基づく震災対策を検査したところ、五十一都道府県警のうち四十二道府県警について、具体的な建て替えの予定がない既存の施設については浸水対策を実施していない状況が明らかになりました。

この改善要求は、各都道府県警が既存の施設についての浸水対策の計画を策定するところから始めなければなりません。浸水対策の効率的な実施に至るまでには継続的な確認が必要となります。警察庁はどのように対応するのか、国家公安委員長にお聞きをいたします。

○国務大臣(二之湯智君) 委員御指摘のとおり、

昨年、会計検査院から、一部の警察の施設について、災害等の際に浸水により非常用電源設備等が損傷する可能性がある旨の指摘を受けました。

これを受けて、警察庁から各都道府県に対して、災害による浸水被害想定を的確に把握し、止水板の設置、さらには非常用電源設備の移設等の対策を計画的に実施するように指示をしております。各都道府県警察においては所要の予算措置を講じるなどして具体的な取組を進めているという報告を受けております。

引き続き各都道府県警察における取組を確認していくよう警察庁を指導してまいりたいと、このように思っております。

○横山信一君 この措置というのは会計検査院が警察庁に改善を要求したものでありますけれど

も、今公安委員長が答弁されたとおり、実際に改善するのは都道府県になります。浸水対策が施された九都府県警の既存の警察施設には止水板の設置などの浸水対策の取組が行われていたのですが、多くはこれからの対応になってまいります。建て替える必要なものも出てまいります。そういう意味では、都道府県の負担は相当なものか予想される

と。これを警察庁は指導していくというふうに言っているわけですね、実際にこれを、改善要求をですね、実施させるためには、警察庁としてこの警察施設の浸水対策に対して新たな補助事業を設けるべきではないかというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(二之湯智君) 警察における費用の負担区分につきましては法令で規定されております。警察署の改修事業等については各都道府県の予算で実施してきているところでございます。

今回の指摘を受けて、各都道府県警察においては、個々の施設の実情等にに応じて、止水板の設置、浸水を防止するためのカバールの設置、排水ポンプの設置など様々な取組を進めているところであります。こうしたことで、警察庁におきましては、様々な取組を集約し全国に共有することで取組の促進を図っていくことといたしております。

警察署等の警察施設は災害時における災害の拠点でありまして、災害に強い施設でないと認識しております。警察施設の浸水対策が着実に実施されるよう警察庁を指導してまいりたいと思っております。委員御指摘のように、やはり予算が非常に大事でございますから、こういう面も今後、国としても前向きに考えていかなければならないと、このように思っております。

○横山信一君 是非前向きな御検討をお願いしたいと思っております。

都道府県のやれやれと言うだけでは、やはりそこにはお金が掛かってくるわけですから、止水板そのものをとってこれも結構ピンキリがあるようでございますので、費用の掛かるものは相当掛かるといふふうにも聞いております。是非具体的な

な対策をお願いしたいと思います。
それでは、質問を変えまして、第二期のSIPについてお聞きをしたいと思います。

第二期SIPのテーマの一つとして、革新的な深海資源調査技術があります。これはレアアースを含む海底鉱物資源の調査技術の確立を目指すもので、深海六メートルからのレアアースの採取に挑戦するものであります。まさに世界に類を見ない挑戦であります。

私は、深海からレアアースを取り出す技術を段階的に開発をして、社会実装を試みながら技術移転を進め、遠い将来に産業化が見えてくるのだろうというふうな思っていたわけですが、開始された二〇一八年当時に比べて、このレアアースをめぐる国際社会の動向というは大きく変化を遂げまいりました。二〇五〇年カーボンニュートラルなども見据えたレアアースの開発を考えなければならぬ、そういう状況に変わってきたというふうに思っております。

具体的には、例えば世界的な自動車のEV化、このEVには、高性能モーター等にレアアース、希土類が使われております。まさにレアアースがないと電気自動車は走れないわけでありましてけれども、この需要増加は今後も確実に見込まれております。

しかし、レアアースというのは供給が均衡しているために供給への不安が常にあると。他方、二〇一〇年のレアアースショックのように、中国はサプライチェーン全体でレアアースの、レアアース産業への統制を強めております。

我が国は、これらに対して、中国以外の国における権益の確保などに取り組んでまいりました。しかし、それでも高性能モーターなどに使用されるネオジムなどの重希土類は中国に依存しなくてはならない現状があります。

このような中で、レアアースの産業化と安定供給に向けて革新的な深海資源調査技術はどう応えていくのか、大臣に伺います。

○国務大臣(二之湯智君) レアアースは、再生可能エネルギーや電気自動車などの我が国の先端産業になくなくてはならないものであります。一方で、その供給が特定の国の政策に影響を受けやすいと、こういうことから、安定的な調達先の確保が求められているところでございます。

SIP、いわゆる革新的な深海資源調査技術ですが、においては、将来の開発、生産を念頭に南島近海において資源量の調査分析を行うとともに、調査技術や生産技術などの開発、実証を行っており、計画どおりに進んでいるものと把握をいたしております。

また、令和五年度より開始予定の次期SIPにおいて、現在、政府の総合科学技術・イノベーション会議で検討が進められているとまた把握をいたしております。現在進められている技術開発の更なる強化が必要であり、次期SIPにおいても海洋への大胆な投資が行えるよう、しっかりと注視をしていきたいと、このように思っております。

○横山信一君 SIPそのものは、やはり産業化を目指してはいるものの、まずその調査段階から始まっていきますので、非常に遠い先を見越しながらの研究ということになるんですが、そういうものではあっても、この状況の変化に応じてやはりそこを加速させていくということも非常に重要だということに思っています。

この南島レアアース泥、実際に今採取もされて、試験製錬もされております。そうしたところ、このネオジムあるいはジスプロシウムという重要元素が豊富に含まれていることが明らかになりました。このことは産業化に向けて大いに期待が高まるところでありますが、レアアースのサプライチェーンには大きな問題があります。それは、環境基準が曖昧というが、こういう言い方していかどうか分かりませんが、中国は日本のように非常に厳しい環境基準をやっているんだと思うんですけれども、この中国にレアアースの分離、精製の設備が集中しているというところがまさにこのサプライチェーンの大きな問題だと

現状のまま、例えばこのSIPで海底から、六メートルの海底からレアアース泥を引き揚げる技術が仮に確立したとしても、その泥を、じゃ、どうやってレアアースに変えるかという、中国に持っていきたくないという現状があるんだということでもあります。このレアアース泥を中国に運んで分離、精製をするなということになれば輸送経費だけで大変なコストになってしまうわけでありまして、レアアース泥といってもほとんどは泥でありますから、その無駄な泥、無駄な泥と言ったら変ですけども、多くの泥を中国に運ぶみたいにならな話にもなりかねないということでもあります。また、レアアースを含む粗生成物だけを取り出すにしても、残りの大量の泥の処分をどうするのかと、こうした問題も出てくる。

こうしたレアアースサプライチェーンの持つリスクにどう対応するのか、大臣に伺います。

○国務大臣(二之湯智君) レアアースのサプライチェーンの構築につきましては、ただいま議員御指摘のようにいろんな課題があると、このように認識をしております。

南島島の近海において存在が確認されておりましてレアアース泥については、国内における分離、精製の技術の確立に向けて取り組んでいると、現在取り組んでいると私も把握をしております。

委員御指摘の輸送コストや、そしてまた泥の除去などの課題の解決に向けて、関係省庁と連携しつつ検討をしております。

○横山信一君 いろいろなアイデアが出ています。うでありますし、その中では有望なものも幾つもあるというふうな聞いておりますので、それほど遠い将来を見越したというよりは、むしろ現実的な産業化に向けた動きになっていくんだらうと思っております。しっかりとそこは推進をしていただきたいと思っております。

この南島島のEEZ内の深海には、これまでの調査研究により、産業化できるだけのレアアース泥の濃集帯が確認をされております。今後、産業化を見据えた取組の前提として、レアアースを鉱業法、鉱業法というのとは鉱山の鉱、鉱業法ですけれども、鉱業法上の鉱物として定義しなければなりません。そこで、今国会には、鉱業権、鉱山をなす業ですけれども、鉱業権の対象となる鉱物にレアアースを追加する鉱業法改正案が提出をされております。

鉱業法が改正されても、実際に鉱区を設定するには適正な資源量の把握が必要になります。この鉱区設定のためにどのような調査を予定しているのか、そして鉱区の設定をいつ頃までに見込んでいるのか、大臣に伺います。

○国務大臣(二之湯智君) 今国会に鉱業法の改正案が提出されているところでございます。

レアアースの鉱区設定につきましては、今後民間企業からの申請があると思っております。その前提として、委員御指摘のように、適正な資源量の把握ということが非常に大事になってくるわけでございます。そのため、現在、SIPにおいておおよその資源量の調査や調査技術の確立に取り組んでおりまして、今後とも関係省庁と連携をしっかりと取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○横山信一君 鉱区を設定するということは、仮に外国の調査船が来て、もちろん日本が認定をしなければいけないですけども、調査ということであるにその海底からレアアース泥を取り出すという、そういうことが鉱区が設定されるとしづらくなるということもあります。そういう意味では、日本の資源を守るという意味では非常に重要なものであります。同時に、今、鉱区設定という具体的な話まで出てくるということは、それだけ産業化も近いということでもありますので大いに期待をしたいところでありまして、着実に歩みを進めてまいりたいというふうに思っています。

今度外務省にお聞きをしますけれども、南島島EEZ内の深海には産業化に有望な資源がある

るといふ以上、そのE.Z内にとどまらず、その周辺の公海上にもこの有望資源の可能性というのが否定はできないということになります。そのせいかどうか分かりませんが、中国がこの南鳥島付近で海洋調査を行っているようでありますけれども、大陸側の外側の深海底で行う海洋調査とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

○大臣政務官(三宅伸吾君) お答えいたします。

大陸棚の外側、大陸棚の先と言ってもいいと思いますけれども、海底及びその下にございます。深海底並びに深海底の中にもあります。その鉱物資源でございますけれども、国連海洋法条約上、人類の共同の財産とされております。同条約に基づきまして設立された国際海底機構が、深海底における鉱物資源開発を組織し、管理をしております。具体的には、深海底における鉱物資源の探査及び開発につきましては、国際海底機構が、国連海洋法条約及び同条約第十一部実施協定の規定並びに同機構が作成する規則及び手続に従って管理することとされております。

具体的には、まず探査について申し上げます。

これを行う主体が、該当する鉱物資源の探査規則に従って業務計画を作成し、国際海底機構に申請をして承認を求めます。この申請は同機構の理事会で検討され、十五年の期間について承認をされます。承認の後、機構と実施主体との間で探査契約が締結され、探査が行われることとなります。

次に、探査の次の段階となります。開発についてでございますけれども、開発を行う主体が、探査と同様に、開発規則に従って業務計画を作成し、国際海底機構に申請し、承認を求めるとなります。同機構におきまして、現在、開発規則の策定作業が行われているところでございます。

○横山信一君 実際には公海上には中国の鉱区も、国際鉱区も設定をされていて、採取はしていないようでありますけれども、コバルトリッチクラストの国際鉱区も設定をされているということであらう。注目を集めている海域だということであ

りますので、そういう意味では、我が国の資源確保という意味でも、また産業化を急ぐという意味でもしっかりと注視をしていただきたいというふうな思いをいたします。

最後の質問になりますけれども、この南鳥島レアアースの産業化に向けての大臣の決意をお伺いいたします。

○国務大臣(二之湯智君) 南鳥島近海におけるレアアースの泥、レアアース泥の開発は、レアアースの安定供給の確保のみならず、経済安全保障の確保、経済成長の実現、海洋権益の確保への貢献といった観点からも極めて重要な問題であるわけでございます。

レアアース泥を含む海洋資源の開発には、資源量のまず把握や生産技術の確立など、依然として非常に難しい問題があるわけでございます。今後とも、海洋基本計画などに基づいて、関係省庁と連携して、そして早期に産業化できるように努めてまいりたいと思っております。

○横山信一君 大変に力強い決意をありがとうございます。

SIP、何度も申し上げますが、SIPで取り上げるといふのは本当に先端的な調査研究でありますけれども、それでいて、これだけ国際情勢の中において大きく変化が求められている、そういうものでもあります。また同時に、技術開発が着実に進んでいると思うものでもありますので、こうした有望なレアアース泥、着実な産業化に向けて歩みを進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○高瀬弘美君 公明党の高瀬弘美です。質問の機会をいただきましたありがとうございます。

まず、決算に関連しまして、令和二年度の予備費についてお伺いをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、令和二年度では一次補正で一・五兆円、二次補正予算で十兆円の予備費を追加いたしました。三次補正予算では一・八五兆円減額をしておりますので、年度全体でいいますと九・六五兆円の予備費を追加

したこととなります。

まず、令和二年度における新型コロナウイルス関連事業に係る予備費の使用決定の状況について財務省にお伺いいたします。

○副大臣(大家敏志君) 高瀬先生にお答え申し上げます。

令和二年度の新型コロナウイルス感染症対策予備費につきましては、累次の補正予算において合計九兆六千五百億円を措置しました。令和二年度においては、年度を通して、営業時間の短縮等協力要請の支援に約三・四兆円、新型コロナウイルス緊急包括支援等に約一・二兆円、持続化給付金の支給に約〇・九兆円、個人向け緊急小口資金等の特例措置に約〇・八兆円を使用するなど、新型コロナウイルスの感染拡大に対してコロナ予備費を適時適切に執行することで迅速、機動的に対応いたしてまいりました。

○高瀬弘美君 副大臣、ありがとうございます。

予備費はここ数年、当初予算で五千億計上いたしておりますが、過去にはリーマン・ショックですとかあるいは東日本大震災、熊本地震といった状況の中で年度途中で追加されたという例はあります。最大でも二兆円弱という中でございまして、過去の例と比べましても、今副大臣から御説明がありましたとおり、コロナ禍での令和二年度の予備費追加額は突出しておりますが、これは情勢の急変にも対処できるようにするための措置でありまして、私自身も令和二年には予算委員会に所属をしておりましたが、この二次補正予算案の賛成討論におきまして、政府に対して予備費によつて時機を逸することなく迅速に対応していくことを求めてまいりました。

振り返ってみますと、これだけの予備費を追加したことによつて迅速な対応をしっかりと行うことができたのではないかと考えます。

例えば、コロナ禍の影響でアルバイトの減少などで困窮する学生の修学断念を防ぐために、学生一人当たり十万円、住民税非課税世帯の学生については二十万円を支給する学びの継続のための学

生支援緊急給付金、これも予備費を活用して実現をいたしました。また、その当時、既に外国において製造がスタートしておりますコロナワクチンの確保につきましても、我が党の秋野参議院議員が参議院予算委員会に質問したことがきっかけで、政府は予備費を活用して国民全員分の一回目のワクチンを確保する契約をすることを決定をいたしました。これも実現をいたしました。ほかにも、途上国も含めてワクチンを供与する国際的な枠組みでありますCOVAXファシリティーへの拠出、これも我が党から強く政府に対して求めてまいりましたが、この拠出も予備費によつて実現することができました。さらには、先ほど御説明ありましたとおり、持続化給付金ですとか雇用調整助成金ですとか、こうしたものの予算不足にも予備費を充てて多くの事業者支援を行うことができました。

山際大臣にお伺いをいたします。

このように多種多様な用途に用いられた予備費でございますが、令和二年度における新型コロナウイルス感染症対策予備費の意義について大臣の御認識をお伺いいたします。また、令和三年度当初予算及び令和四年度当初予算でも新型コロナウイルス感染症対策予備費としてそれぞれ五兆円が計上されておりますけれども、その意義についても併せてお伺いいたします。

○国務大臣(山際大志郎君) これ、お答えするまでもなく、今委員から御指摘ありましたように、相手が見えないウイルスという存在ですから、この新型コロナウイルス感染症がどのように変化をしてどのような私たちに社会に対して影響を与えてくるかというのは分からなかったわけですね。特に令和二年度はそうだったと思います。

そういう中で、臨機応変に、まさに時機を逸することなくしっかりと対策を打っていただくためにこの予備費というのを使わせていただいた、そこに最大の意義があったと思っております。また、令和四年度もそのような形で措置をさせていただきます。いまは、まさにまだ新型コロナウイルス感

染症というのは終わっていないと、これから第七波も含めてどのような状況が我々を襲うかということでは分からない中において、やはり臨機応変に対応していくために準備をしておかなくてはならない、そういう思いを持ってこの予備費を予算計上させていただいたということでございます。

○高瀬弘美君 大臣、ありがとうございます。

政府は、自治体を取り組む新型コロナ対策を財政面から強力に後押しするために、地方創生臨時交付金を交付してまいりました。コロナの影響を受けた方々に幅広く支援の輪を広げるためでございますけれども、私たち公明党としましては、国と地方の議員が連携をしまして、コロナ禍の影響を受ける現場の声を聞く調査を全国各地で展開をさせていただきました。また、国の支援だけでなく、自治体が独自に事業を補強できるような仕組みをつくるべきと考えまして、この地方創生臨時交付金の創設、増額を推進してまいりました。各自自治体におきましても、公明党の地方議員が交付金活用策を主体的に提案、要望をしてまいりました。

一例を述べますと、事業者の家賃支援においては、都市部と地方部で家賃水準が異なるといった、そういう地域差が存在しております。この差を地域の事情に合わせて調整することにもこの地方創生臨時交付金活用されました。ほかにも、例えば学校が休校したり保育園が休園する中で子供たちの受皿となっていた放課後児童クラブ等で働く支援員の方、こうした方々への支援なども地域の状況に合わせてこの交付金が活用されてまいりました。

地方創生臨時交付金はこれまで、令和二年度、三年度の補正予算や予備費から総額約十五・一兆円を計上してきたと承知しておりますが、交付金の交付状況及び交付金を活用した事業の実施状況についてお伺いいたします。

○政府参考人(黒田昌義君) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、感染拡大の影響を受けてい

る地域経済や住民生活を支援すべく、各自自治体ごとの実情に即して必要な事業を実施できるように、累計で十五兆一千七百六十億円を措置をいたしまして、本年三月末時点で約十・七兆円を執行してまいりました。

このうち、地方単独事業分につきましては、実施計画で合計約七・四兆円、約十四万五千件の事業が計上されておりました。事業を分類いたしますと、感染拡大防止や医療提供体制の整備等に約一・八兆円、約六万七千事業、雇用の維持や事業継続等に約三・九兆円、約三万七千事業、経済活動の回復に約一・一兆円、約二万二千事業、強靱な経済構造の構築に約五千億円、約一万八千事業が計上されております。

具体的な事例をいたしまして、例えば、接触機会を低減するためにオンライン診療システムを導入する事業や、小中学校等の学生にタブレット端末を配付し、コロナ禍でもオンラインで学校教育を継続できる環境を整備する事業などが実施されております。

これらの事業を通じまして、地域の実情に応じた感染拡大防止や地域経済の支えなどに寄与したと考えているところでございます。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。

今御説明いただいたとおり、様々な使い道で使われてきたものでございますが、一方で、地方創生臨時交付金は、柔軟に使えるものとした結果として、令和二年十一月二日の財政制度等審議会の財政制度分科会において指摘がされまして、この地方創生臨時交付金の活用メニュー的な取組例としまして、例えばスキー場、タワー等のリゾートアツプですとか、あるいはランドセルの配付、そして公用車の購入など、国が当初想定していた使い方とはちよつと異なる、ある意味、国と地方の連携が取れていないのではないかと思われ、国と地方の連携が取れていないのではないかと見られる例が挙げられました。これらについては、審議会の委員からは、単なる便乗にしか見えないう事業という厳しい指摘がなされております。交付金の使途において妥当性に疑義が生じない

ようにするために、政府として今後何らかの対策、方策は考えていらつしやいますでしょうか。

○副大臣(赤池誠章君) 高瀬委員にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、委員御指摘のとおり、また、この交付金の名前がありますとおり、未曾有の危機、先ほど山際大臣からも見えない敵というふうな表現がございましたとおり、それに対して地域の実情に応じた対策が講じられるよう自由度が高く活用できることとしており、地方単独事業分については、実施計画の提出時点で成果目標や地域住民への周知方法の記載を求めるとともに、その事業の実施状況や効果について、事業終了後、各自自治体におきまして公表されるようお願いをしております。

国といたしまして、現在、令和二年度に実施された事業について、その使途や効果等の把握、分析を行っているところでございます。令和三年度を実施された事業も含め、今後も検証を進めてまいりたいと存じます。

また、地方創生臨時交付金を活用した事例については、先ほど事務方からも数例説明がございましたとおり、しっかりとホームページで公表したり各自自治体に活用可能な事例を提示をしております。また、各自自治体の企画立案の参考にしていただいているところでございます。さらに、事務局におきましても、緊急事態とはいえ、自治体の事前相談等きめ細かく対応させていただき、貴重な税金でありますから、実効性のある事業となるよう連携して取り組んでいるところでございます。

今後、高瀬委員御指摘も踏まえて、各自自治体に適切に情報提供、助言することで、地域の実情に応じた本意の意味で国民に、また事業者に資するコロナ対応の適切に活用されるよう、一層努めてまいりたいと存じます。

○高瀬弘美君 副大臣、ありがとうございます。今、副大臣の方から、現在把握を行っているというところで、検証を進めていただくということ、

是非よろしくお願いを申し上げたいと思っております。次に、ウクライナ難民の受入れについてお伺いいたしたいと思います。今日は官房副長官にお越しをいただいております。

官房長官を議長としたウクライナ難民対策連絡調整会議が三月十八日に開催されました。ウクライナ難民の生活支援、就労や就学、さらには日本語教育まで支援策を検討されていらつしやるといふふうに承知をしておりますが、現在日本にはウクライナ難民の方が何名いらつしやつて、また、これから入国を希望されている方がどれくらいいらつしやると政府は認識をいらつしやいますでしょうか。

公明党は、三月十四日に政府の支援案が出されたことを踏まえまして、この三月十四日の支援案というのは主に国際機関への拠出が中心のものでございましたけれども、この政府の支援案の規模の拡充を求めるとともに、公明党として重要と考える具体的な支援の中身や日本の難民の受入れの具体的な在り方について官房長官に対して申入れをさせていただきます。官房副長官にも申入れの内容、お目通しいただいているものと思っておりますが、その申入れの中でも触れさせていただいておりますとおり、混乱の避難生活の中では、どうしても女性を守る対策ですとか子供さんへの、長期的な影響が考えられる子供さんへの支援というのは様々な配慮が必要となつてまいります。

ウクライナ周辺国での難民支援はもろろんのことでありましても、これから日本にやつてくるウクライナ難民の子供さんへの支援、どのようなものを検討していらつしやいますでしょうか。

○内閣官房副長官(磯崎仁彦君) お答えをさせていただきます。

まず、ウクライナ避難民の受入れ数でございますけれども、総理がウクライナ避難民の受入れを表明をされましたのが三月の二日でございます。それ以降、一昨日の四月二日までで三百九十三名というふうになつております。今後どの程度の数の方が本邦への避難を希望するかということ

につきまして、今後ウクライナ情勢どういふうに展開していくのかということにもよりますので、なかなか現段階で具体的な想定申し上げることはなかなか難しいというふうにご考えております。

続きまして、ウクライナ避難民の子供さんへの支援についてでございますけれども、四月の一日に官房長官を長といたしますウクライナ避難民対策連絡調整会議、この二回目の会合が開催をされて、受入れ後の各場面に応じた具体的な支援策が決定をされております。具体的には、ウクライナ避難民への一時滞在場所の提供、あるいはその生活費、医療費の支給、日本語教育、就労支援等ということでございます。

今般のロシアによるウクライナ侵略において、やはり最も弱い立場に置かれたのが子供たちというふうにご考えておまして、やはり最大限の配慮が必要であるというふうにご考えております。先ほどのこの決定された支援策には、必要に応じて子供の教育等について支援することが盛り込まれております。子供への教育の機会の提供、あるいは、やはり非常にあまいう環境の下にいらっしやったわけでございますので、やはり心のケア、こういったことも非常に重要であるというふうにご認識をしております。ウクライナ避難民の子供の支援についてもしっかりと取組を進めてまいりたいというふうにご思っております。

心のケアにつきましては、例えば子供を安心させようとか、あるいは話をじっくりと聞きましようとか、あるいはその子供の活動の場を提供しよう、こういったことが重要であるというふうにも聞いておりますので、こういったことも踏まえてしっかりと検討してまいりたいというふうにご考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。心のケアも含めて御検討いただいているということで、感謝申し上げます。

実際、私の地元の福岡県の田川市にも、戦火を逃れて、日本人と結婚していらっしやるお姉さん

を頼りに、三歳の娘さんと三十歳のウクライナ人女性が今現在避難をされていらっしやいます。四月一日の二回目の会議で様々な具体策が出てきたというふうにごお話ありましたけれども、二一ズの酌み取りですとかその支援策、これ、それぞれ自治体で行っていくことになりまして、しっかりと国として支援策の具体例を打ち出していくということ大事でございますし、また、スビード感を持って、もう既にこうして避難をされていらっしやる方々国内にいらっしやいますし、先ほど三百九十三名というお話もございました。この方々に対して早く支援を届けていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○内閣官房副長官(磯崎仁彦君) お答え申し上げます。委員御指摘のとおり、ウクライナ避難民の受入れ、あるいはその支援に当たっては、その二一ズを的確に酌み取る、このことが非常に重要であるというふうにご認識をしております。先月三月には、多数のウクライナ避難民を受け入れているポーランドにおきまして、在ポーランド大使館とジェシユフ連絡事務所がウクライナ避難民、避難民支援チームを設けたところでございまして、また、現地の二一ズあるいはその課題を的確に把握するために、四月一日から林外務大臣が総理の特使としてポーランドに派遣をされております。

これらの取組を通じまして、避難民の二一ズ、きめ細かく酌み取りながら、困難に直面するウクライナの人々に寄り添ったという支援が速やかに実施するように政府全体としてしっかりと対応してまいりたい、そのように考えております。

○高瀬弘美君 ありがとうございます。今ポーランドのお話ございましたけれども、各国が難民を受入れをする中で、子供への支援という意識が日本とは異なるなど感じる場面がございます。例えば、ポーランドのワルシャワにおきましては、駅に難民の方が一時的に避難できるスペース

ができておりますが、そこには寄附されたおもちゃがたくさん用意されておりまして、子供のための遊びの場所も用意をされております。今日、配付資料の資料一としてお配りをさせていただいております。

難民というわけではございませんけれども、同じように我が国の災害の現場において、避難所で子供のための場所を考えるとどうでしょうか。内閣府防災にお伺いしたいと思っております。自治体が参考にする避難所マニュアルにおける子供の遊び場ですとか、あるいは子供の学習スペースについての記載はどのようになっておりますか。

○政府参考人(榎真一君) お答えを申し上げます。子供の遊び場や学習場所への配慮でございますが、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針、この取組指針におきまして、子供の遊びや学習のためのスペースの確保など、生活環境の改善対策を講ずることとしております。

また、避難所運営ガイドラインにおきましては、避難所の運営が適切に行われますよう、避難所を設ける際留意していただく必要がある事項についてチェックリストとしてお示しをしております。この中では、キッズスペース、子供の遊び場につきましてもチェック項目の一つとされており、その設置について検討していただくこととしております。

○高瀬弘美君 今お話ありました取組指針、ガイドライン、確かに記載はあるんですけども、膨大なマニュアルの中のほんの一行の記述というふうになっております。

例えば、体育館等において避難されたときに、今はコロナ禍ですのでスペースが区切られるというふうになりましたけれども、基本的には共同生活でするので静かに過ごさなければならぬと。赤ちゃん連れて例えば被災した方々、避難した方が、赤ちゃんの泣き声のために外に出たりしなればいけないというのが日本の被災地の状況でござい

ございます。災害時は特殊な状況なことから我慢しなさいよという雰囲気もございまして、しかしながら、毎年毎年災害が起こる中で、災害による避難生活が長期化するごこともあります。また、子供さんへの心の影響を考慮すると、避難所であつてもというよりも、避難所であるからこそ子供が笑つたり遊んだり、また、長期化する場合には落ち着いて勉強できるスペースがあるということが大事だと思っております。

今日お配りさせていただきました資料の二に、先ほど内閣府防災から御説明がありましたチェックリスト、載せていただいております。この一の六に確かにキッズスペースの設置を検討するというのにはございまして、ほかのものが実施するとなつておるのに対して、あくまで検討というふうになつておるんですね。

実際、熊本で地震が起こりましたとき、私も発災直後に現場に入らせていただきましたけれども、長期化する避難生活の中で、受験生の方が勉強できるようなスペースもなくて、つくつてくたさいと要望したことによって最終的にはつくつてまいりましたが、求めなければ設置されないというのが今の現状でございます。

こういう事態を避けるために、キッズスペースや勉強の場を検討するところにありますけれども、単なる検討ではなくて、避難生活が数日以上になると分かった場合にはキッズスペースの設置を実施するというふうにご記載をさせていただきたいと思っております。総合的な災害対策という意味で防災担当大臣の御答弁求めたいと思っております。

○国務大臣(二之湯智君) 避難所におきまして子供たちができるだけ日常生活の中で生活できるような、そういう避難所の改善はしていかなければならない、このように私も思っております。先ほど政府参考人から答弁したように、内閣府では避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針等をお示ししておりますけれども、これを踏まえて、平成三十年の西日本豪雨、あるいは令和元年の東日本台風、さらには球磨川で氾濫

した令和二年七月の豪雨ですか、さらには昨年の熱海市における土石流災害の際には、地元自治体とかNPO法人が連携して子供の遊び場や学習場所を確保するなどの取組が行われたと聞いております。内閣府としては、優れたそういう取組事例の情報を共有を図るなどして、自治体と連携して避難所における子供たちの生活環境が向上するよう取り組んでいきます。

なお、避難所はつくるのが、今までそれが精いっぱいでしたけれども、最近は障害のある方の避難所でのいわゆる在り方とか、今委員が御指摘になりました子供たちをどのようにして日常生活の中で、日常生活に近い状態で送れることができるのかと、そういうきめ細かいことを今後とも避難所の運営について考えていかなきゃならぬと、このように思っております。

○高瀬弘美君 大臣、ありがとうございます。是非ともよろしく願っています。

今日は、野田大臣に代わって、私と同じ九州御出身の宮路政務官にお越しをいただいております。

今、熊本地震の例をお話をさせていただきました。これから内閣府におきましては、これも家庭庁の議論が進んでいくわけでございますけれども、この議論の中で、これまでどちらかというと後から検討されてきた、後回しとは言いませんけれども、優先順位という後方にあつたこの子供の発達のための遊びですとか学びの確保、これを是非とも政策のど真ん中に置いていただきたいと思っております。それを是非とも家庭庁の議論の中でしっかりと打ち出していきたいと思っております。いかがでしょうか。

○大臣政務官(宮路拓馬君) 今こそ、常に子供の利益を第一に考え、子供に関する取組、政策を社会の真ん中に据えることもまんなか社会の実現に取り組むことが必要であるということで、政府は今国会に子ども家庭庁設置法案を提出しているところでございます。

御質問の災害時に脆弱な立場に置かれる女性や

子供に対する避難所等における配慮については、先ほど防災担当大臣の答弁にもありましたとおす、その下で取り組まれておると承知しておりますが、今般ども家庭庁を設置するに当たりまして、子どもまんなか社会実現の観点からも、平時からの関係機関の連携を含め、関係省庁がしっかりと連携して取り組んでいくことが重要であるというふうな考えをしております。

子供をめぐめる様々な課題に適切に対処するため、子供の目線に立つて、そして子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、取り組んでまいりたいというふうな考えをしております。

○高瀬弘美君 大臣、また政務官、大変強い御答弁ありがとうございます。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

質問を終わります。

○委員長(松村祥史君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、上月良祐君及び朝日健太郎君が委員を辞任され、その補欠として西田昌司君及び清水真人君が選任されました。

○田村まみ君 国民民主党・新緑風会の田村まみです。今日はよろしくお願ひいたします。

今日は、山際大臣、そして小林大臣、そして、本来、野田大臣にお答えいただきましたかったんですけれども、赤池副大臣に来ていただいておりまして、どうぞよろしくお願ひいたします。

今日は、大きく三点、新型コロナウイルスの感染症対策、そしてSARDAの取組、そして就労制限となっている制度の見直しについて伺っていききたいと思います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策でございます。三月の二十一日に全ての都道府県でまん延防止等重点措置が解除されました。今、ウクライナ情勢も緊迫した情勢で、物価高もあり、様々な問題が次から次へと来る中で、どうも新型

コロナウイルスの感染症対策の課題について議論される回数が減ってきているような印象が正直あるなというふうな思っております。また、これまでの教訓というのは、やはりそのまん延防止等重点措置を解除した後にもまた変異株によっての感染拡大が起こって、そこで、その間に何をしていたのかという議論が必ず感染拡大したときに起きるわけですね。なので、今こそ、今、感染が一旦収まっているだろう、一方で感染者数は上がってきていると、このときにしっかりと議論しなければいけないというふうに感じております。

その際に必ず、まん延防止等重点措置と緊急事態宣言のときに、飲食店への制限、そして人流抑制、この二点が必ず出てくるわけですね。ここをやる、今やつと経済回復に向けて様々な議論が起きています、予備費だけでは足りない、もうもつと大きな経済対策しなきゃいけない、こんな声も出ている中で、この今までありました飲食店を制限するだとか人流抑制する、ここへの対策を今やつとつかないと、経済対策やつても本当に意味がなくなるという思いがいっぱいござい

ます。ですので、今実際、じゃ、どういことが起きているか。感染拡大が微妙に起きている地域では感染拡大傾向が見られる場合という新しい枠組みが実はありまして、そこで飲食店への人数制限とか起きているというのは事実なんです。なので、今時点で政府として第三者認証の位置付けと評価、これをどのようにされているのか。また、基本的対処方針の中でいつまで飲食店をターゲットに、特に飲酒とか人数制限、また時間、ウイルスよく言われますよね、時間超えて拡大するわけじゃないって。その点についていつまでこれをターゲットに入れておくのか、この辺を

答弁いただきたいと思っております。

○国務大臣(山際大志郎君) 基本的には、三月二十一日でまん延防止等重点措置を解除させていただきましたので、飲食店の皆様方も平常どおり自

由に営業していただく状況になってございます。一方で、総理からも申し上げましたように、リバウンドする可能性というのが考えられると。ですから、まだ移行期間として最大限警戒をしていかなければいけないんだということも同時に申し上げさせていただきます。

実際に、残念ながら少々新規感染者数が増えつつあるという状況もございまして、その中を見ておりますと、やはりこの年度末あるいは年度初めということもあつて、多くの方がいろいろなイベントがある、そして多くの方が動かれる、その中には飲食等々も含まれるということもあつて感染が拡大しているということなんだというふうな私たちは思っております。

もちろん、そういう状況の中にあつて、飲食店に対する時短の要請や、あるいは飲酒、酒類の提供等々に関して考えなくてはいけないことあるかもしれないませんが、やはりマスクを外して飛沫が飛ぶような状況において飲食を伴いながら大声で話をすると、それがどういしても感染の危険性を、リスクを増やすということもあることから、基本的対処方針の中にはしっかりとまだそれが書き込まれているということもございまして、次の第七波に対しての準備をしながらいかなければいけないというのはそのとおりでございます。ですから、医療提供体制をきちんと強化するであるとか、あるいはワクチンの接種に関して、三回目はまだ終わっていない方いらっしゃるんです、そこをどんどん進めるだとか、あるいは飲める経口の治療薬等々の開発を進めるであるとか、そこに対しての準備もしていくなすけれども、なおまた警戒しておかなくてはいけない状況においては、その部分はしっかりとみんなやれることはやろうと、こういう状況に今あるというふうな認識しております。

○田村まみ君 私が伺いたかったのは、やはりこれまで、予算や予備費を使って第三者認証制度をつくって、様々な、パーティーを置いて換気設備を買って対応しなさいと、それに対して支援

もたくさんしてきたんですけども、その支授したものが、結果的に営業制限が起きることによって本場に意味があったのかというところが現場から声として聞こえてきますし、様々な……（発言する者あり）ありがとう。様々、従事者の人たちも、そして飲食している人たちもいろいろな情報を手しながら、気を付けながら対応しているわけですので、この第三者認証制度であの紙をべたべたべた貼っていることに意味があるのかという人々たちが思い始めているわけなんです。

だから、ここに対して一定の評価をしながら、この次の波に向けての飲食店への対策ということを具体的に示さないと、もうこのまん延防止等重点措置と感染拡大傾向が見られる場合じゃもう違いがないというふうな国民が思い始めている、ここが私は重要な問題だと思っておりますので、是非分かりやすく飲食店への制限については今後変えていただきたいというふうに思いますけれども、それをお願いできませんか。

〔委員長退席、理事羽生田俊君着席〕

○国務大臣（山際大志郎君） 第三者認証制度そのものは非常に意義のあるものだと思っております。それがなければ、飲食店において例えば時短制限をする、あるいは一テーブルで四人までにする、人数制限をするというふうなことをやるとしても、先ほど申し上げたように、マスクを外して大声で話をするようなことがあると飛沫が飛びますから、どうしても感染のリスクが高まるということだと思います。

なので、私たちは、私たち一人一人も感染症対策というものをやってみていかなきゃいけません。様々なサービスを提供するお店の側でもしっかりとその感染対策等を行っていかないとこの新型コロナウイルス感染症というものをコントロールできない、これが言ってみればこの二年数か月の間に学んできたことだと思います。ですから、そういう意味でその第三者認証というものは非常に重要なものであったというふうに思っております。

そして、恐らく、その認証をして、認証がされているお店と認証がされていないお店とこのこの差というものをもう少しきちんと区別をした上で、それで、認証されているお店であればこまめではオーケーじゃないかというふうなことにについては、おっしゃるとおり、ここは、どこまでだったら社会を開いていけるのかということ、またさしエビデンスに基づいて進めていかなければいけないところがございます。それは、日々知見が集まりつつあるところでだんだんだんだん先に進めていくということになるんだらうと思いが、今のところ、今までやってきたことそのものが否定されるものではない、このように私たちが認識しております。

○田村まみ君 第三者認証自体は、私は飲食店の営業制限を早くやめるべきだと思いで第一波のときからお願いをしてきたことですので、正直、対策が遅かったということが一番の問題だったと思えますし、今こまめに進めてきた中で差を付けるということであれば事業者の皆さんも多少の納得はしていくと思えますし、本場の意味で、利用者の方も、政府が言っているような、それを見て選んでいくということの中でその事業者の感染対策も進むというふうな思いです。そういう認識なのであれば、それを分かりやすくまた政策として出していただきたいと思えます。

でも、もう一方で、今、人流抑制も、やっぱり本場に緊急事態宣言が出るようなぐらいの感染拡大や変異によつての重症化が起きる場合には人流抑制等も出るかと思いますが、その手前の中で、実は十一月には一度、ワクチン・検査パッケージ対処方針が見直されて、原則停止という状態で今こまめ来ています。

このワクチン・検査パッケージ、これはいつ、どのように、何らかの形で何か発表されるんでしょうか。
○国務大臣（山際大志郎君） ワクチン・検査パッケージそのものは、ワクチン・検査パッケージ

度として使うときに、これはウイルス感染症がそこそこ拡大基調にある中においても社会経済活動を継続させることができるようにということ、導入したシステムなんです。残念ながら、デルタ株と違ってオミクロン株はワクチンを二回接種していてもブレークスルー感染を容易に起こす、このことが科学的に分かったものですから、なので一度止めさせていただいたという経緯がございます。

その後、三回目のブースター接種を進んでおりますし、また検査、検査キットもそこそこの手に入るようになってきたものですから、このワクチンを使ったということと検査をしたということとを有効に活用していただいで社会経済活動を回していただけるようにという、そういうことを三月十一日にコロナ対策分科会で発表させていただいております。

まさに今、民間の皆様方において、それらを自分たちの事業の差別化といましようか区別化といましようか、のために活用しながら、この検査等々を、あるいはワクチン三回目のブースター接種を打つたというふうなことを活用して様々なビジネスをやっていたらいいところがございます。これらのものがたまりつつある中で、検査等々も含めて更に国として使えるものがあるならばそれをどう活用していくかということ、これは、コロナ分科会も含めてやらせていただきましたと思っております。

○田村まみ君 このワクチン接種、期間が徐々に空くことに、どなたが何回目を打つたかということとがだんだん分からなくなってきたという意味でいけば、このワクチン・検査パッケージ制度も経済活動を両立させていくという意味での意義は大きなものかもしれません。このパッケージ制度自体が大きく見直す時期に来ていると思えます。

半分以上は輸入に頼っているという状況です。これを本場に感染拡大のときに検査を頻回に行つて経済活動を両立させようと思つたら、ここに対して対策していかねばいけません。この最初に出したワクチン・検査パッケージ制度というところにこだわらずに、本場に両輪で回していくというところの対策を早く出した。だかなければ今後の緊急経済対策が意味がなくなる、それを申し上げておきたいと思えます。

その上で、先ほど高瀬委員がほば私と同じ問題意識で地方創生臨時交付金の用途について質問をいただいたので、私は特に審議会なんかで指摘があったユニークな取組等は例を挙げませんので、具体的に、特に時短や休業要請等により使われたその協力金です。ね、そこに対しての検証、しっかりとすべきだというふうに考えています。

交付金においては、新しい生活様式の構築に向けた改革を実施するなど、地方創生を推し進めるということも重要視されていたはずなんです。残念ながら、これ地方議会で承認されるということ、なかなか国が全てというわけにはいかないということも承知しています。ただ、財源の拠出者である国は施策が有効に機能したか確かめる責任があるというふうな考えをしております。是非、その感染症対策に効果があった、地方創生の取組を推進することができたと回答した地方公共団体の割合が八〇％という目標しか定めていませんけれども、内容、そして特に協力金に対しての金額、二年度、三年度の部分で精査すべきだと思います。これは次の経済対策や感染対策にも大きく意味を成すものだというふうに考えていますので、この検証求めたいと思えますが、いかがでしょうか。

○副大臣（赤池誠章君） 田村委員にお答えをいたします。
委員、全体の話と、特に問題意識の高い時短休業要請等の協力金というお話がございました。時短休業要請等の協力金の支給状況については、本年三月末の時点で五・七兆円、約五百五十

万件の支給がなされていると承知しております。そこだけ検証ということには、なかなかそこだけというわけにはならないんですけれども、先ほどお話をさせていただきましてとおり、しっかりと体として検証をするという形で、予算も盛りまして、全数調査というわけにはいかないんですが、サンプリングとしてしっかりと統計的に有意な形でしっかりと検証もさせていただきたいと思っております。

委員御指摘の実施計画提出段階での成果目標、この八割というのが、やっぱりこれは、元々の感染症対策、これ非常に自由度の高い、地方自治体がきちつと考えてやってくれたいと、当然事前相談にも乗りますし、先ほど検証の話もいたしました、それが八割というのはやっぱり委員御指摘のとおりでありますから、しっかりとこれは、本当に貴重な税金でありますし、それが本当に有効なのかということ、自治体として使っていたら、

ただ、やっぱりこれ分らないことがたくさんあるので、当初言ったように、なかなか効果が難しくても、でも、そのときにはやっぱりやらなきゃいけないといういろいろな状況がある中、しっかりと踏まえさせていただいて検証を進めさせていただきたいというふうに考えている次第でございます。

以上です。
○田村まみ君 最後に一点、その検証について申し上げたいと思います。
途中からいわゆる協力金推進枠とかいうふうな形で別枠に設け始めました。やはり飲食店等の感染対策を具体的に進めなきゃいけないと、だから、ほかのものとかちゃんと区別しなきゃいけない、私はそれ、一定の何らかの検証だっさり現場の声があつて、わざわざ別枠にしたと思うんですね。そこが令和二年の最初の当初の柔軟性があつたこと、ただ、その課題が何かあつてそちらに振り向けられたというふうに思つていまして、その違いをしっかりと検証することが、ウイルスを甘く見ていて対策が遅れたということと

の検証に大いに私は寄与するというふうに思いますので、是非その点を検証いただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

〔理事羽生田俊君退席、委員長着席〕
それでは、ちよつと論点、話題を変えまして、本日は科学技術の政策についても審議の対象です、SCARDAの取組についても質問させていただきます。平時からのワクチン開発や創薬の現場からの声をまずお伝えしてから質問に入りたいと思つています。

我が国のワクチン政策の遅れは、根源をたどつたら、度重なる薬価改定によつて、薬価の引下げによつて企業の開発意欲と原資がそがれてきた、このことに私は尽きるというふうに考えています。特にワクチンについては、医療用医薬品に比べて、企業の視点からすれば事業性や採算性が大変乏しい領域です。国内メーカーの開発インセンティブが全く働かない状態、結果として今回のコロナ禍でのワクチンが即座に開発、生産できなかった原因だということに考えております。

民間の製造企業の、製薬の企業の研究開発、これが持続可能性なものとなるような薬価改定が今後行われていかなければ、幾ら特化した取組を何かしても、私は基盤として平時の研究開発が進まないというふうなことで申し上げておきたいと思つています。社会保障費の抑制の手段として薬価改定、引下げありきの薬価改定、これはやめるべき、それを申し上げて、個別の質問に入りたいと思つています。

AMEDの第二期の中期目標が二月十八日に確認されました。そして、その中でもSCARDAの各事業の内容も示されましたけれども、ワクチン・新規モダリティの研究開発、この事業の公募についてお伺いをします。
まず、この公募の採択数の想定、また将来の成果として実際のワクチン開発に着手できる、そういうものにつながるというものがどれぐらいかというふうなことが計画段階で想定されているのか、教えてください。

○国務大臣(小林鷹之君) 今般、AMEDに新設しました先進的研究開発戦略センター、いわゆるSCARDAで実施するワクチン・新規モダリティ研究開発事業でございますけれども、今年二月に関係四府省で定めた研究開発の推進の方針に基づきまして、厚労省において検討される重点感染症を基本として、我が国としてワクチン開発の優先度が高いものの研究開発に着手する方針としております。

この方針を踏まえまして、先月から委員御指摘のとおり公募を開始しておりますが、現時点において優先度の高いコロナウイルス感染症を対象とするワクチン開発と、新規モダリティを用いる感染症ワクチンの研究開発に分けて実施をしております。それぞれについて数課題程度採択する予定でございます。

さらに、SCARDAで公募を行う事業は、常に最新の知見を導入可能として、より迅速かつ機動的な支援を可能とするように、期限を切らずに応募を受け付ける常時公募を実施することとしております。こうした新たな取組を行うことによつて有望な課題を採択することを可能にし、もつて複数の国産ワクチンシーズが実用化につながるよう、戦略的に支援に取り組んでいきたいと思つています。

○田村まみ君 なかなか具体的な数字が挙げられないのは承知しているんですけども、せっかく常時とはいえ公募を開始されるわけですよね。ただ、現時点では日本でワクチンが開発されていないわけですよね。だから、公募ないんじゃないんですかというのがこの計画を見たときの正直な私の所感です。
これ、本当に手を挙げられるプロジェクト、今のうち何らかの何か見通してみたいものをお持ちなんですか。

○国務大臣(小林鷹之君) 例えば、モダリティに、新規モダリティの研究という点につきましては、我が国も数例ではございますけれども、例えば国内外でまだ実用化されていない新たなもの

ですとか、また、既に実用化された既存のモダリティに更なる付加価値を加えるものなどについて研究が進められておまして、今後のワクチン開発に向けて期待をしているところでございます。
ただし、委員御指摘のように、新規モダリティの層の厚さなど、有事に備えた平時からの取組が不足していたという点で課題があつたのは事実だと認識しています。

今回のメッセージARNAWワクチンに用いられた技術ですけれども、これ、感染症以外の目的で研究が進んでいた技術がワクチンに応用されていわゆるゲームチェンジャーになったケースでございますけれども、ほかの疾患をターゲットとしているけれども感染症のワクチンに応用可能なものについての研究も存在すると思つておまして、こうした研究の中からワクチン開発上有望な提案が出てくることも期待しているところでございます。

今回の事業では、ワクチン開発に資する新規モダリティの研究開発を一つのテーマとして位置付けておまして、国際的な技術優位性も考慮に入れつつ、この感染症ワクチンへの応用可能性が期待されるモダリティも見出してワクチン開発につなげたいと思つています。
そうした中で、今申し上げた常時公募を導入するとともに、公募に当たつての広報、そして周知活動を徹底して、課題の掘り起こしにも徹底して取り組んでいきたいと思つています。
○田村まみ君 今から様々な取組されるということとは分かったんですが、もう一つは、公募ではなくて、AMEDとしてきちつとこことだというふうなところ、焦点定めて税金を投入していくわけなので、きちつと支援していくというの私はやり方としてあつたと思うんですね。だが、それを取り入れられなかったというの、今後採択した後にプロジェクトとして進めていくAMEDの中の人材、ここが本当に十分なのかということ、それ大変私は危惧します。その人材、そして先

見の明があれば、まずAMEDからその人材がこの分野に特化していくべきじゃないかという方針も出せると思うんですよ。

ですので、済みません、少し先の問いですけれども、この公募の採択に当たるとしても、国として先行的な基礎研究の探査や逆指名できないこの状況、SCARDAの取組を推進に当たるとするAMEDの人的な質ですよ、プログラマディレクター、プログラマスーパーバイザー、オフィサー、この辺がどういう資格を持って、どんな経験ある人材当てていけば十分なのか、そこが大丈夫なのかというところ、お答えください。

○国務大臣(小林鷹之君) 今回設置したSCARDAにおきましては、これまでのAMEDから抜本的に体制の充実を図っていくと考えています。

具体的には、SCARDAには、組織マネジメントやアカデミアに通じたセンター長が事業全般を統括いたしまして、また、グローバルなバイオ医薬品開発を始めとした産業界に通じた専門家をプロボストとして配置をして、いわゆるその研究開発事業を運営するプログラマスーパーバイザーの役割を担っていただくこととしております。加えて、免疫学、感染症学、臨床、ウイルス、あるいはレギュラトリーサイエンス、こうした幅広い領域また学術分野の専門家をプログラマオフィサーとして配置をし、個別の研究をサポートする体制を確保しているところでございます。

今回のSCARDAの創設を契機といたしまして、研究開発を統括するために質の高い人材を確保をし、実効性の高い体制を構築したところでございまして、この体制の下で迅速な開発、実用化に向けて取り組んでいきたいと考えてます。

○田村まみ君 いきなり降って湧いたわけじゃない、進まなかったんだと思ったら、やっぱり取組が何らかおかしかったんだと思いますし、今そこが合わさってSCARDAの一つの取組として進めるというところに期待したいと思いますが、日本にはや

はり研究者のポストが少なくて、収入面等の身分保障の点にも大変危惧をされるような声がございますので、海外への人材流出も含めてしっかりと体制整備の方をさせていただきたいというふうな考えでおります。時間がなくなりましたので、質問ではなくお願いとしておきます。

最後に、山際大臣、年収の壁問題、これ、今後の会議の意気込み、お願いします。

○国務大臣(山際大志郎君) 年収の壁問題、しっかりと全世代型社会保障制度構築会議において議論をして結論を出して、いい社会にしていきたいと思います。

○田村まみ君 軽微な改革ではなくて抜本的な見直し、是非お願いしたいと思います。

○柴田巧君 日本維新の会の柴田巧です。よろしくお願いします。

まず最初に、ミサイルの落下あるいはこの攻撃への対応ということでお聞きをしたいと存じます。

改めて言うまでもありませんが、今ウクライナではロシアの侵攻、侵略が続いております。改めて、ロシアを非難すると同時に、一日も早く武器を置いて撤退をすべきだということを申し上げたいと思っておりますが、連日、我々も、このミサイルなどによってウクライナの歴史的な町が破壊をされ、多くの人が、尊い命が犠牲になっているさまを見るわけですが、ともかくにもこのミサイルなどが着弾して大変な被害が出ております。

決してこのことは対岸の火事ではありませんで、他人事ではありませんで、例えば我が国を取り囲む環境を見ても、台湾有事の現実味を帯びつつありますし、北朝鮮からは御存じのとおり相次いでミサイルが発射をされており、先般もEJZ内にICBMが落下をしたのは御承知のとおりでありませうけれども、このように日本を取り巻く安全保障環境は大変緊迫の度合いを高めている現実を踏まえ、備えを厚くしていく必要がある

政治の最大の責務は何といつても国民の生命、財産、身体を守ることでありますが、最悪の事態を想定をして、いかなる事態にも対応できるような緊張感を持って必要な対応もしっかり万全を期していただくことが大事だと思っております。

そういう観点に立つて以下お聞きをさせていただきますが、このミサイル、弾道ミサイルの攻撃の被害というのは、様相というのは、その種類によってもちろん違ってはいる部分がありますけれども、着弾時には、御承知のとおり爆風や建物等が破壊をされたことに伴う破片などが発生をするわけですから、それによって多くの方がけがをしたり亡くなったという状況です。

外にいる場合と、そのまた場所にもよりますが、屋内にいる場合と、そういう際には当然この取るべき行動というのは違ってくるわけでありまして、したがって、落ち着いて、しかし速やかな行動が取れるように、命を守るように、状況に応じた避難行動が取れるということが大事であります。

そこで、まずお聞きをしますが、この弾道ミサイルが落下した場合にどのような行動を取るべきか、国民に分かりやすく広報、周知すべきであります。どのように取り組んでいるのか、お尋ねをしたいと思っております。

○政府参考人(澤田史朗君) お答えいたします。これまで内閣官房においては、Jアラートによる情報伝達の内容や弾道ミサイル落下時の行動について取りまとめ、国民保護ポータルサイトに掲載するとともに、地方公共団体向けの説明会においても広く周知を行っております。

特に、御指摘の弾道ミサイルが落下した場合の行動につきましても、その概要を視覚的に分かりやすく訴える資料に加え、高齢者、子供向けのリーフレット、弾道ミサイル落下時の避難行動の紹介動画などの様々なコンテンツにより国民の皆様へ情報発信を行っております。

地方公共団体において幅広い広報を実施していただくなど、国民の皆様への周知を進めてまいりたいと存じます。

○柴田巧君 北朝鮮からも撃たれば十分に内着弾するなどとも言われております。いざというときに、先ほど申し上げたように速やかに適切な行動ができるように、いろんな方法で分かりやすく周知徹底をしていただきたいと思います。

いざというときに落ち着いて速やかに行動を取るには、やっぱり平素からの訓練が何よりも大事です。そこで、この弾道ミサイルによる武力攻撃を想定した住民避難訓練の実施状況と今後の予定についてお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(澤田史朗君) お答えいたします。弾道ミサイルを想定した住民避難訓練については、平成二十九年三月に国と秋田県及び秋田県男鹿市と共同で実施したのを皮切りに、令和三年度末までに四十五都道府県百八十二市区町村、四百八十九件が実施されております。

今後の予定についてでございますが、国と地方の共同訓練について当面その実施を見合わせているところではありますが、その再開については、北朝鮮をめぐる諸情勢や新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点等を総合的に勘案し、適切に判断してまいりたいと存じます。

なお、地方公共団体の単独訓練につきましては、引き続き実施されるよう必要な支援をしてまいりたいと存じます。

○柴田巧君 今、ウクライナのことであって、日本でもこの住民の保護という国民保護というか、こういったものには大変今関心が高まっている中でもありますし、現実、北朝鮮から次から次と撃たれて、今、次は上空を越える、上空を越えていくものが撃たれるのではないかなどと思われております。いろんな難しさもあるのかなどと思われております。しっかりとリアリティーのある実践的な訓練がしっかりと積み重なっていくように、また努力、工夫をしていただきたいと思います。

けではなくて、民間の施設や学校だったり医療機関だったり劇場だったり、いろんなところがミサイルで攻撃をされました。例えば、地下鉄の駅などをシェルター代わりにしてそこに殺到する市民の皆さんや、そういったシーンが映し出されているわけですけども、もし日本に向かってそれが撃たれれば、当然自衛隊は海上と地上の双方から迎撃をする構えになるわけですが、同時に発射されると防ぎようがないというのは正直なところだと、全て撃ち落とすというのは困難だと。

そうならば、必然的に民間への被害が避けて通れないということですが、このため、この避難施設が必要ということになるわけですけども、これは内閣官房の資料だと、全国にはそういう一時緊急避難場所が五千二百か所くらいあると言われておりますが、どこに避難施設があるのか実際国民が分かっているわけではなく、もしものときにそこに動けないわけでありまして、やはりこの避難先として機能しないということが起きてしまふということをお心配をします。

そこで、この弾道ミサイルが落下してきた場合の地下、特に地下避難施設というのは大事なわけですが、そういった地下避難施設の周知をやつぱり行うべきだと思いますが、どのように取り組んでいるのか、お尋ねをします。

○政府参考人(澤田史朗君) お答えいたします。内閣官房では、地下施設を含む指定された避難施設につきまして、国民保護ポータルサイトにおいて地図上で現在地周辺の避難施設や施設の状態を確認できるようにしております。

避難施設の周知の在り方につきましては、SNS等を活用した周知も含め、国民の皆様に分かりやすいものとなるよう、引き続き今後とも努力してまいりたいと思存じます。

○柴田巧君 まあSNSも大事なんですけど、もつと分かりやすく、ぱっと見て、あっ、ここが地下避難施設だと、きつと私たちも知らない人が圧倒的に多いんだろうと思いますが、そういう掲示板とかその設置基準とかというのはないんですか。ちよつと確認をしたいと思存します。

○政府参考人(澤田史朗君) 議員御指摘の掲示板ということに関しては現在ございませんが、周知の、避難施設の周知の在り方につきましては、有事の際に住民が速やかに避難するためにどのような方法が有効であるか引き続きしっかりと検討し、取り組んでまいりたいと思存じます。

○柴田巧君 是非、ぱつと分かるような、その案内板なども含めた周知の方法をよく検討していただきたいと思存します。

先ほど申し上げました五千、あっ、五万二千か所、そういう避難施設はあるんですが、その熱風とかそういう爆風とかから被害を軽減するので最も有効なのは地下施設ということになります。ところが、これは内閣官房の資料によると、それが今二千二百七十八か所くらいしかない。つまり、二・四％か五％しか避難施設の中で地下避難施設というのはいないということになります。

そういう意味では大変体制整備が遅れていると言つてもいいわけですけども、したがって、国においては、昨年度から平成七年度末までの五年間を集中取組期間として、この地下施設の避難施設の指定先を増やす方針を示しております。今のところは大体公立、公共機関とか学校などがどうも中心のようでありまして、これを本当に増やしていくためには、やっぱり民間の例えば地下街とか地下鉄とか、こういったものも活用していくということも必要で、自治体のいろいろな理解、協力も必要だと思存しますけれども。

そこで、この令和七年度までのこの地下避難施設の指定数を増やす方針を示していますが、この民間の理解や協力も得ながらどのように実際進めていくのか、官房長官にお尋ねをします。

○国務大臣(松野博一君) 柴田先生にお答えをさせていただきます。弾道ミサイル攻撃による爆風等から直接の被害者を軽減する、直接の被害を軽減するため、コンクリート造りの堅牢な建築物や地下街、地下駅舎などの地下施設に避難することは有効であると認

識しております。先生御指摘のとおり、政府においては、令和三年度から令和七年度までの五年間をこうした緊急一時避難施設の指定を促進する集中的な取組期間として、都道府県等に指定の促進を働きかけていくところであります。

その際、地下の大規模施設は管理者が民間の団体であることが多く、その理解や協力を得ることが重要であります。そのため、指定権者である都道府県等とも意見交換をしながら、国としても関係省庁が直接協力を求めているところであります。

昨年度に集中的な取組を始めて以来、多くの指定都市において地下駅舎、地下街、大規模地下道を新たに指定していただくなど、大きな成果が上がっていると承知をしております。今後とも、関係者の理解を得る努力を続けながら、施設の指定が推進されるよう取組を進めてまいりたいと思存します。

○柴田巧君 是非そんな方向で進めていただきたいと思存しますが、あと、その二・四％か、四％か五％しか地下施設がない、しかも、そのうち二十四時間間実用できるという話も聞いておりますが、極めて少ないという話も聞いておりますが、避難する時間は一日や数時間ですとまればいいですが、ウクライナのあの状況を見ても、まあ必要は何日もそこいなければならぬということなどなどがあり得ると思存しますので、そういったことも勘案して進めていただきたいと思存します。

そういう中で、先月の三十日に全国知事会が、原発に対する武力攻撃に備えるよう政府に緊急要請、要望を出したということでありまして、ロシアがウクライナで原発を砲撃したことを受けての緊急の要請であります。御存じのとおり、国内の原発においては、災害による重大事故やテロに対する備えは求められてはありますが、軍事攻撃を想定した施設には原発はなっていないということもございます。特にこの日本海側には原発が幾つもあるわけでありまして、その中で日

本海に向けて北朝鮮がこのミサイルを撃ち込んできているわけで、特にその動きを警戒をしなければなりません、いづれにしても、ロシア、中国、北朝鮮と、いわゆる専制主義国家に我々は取り囲まれているんだと、この現実をしっかりと認識をしなければいけないというふうに思存します。

そこで、この実際の脅威が、まあ脅威が現実になったことを考えると今回の全国知事会の要請というのは本当に当然のものだと思存します。こうやってミサイル発射などが繰り返されているこの現状を考へても自衛隊による警備が必要な段階にもう来ているのではないかと、今までもいろいろな議論をしてはきましたが、政府においてはそういう意味ではこの体制や法整備の検討を本格的に進めるときに来たのではないかと私自身は思存しています。

そこで、この前の全国知事会の要望を官房長官どのように受け止めていらっしゃるのか、また、この要請を受けてどうしようという対応、対策を取つていかれるのか、お尋ねをしたいと思います。

○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。ロシア軍によるウクライナの原子力発電所に対する武力攻撃を受けて、全国知事会から、外交、発電所側での対応、ミサイル防衛に関する要請をいただいているところであります。

まず、原子力発電所の安全については、原子炉等規制法に基づく発電所の設備上の対応や事業者の対応によって確保をされており、意図的な航空機衝突等のテロリズムへの備えまで事業者に要求をされているところであります。

その上で、原発へのミサイルによる武力攻撃に對しては、イージス艦やPAC3により対応するほか、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令、住民避難等の措置を準備しているものであります。また、ミサイルに関する技術が急速なスピードで進歩する中で、迎撃能力を高めるための断続的な努力が重要で

あり、迎撃ミサイルの能力向上や衛星コンステレーションの検討といった取組を進めていく考えであります。

○柴田巧君 確認ですが、では、例えば平素から自衛隊がこの原発を警護できるように、そんな役目を、任務を追加すると、そういう法改正に向けて政府としてはどういう考えなんでしょうか。進めていくべきではないかと思いますが、お尋ねをしたいと思えます。

○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。

一義的には原子力発電所の警備に関しては警察によってなされているところでありますが、先ほど申し上げましたとおり、イージス艦やPAC3により、攻撃に対しての防御は自衛隊によってなされるということでございます。

○柴田巧君 その平素から任務に就けるように法改正をどうかということをお願いしているんですけど、お答えがなかったのは残念でありますけれども、いずれにしても、先ほど申し上げたように、もう随分と国際環境変わってきていますし、ロシア、中国、北朝鮮という国にこの日本は取り囲まれているんだと、実際ミサイルがどんどん飛んできています。また法整備をしていく必要があるということも改めて申し上げておきたいと思えます。

○委員長(松村祥史君) 官房長官はじめ関係の皆さんには御退席をいただいで結構です。委員長、よろしくお願ひします。

○柴田巧君 次に、決算に関連して、会計検査院

が指摘したこの警察施設の非常用電源設備等々についてお聞きをしようと思いましたが、羽田先生、横山先生からも同種の質問がございました。割愛させていただきます。いざというときに警察が役に立たなかつたらこれは大変なことだという共通認識があるなと思いましたが同時に、やっぱり大きい党派にならないと先に質問できないのは、次の選挙で仲間を増やすしかないと思つて感したところでありまして。

一つ飛ばしていただいて次に行きますけれども、近年、災害が多発をしております。この警察施設も被害を受けているところで、東日本のときは三つ四つでしょうかね、警察署などが使用不能になりました。また、その後の台風やら豪雨やら地震やらによつても被害を被つたところもありまして。この会計検査院の指摘もそうですが、やっぱり災害に強い警察を造つていかなければなりません。

それと、昨今大変気になりますのは、私の地元富山でもありましたが、交番が襲撃をされると、そして、銃、拳銃を奪われて住民が殺害されたといったことなど、まあその警官も殺害されましたが、そんな事件も相次ぎました。こういうやはり警察施設が襲撃されると住民の皆さんにも地域の皆さんにも大変な不安を与えていることとですから、多発する災害を踏まえてこの災害対策を強化すると同時に、交番などの安全対策も進めていくということが大事だと思ひますが、どのように取り組んでいくか、国家公安委員長にお尋ねをします。

○国務大臣(二之湯智君) 災害時のときの警察の浸水対策とかいのは度々質問ございましたが、ちよつとこれ割愛をさせていただきます。警察は地域の安全の拠点でございます。やっぱり地域住民は非常に警察を頼りにしているわけでございます。

○委員長(松村祥史君) 官房長官には御退席をいただいで結構です。委員長、よろしくお願ひします。

やセンサー、あるいは車両の突入を阻止するための車止めを設置する、あるいは窓ガラスを強化するなどの取組を進めております。

○柴田巧君 時間が来ましたので終わりますけれども、その安心、安全の要である交番を含めた警察施設、しっかりと対策を進めていただくことをお願いをして、経済安保についてはまた別の機会に質問させていただきます。

○梅村みずほ君 日本維新の会の梅村みずほでございます。よろしくお願ひいたします。

本日からの参議院決算委員会でもデジタルデバイス持込みが可能となりました。サイバー空間や宇宙領域の安全保障、デジタル人材に6Gと、議論の中心は最先端なんですけれども、その実態はベーパー天国と申しますか、アナログ王国といえますか、そんな国会の姿が今日から変わっていくと考えると胸が膨らむと思ひます。

では、本日の質疑、まずはフードバンクについてお伺ひいたします。

農林水産省の発表では、令和二年度の日本の食料自給率はカロリーベースで三七％となっております。食料の六三％を海外からの輸入に頼っているにもかかわらず、いわゆる食品ロスは年間五百七十万トン、一方、子供の貧困は七人に一人に上るなど、日本は飽食と飢餓を併せ持つアンバランスな状態が続いていると言えます。

現在、国内で活動するフードバンク団体は、このアンバランスに加えまして、近年同じく社会課題となつております孤独・孤立対策にも貢献しております。虐待、DV、ヤングケアラー、引きこもり、高齢者の孤独死、そういったリスクのある家々においては、その問題を貧困と一緒に抱えているケースも多くございます。そういった家庭こそなかなか相談に踏み切れなかつたり、羞恥心や罪悪感からアウトリーチによる支援の手をも拒ん

でしようといった傾向も見られます。その点、フードバンクや宅食などの現物支給の支援は、食べ物がもらえるならと、固く閉ざされたおうちのドアを開ける力があります。継続的なサポートから信頼を積み上げることで、ぼつぱつとSOSがこぼれて、そこから本格的な支援につなげ、家庭問題の根本にリーチすることができるといふ事例は数多くございます。

また、フードバンクは、全国の子供食堂や地域食堂にも食材を届け、貧困対策、地域コミュニティによるセーフティネットに大きな役割を果たしております。

これ、実はフードバンクの団体数はそんなに変わりません。日本百五十六団体、アメリカ二百団体ほどです。しかし、フードバンクの年間取扱量は、日本が五千トン、アメリカは何と七百三十九万トンにも上つております。

この大きな違い、フードバンク団体の基盤の規模の違い、それに対する行政からの財政措置、そして寄附文化の違いなどが考えられます。日本はボランティアベースの少人数でやっている場合がほとんどで、倉庫が小さい、人が少ない、運送、運営費の負担が大きいなどの問題を抱えています。

一方で、企業などからの食品提供の申出自体はかなり多いというふうにも聞き及んでおります。しかし、とてもじゃないけど今の基盤じゃ受け入れられないというため息を多くいただいでいます。

それぞれ省庁が、国でも一生涯懸命に各施策を進めていらっしゃるといふのは私も重々承知しております。しかし、食品ロス削減推進法は消費者庁、孤独、孤立は内閣官房、子供の貧困は内閣府、生活困窮者は厚労省、そのほか環境省、農水省、文科省と、このフードバンクさんからすれば縦割りが本当に激しくて、それぞれ東西南北あちらこちらを向いているように見える省庁にア

クセスして支援を申し出るということで大変お困りですらっしゃいます。

フードバンクのポテンシャルと社会的役割を国はどのようにお考えでしょうか。また、その担う役割を鑑みれば、それぞれの事業は各省庁にお願いしながらも、司令塔としてはしっかりと担当大臣を置くべきと考えますが、となればどなたが適任なのか、是非、松野官房長官の御見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○国務大臣(松野博一君) 梅村先生にお答えをさせていただきます。

フードバンク事業は、品質の問題はないが余剰となつている食品などを引き取り、福祉施設や生活困窮者等に無償提供する事業であり、御指摘の孤独・孤立対策、子供の貧困対策やフードロス対策等においても重要な機能を有しているものと認識をしています。

フードバンクへの支援につきましては、孤独・孤立対策や子供の貧困対策においては、子供食堂などの居場所づくりを推進する観点から地方公共団体を通じたNPO等への支援、食品ロス対策においては、食品の輸配送、保管等に関する支援やフードバンクの活動をサポートする地方公共団体への交付金による支援、生活困窮者対策については、フードバンクによる食料支援を始め生活困窮者への支援を行う民間団体の活動への支援を行っています。

今後とも、関係省庁においてはそれぞれの立場からフードバンクへの必要な支援を取り組むとともに、そうした支援が対象者に適切に届くよう、政府内においても一層の連携を図ってまいりたいと考えております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。

なかなか担当大臣をこの方と決めるのは難しいのかなというふうにお伺いをいたしましたけれども、そのフードバンクの重要性に対してはしっかりと御認識を示していただいたと感謝を申し上げます。

実は、食品の提供、大手企業ほどしにくいそう

なんです。それ、なぜかといいますと、訴訟リスクがあるからです。フードバンクへの寄附は企業の善意によるものなんですけれども、アメリカなどでは、その提供品によるトラブルが発生しても企業が責任を負うことがないように法律で担保されています。

事業系食品ロス削減のために日本でもこのような法律が必要と考えますが、政府の御見解をお願いいたします。

○副大臣(赤池誠章君) 梅村委員にお答えをいたします。

食品ロスの削減の推進に関する法律の附帯決議におきまして、提供した食品による食品衛生上の事故が生じた場合の食品関連事業者等及びフードバンク団体の法的責任の在り方について検討することとされております。これを受け、令和二年三月に閣議決定された食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針では、食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の調査、外国の事例の調査等を行い、検討するとされております。

このため、消費者庁では令和二年度に、アメリカやイギリス等先進国における食品提供、寄附した場合の税制上の優遇措置や、寄附した食品の起因する事故、損害等発生した場合の免責等の制度について調査を実施したところであります。この結果を踏まえまして、我が国における食品寄附の法的責任について、現在関係省庁と連携してその在り方を検討しているところでございます。

なお、我が国におきましては、食品提供者がフードバンク団体と免責の取決めを結ぶケースもあつておられるところでありまして、こうした実態を見ながら検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

他方、附帯決議にも盛り込まれているとおり、食品衛生上の事故が発生した場合には食品の最終受給者が支援を受けられるようにということも何より重要だと考えております。まず、政府といたしましては、食品の最終受給者が必要な支援を受けられますよう、適切な措置を引き続きしっかりと

検討してまいりたいと存じます。

○梅村みずほ君 赤池副大臣、御答弁ありがとうございます。大変前向きに検討していただいているというふうな受け取りでございます。よろしくお願ひいたします。

さて、フードバンクや宅食で発見できる家庭問題の一例にDVがあります。DV被害者は自分が被害者であるということをなかなか気付かない、あるいは、加害者は自分が加害していることに気が付かない傾向があるというのによく言われていることです。

また、DV被害を受けている自覚がある場合でも、ワンストップセンターのようなものがなかなかなかったり、相談窓口自体が分りにくかったり、公的機関の担当者に理解不足があつたり、又は売春防止法に基づく婦人保護施設では保護してもらえないケースがあつたりと、対策がまだ十分ではない実情があると思っております。

そもそも、いじめなんかもハラスメントなんかもそうなんですけれども、被害を受けた側が逃げるといふ傾向に日本はどうしてもあるのではないかとこのように思っております。いじめなんかも転校するのは被害児童の方だつたりとか、ハラスメントを受けた社員が転職をしたりするケースもござります。

こうしたDV被害者に対して、逃げるというのが大原則のようになってくるような気がするのには大変不条理に感じているところでございます。

加害者の身柄を押さえて、加害を自覚させて責任を取らせ、更生をし、再発を予防していくという政策を真っ正面から検討し、逃げることを大前提としたDV対策からの脱却を図るべきであると考えておりますが、いかがでしょうか。

○副大臣(赤池誠章君) 梅村委員にお答えをいたします。

配偶者暴力の被害者の中には、子供や経済的な問題により加害者と同居することを選択せざるを得ない方もおりますので、加害者への対応は被害者支援の一環として重要なことであると考えて

いる次第でございます。

内閣府では、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるという加害者プログラムを令和二年度に広島県で試行実施をしたところでございます。令和三年度は広島県、長崎県、そして熊本県で更に試行実施を行っております。地方自治体で活用できるよう、加害者プログラムの実施体制モデルや関係機関の役割等を示す試行のための留意事項を本年春までに策定することとしております。令和四年度になりましたので、試行のための留意事項を策定して、それを踏まえて試行実施を行い、その中で明らかになった更に必要な事項等を追加した本格実施のための留意事項、これ、括弧仮称となつておりますけれども、策定をする予定であります。

今後とも、試行実施や留意事項の策定等、加害者プログラムの推進に必要な取組を着実に進めてまいりたいと存じます。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。この春の留意事項が出てくるのを待っていたと思います。しっかりと進めいただきますようお願い申し上げます。

海外では、ファミリー・ジャスティス・センター方式といまして、警察や弁護士やケースワーカー、児童福祉司、心理職などなどのプロフェッショナルがシエラタワーや児童相談所に類する機能のあるセンターに常駐してサポートをしていくといったシステムもござります。こうした諸国の例も参考にしながら、しっかりとした対策をお願いいたします。

経済的DVや性的DV、男性へのDV、児童虐待とともに行われるDVなど、DVも多様化しておりますが、これもDVではないかと疑うような問題がございますので、提起したいと思っております。

連れ去りのような形で、ある日突然パートナーによって我が子と引き離されるというような事案もあるんですけれども、配付資料の二枚目御覧ください。

そのような事案の関連記事ですが、五行目を御参考にいただきたいんですけども、先月、母親らが厚生労働省で記者会見を行いました。ある日突然子供を連れ去られて、虚偽の精神疾患やDVを申告されて、子供に近づくとさえ許されなくなつたケースですとか、いわゆる面会交流を認められていたのに途絶えてしまつたケース、力によつて離婚届に捺印させられたケース、様々なケースがあるんですけども、彼女たちの中には離婚や別居前に実はパートナーから身体的、精神的DVを受けていた方も少なくありません。

我が子のためにと耐えてきたのに、ついに血を分けた我が子と会うことも許されなくなつてしまふ、絶望から自死を選ぶ当事者も後を絶たないというところで、こうした問題は何も女性だけではなく、父親の当事者も多数存在するというふうな聞き及んでおります。男性の場合は、ある日突然DV夫にさせられてしまつたというようなケースも多く存在するというところで、男性の場合は認定もされやすいというふう聞いております。

親の人生から子供を奪われるということはずなわち生きる意味を奪われることに等しい、そう思う方々の気持ちは、私も子を持つ母親として理解できるものであります。DVも虚偽のDVも許してはならないことだと思えます。パートナーから故意に子供と断絶させられる苦痛、これは私、精神的DVに当たると考えるのですが、いかがでしょうか。

この問題、まだ世の中に広く知られておりませんので、政府にもしっかりと御認識いただきたい、松野官房長官の御答弁を是非お願いいたします。

○国務大臣(松野博一君) お答えをさせていただきます。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律において、配偶者からの暴力とは、配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動と定義をされております。

御指摘の虚偽DVによつて長期間子供と引き離されることについては、ケース・バイ・ケースではあります。これにより心身に有害な影響を及ぼしたものと認められる場合には配偶者からの暴力に該当するもの、該当する可能性もあり得ると考えております。

現在、内閣府では、配偶者暴力防止法の見直しを含めたDV対策の抜本的強化に向けて検討しており、その中で子供と離れて暮らす父母の要望も伺つているところであります。こうした要望も踏まえつつ、様々な状況で配偶者からの暴力に苦しむ方をきめ細かく支援できるよう、DV対策の抜本的強化に向けて検討を進めていく考えであります。

○梅村みずほ君 松野官房長官、ありがとうございます。様々な事例あるかと思いますが、ケース・バイ・ケースではあるが、配偶者からの暴力に相当するケースもあるものと思われると御答弁をいただきました。

官房長官におかれましては御退席いただいて結構でございます。ありがとうございます。

○委員長(松村祥史君) では、官房長官、御退席いただいて結構でございます。

○梅村みずほ君 両親の離婚ではしばしば子供が奪い合いとなるわけなんですけれども、今年二月二十一日に、配付資料四枚目にありますような、警察庁刑事局より、配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応についてという事務連絡が発出されております。

この事務連絡を出された趣旨と必要性を二之湯国家公安委員長にお尋ねいたします。

○国務大臣(二之湯智君) 警察庁におきましては、令和四年の二月二十一日に、配偶者間における子の養育等を巡る事案に対する適切な対応についてと題する事務連絡を各都道府県に発出いたしました。

成人に達しない子の養育等をめぐる配偶者間での争いなどの問題について、配偶者はもとより、その子にも危害が及ぶなど、重大な事件に発展す

るおそれもあるわけでございます。この事務連絡は、こうしたことを踏まえて、配偶者間における子の養育等をめぐる事案について被害の届出等の適切な対応に漏れないようにする必要性を認識、必要性を確認しつつ、この種事案に対する最高裁判例、これは、例えば親権者であっても未成年者の略取だという、そういう可能性もあるという様な様々なケースがあるということをとまめたものを執務や指導、研修において各都道府県において活用されるように、そういう趣旨で発出したものであります。

○梅村みずほ君 二之湯国家公安委員長、ありがとうございます。

法律が新しく変わったわけではなくて、今まで当然のように周知されていたものとは思いますが、改めてリマインドしなければいけないけれども、改めてリマインドしなければいけない実情というのがあるのだと思います。元々の家庭から配偶者に無断で子供を連れ去つてはいけないうこと、そして、別居状態にあるところからまた配偶者にないしで連れ戻してはいけないうことと認識をしております。

様々な事例がありまして、この夫婦間、離婚あるいは別居となりますと様々な係争が起こる場合がございます。子供たちはそのたびに胸を痛めているのではないかと思つていられるんですね。

日本は、皆様御存じのように、子どもの権利条約に批准している国でございます。諸外国では、夫婦が別れて、血を分けた親二人が養育を継続するというのが当たり前のこととなっております。

この子どもの権利条約の第九条、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保するとうたわれています。そのため、こうした日本のいわゆる連れ去り問題というのは国際問題にも発展しており、海外からも度々批判的となつていふことも付言しておきたいと思えます。

最後にお伺いしたいんですけども、この子どもの権利の九条を守ることで、そしてしっかりとした機動的なDV対策を実施していくこと、こちら、ほかの諸外国ではやっていることでもあるん

ですけれども、日本でも両立が可能かどうか、政府の御見解をお伺いいたします。

○副大臣(赤池誠暉君) 梅村委員にお答えをいたします。

委員御指摘のように、児童の権利に関する条約九条というのは、分離されないこと、また分離する場合はそれぞれの間係当事者が自己の意見を述べる機会ということが規定をされているわけでありまして。こうしたことは子供の幸せに育つために重要なことだと考えている次第でございます。

内閣府では、本年一月に関係府省によるDV対策抜本強化局長級会議を立ち上げ、被害者の生活再建のための手続の負担軽減等様々な委員御指摘の問題につきまして検討している状況でございます。その中で、子供の幸せに育つことへの配慮についてもしっかりと検討を進めてまいりたいと思っております。

○梅村みずほ君 ありがとうございます。ことも家庭内の議論も盛んになってまいりました。子供の最大の幸福を考えて政府には各施策に当たつていただくことをお願い申し上げます、質問を終了いたします。

ありがとうございます。

○岩淵友君 日本共産党の岩淵友です。三月十六日の深夜に発生した福島県沖を震源とする最大震度六強の地震から間もなく三週間になります。東日本大震災と東京電力福島第一原発事故、二〇一九年の台風十九号、昨年二月の福島県沖地震に加えて今回の地震ということで、ほぼ同じ場所が度重なる災害によつて被害を受けています。

私も三月十七日と十九日に福島県に入りまして、資料にそのときの写真を示しているので御覧ください。

福島、宮城を始め被害は広範囲に及んでいて、心が折れそうという声が上がっています。住宅の被害はいまだ把握をし切れていないという状況で、日に日に被害棟数が増えている状況です。学校や公共施設、事業所などへの被害、道路や橋、

港などの被害も大きくなって、復旧が急がれております。東北新幹線、阿武隈急行といった交通機関への被害によって大きな影響も出ています。

二之湯大臣も震災直後に福島県入りをして、先日は我が党の申入れも受けていただきました。被害の実態が少しずつ明らかになり始めていますけれども、昨年の地震よりも被害が大きいのではないかとこの声も出ています。度重なる災害だということも考えても昨年並みの支援は当然であつて、更に手厚い支援が必要だと思えますけれども、大臣の認識を伺います。

○国務大臣(二之湯智君) この度の地震でお亡くなりになった方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

私も、十六日に発災して、その後十九日に福島県を訪問いたしました。知事、そして立谷相馬市長とも面談いたしました。まずは、百聞は一見にしかずと申しますか、現地に入らなければ被害の実態が分からないと、こういうことでございまして。やっぱり行く先々で、今委員が資料としてお見せいただきましたようなそういう被災された家々が並んでおりまして、そういう地震の大きさを改めて知ったわけでございます。

そして、地元では、十一年前の東日本震災、そして台風、そして昨年の地震、またコロナ禍ということで、もう本当に生活が大変な上に今度また地震ということで、本当に地元の方は心が折れそうだと、こういう気持ちになっておられるわけでございますから、政府としてもできる限りのことをしなければならぬと、そういう思いを持っております。

当然、知事も、そして相馬市長も、政府としてできる限りのことをしてほしいと、こういう支援策を訴えられました。現在まだ、事務的に詰めたところもあるわけでございますけれども、今週中には支援策を取りまとめたたいと、このように思っております。昨年並みでございますか、昨年以上といえますか、できる限り一生懸命地元の意見

に、の気持ちに寄り添った支援策を考えたいと、このように思っております。

○岩渕友君 繰り返す災害で住家など建物に累積疲労が起きているんじゃないかという指摘もあつていらないんですけれども、被害認定を進めて実態を丁寧に調査するために調査だとか判定のための人員が必要だということ、既に支援は行われているんですけれども、自治体が求めれば応援職員の派遣は可能だということ、いいかということを確認したいと思います。

○政府参考人(山越伸子君) お答えいたします。総務省では、大規模災害発生後に他の自治体から短期で応援職員を派遣する仕組みといたしまして、全国知事会等と連携をし、平成三十年三月に応急対策職員派遣制度を構築いたしました。

三月十六日の福島県沖を震源とする地震については、その発生以来、総務省では応援職員の派遣について福島県などの被災県と連絡を取ってきたところでございます。そのような中、三月二十一日に福島県から住家被害認定調査に関する応援派遣の要請があつたことを受けてまして、翌二十二日に福島県相馬市には山形県から、新地町には新潟県からの応援派遣を決定し、順次支援を実施しているところでございます。

また、総務省職員も県庁及び相馬市、新地町に参りまして、被災状況や応援職員の作業状況を把握するとともに、被災自治体の市長、町長さんや職員からも直接お話を伺うなど、二一ズを丁寧に把握をしているところでございます。

今後福島県や被災自治体と連絡を密に行い、更なる応援派遣が求められた場合には応援職員の派遣の調整を速やかに行うなど、被災自治体の二一ズに対応してまいりたいと思っております。

○岩渕友君 自宅が住めない状態になってしまったんだけれども、家がべちゃんに潰れないと全壊にはならないというふうな言われたという例もあつて、被害に見合った判定になっていないという話も寄せられています。この被害に見合った丁

寧な調査、求めておきたいと思えます。

住家被害の九割以上が一部損壊だと言われている、独自の支援を決めた自治体もあるんですけれども、修理費用の負担で再建を断念することがないように柔軟な対応求めておきます。

この住宅に大きな被害があつた方が解体について自治体に問合せをしたところ、昨年の地震の解体作業が終わつていないから今回の解体はいつになるか分からないというふうな言われたと、こういうふうな言つておられます。

全壊と判定をされれば自分で業者に依頼をして解体した場合でも公費解体に、公費負担になるということ、いいのかわからないことを一つ確認したいのと、昨年の地震では半壊までが公費解体の対象となりました。今回も同様の対応を行うべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(穂坂泰君) お答えさせていただきます。環境省では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二条に基づき、被災市町村の実施する災害廃棄物の収集、運搬及び処分に対して災害等廃棄物処理事業費補助金による財政措置を行つておられます。被災家屋の解体への補助については、この財政措置の一環として、通常明らかになっていない廃棄物と観念できる全壊家屋を対象としております。

御質問の所有者自身による解体の発注については、あらかじめ罹災証明などを取得した上で、その家屋の所有者自身が解体処理及び費用の支払を市町村に代わつて行う場合であり、かつ市町村が費用補償の手続を整備すれば補助対象としております。

二点目の御質問なんですけれども、半壊家屋についてのお問合せがございました。

半壊家屋の解体については、特定非常災害、特定非常災害に指定された場合に限り、本補助金の支援対象としております。

昨年発生した福島県沖地震については、特例的に半壊家屋の解体についても御支援をさせていただきます。東日本大震災の被災地の方々

まで復興に大変な努力をされてきた中でこの令和元年東日本台風の被害を受けましたので、そしてまたさらにはコロナ禍の中で地震に襲われたところの特例としてこちら認定をさせていただきます。

今回の地震による被害に対して支援、先失しました、今回の地震による被害に対する支援策については、昨年並みの支援策を速やかに取りまとめるとの総理の御指示を踏まえて、現在政府部内で調整を行っているところであり、環境省としても引き続きしっかりと調整に取り組んでまいりたいと思っております。

○岩渕友君 昨年並み、それ以上ということであれば、半壊も是非検討いただきたいと思えます。事業者の被害も深刻なんです。福島県相馬市で旅館を営む方は、昨年の地震で壊れた内壁修理やつと終わったばかりだったのに、今度の地震でその直したばかりの壁に亀裂入つたと、東日本大震災以降、修理に掛かった費用が三千万円を超えると言つています。

総理が、昨年の地震並みの支援だと、で、グループ補助金の適用についても言及をしております。これ、重要なことだと思つております。ところが、昨年の地震によってグループ補助金適用されなかったけれども、復旧事業が完了していないというところで補助金を受け取っていないという方がいらつしやいます。その実態がどうなっているのか。また、復旧事業の途中で更に被害に遭われた方もいます。その場合に今回の地震によるグループ補助金の取扱いどうなるのか、教えてください。

○政府参考人(佐々木啓介君) お答え申し上げます。宮城県や福島県等の中小・小規模事業者の皆様の中には、御指摘のとおり、東日本大震災や新型コロナウイルス、昨年の福島県沖地震に加えて今回の福島県沖地震で被災された方もおられます。連続する災害によって非常に厳しい経営環境にあると承知をしております。

委員御指摘のグループ補助金でございますけれども

ども、大規模な災害により被災した事業者がグループを形成して被災施設等の復旧を行う際の費用を補助する制度でございまして、令和三年福島県沖地震の際にも措置をしております。

そして、昨年の福島県沖地震におけるグループ補助金の交付決定件数は、岩手県、宮城県、福島県の三県合計で六百九十五件となっております。このうち、復旧事業の途中で今回の被災に遭われ、復旧事業が完了しておらず補助金の交付を受けられていない事業者の方はおおむね四割程度と認識をしております。

引き続き、この被災地に寄り添った支援策を検討するためにも、一日も早くこの実態の把握というところに取り組んでいく必要があるということでございます。

それから、これも御指摘いただきましたとおり、この昨年の福島県沖地震におけるグループ補助金を活用した事業者の中には、今回の福島県沖地震によりまして復旧事業の途中で被害を受けた事業者もいらっしゃるというふうに認識をしております。

経産省としては、発災翌日に、中小企業支援策といたしまして、災害救助法が適用された宮城県及び福島県内の全市町村に対して中小企業関係団体による特別相談窓口の開設や災害復旧貸付けの実施等々の措置を講じているところでございます。発災後には、福島県知事や宮城県知事から経済産業省に対して今回の地震による被害状況等の御要望をいただいたところでございます。

経済産業省といたしまして、現地の声に耳を傾けて、被害状況や復旧事業への影響を個別に確認した上で、しっかりと被災地に寄り添った支援策を考えてまいりたいと存じます。

○岩淵友君 四分の一の自己負担分の借入返済がコロナ禍で重荷になっているというふうな声も上がっているんですね。こうした実態から見て、グループ補助金の適用だけではなくて、例えば自己負担分の軽減とか事業再建に必要な直接支援を行うなど、もう一歩進んだ支援が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○大臣政務官(吉川ゆうみ君) お答え申し上げます。委員の御指摘のとおり、福島県や宮城県の中

小・小規模事業者の皆様のの中には、東日本大震災、あるいは新型コロナ、そして昨年の福島県沖地震に加えまして今回の福島県沖地震で被災された方も多数おられ、連続するこの災害により大変厳しい経営環境にいらつしやるということ、承知いたしております。

このような状況下を踏まえ、先ほど来、ございまして、三月二十八日、総理より支援策の取りまとめをするよう指示があったところでござい

ます。経済産業省といたしましても、被災地の現状をしっかりと見極めながら、この委員御指摘のグループ補助金など、昨年並みの支援策、速やかに検討をしていく所存でございます。

○岩淵友君 更にもう一歩進んだ支援も是非求めておきたいと思っております。商工会議所には、地震を機に廃業したいというような相談も寄せられているということで、そんなことがあってはならないと、やっぱり国の支援が必要だということ、求めさせていただきます。

橋や交通機関の被害も非常に深刻なんですね。福島県と宮城県の槻木駅を結んでいる阿武隈急行、復旧なかなかちよつと難しいということ、一応見直しは示されてはいるんですけども、ここにも国の支援が必要だということを求めておきたいと思っております。

阿武隈川に架かる伊達市、伊達郡の三つの橋が地震で通行できなくなっているんですね。そのうち、伊達市と国道四号線を結んでいる伊達橋が一日の通行量は一万四千台以上ということですから、多くて、ところが、調査の結果、早期の復旧難しいということ、非常に影響が大きいということになっております。この一刻も早い復旧のために国の支援が必要だと思っております。この伊達橋と伊達崎橋については国の直轄権限代行事業で復旧する方向で検討に入つたというふうに報道されています。この方向で迅速な復旧を行うべきだと

思っておりますけれども、いかがでしょうか。○政府参考人(佐々木正士郎君) お答えいたします。

福島県が管理する国道三百九十九号の伊達橋については、三月十六日に発生しました福島県沖を震源とする地震に伴い被災し通行止めとなっております。被災地の市民生活や経済活動に御不便をお掛けしている状況となっております。伊達橋の被災状況としては、橋桁が大きくずれているほか、橋桁を支える部材の多くが損傷しております。

先般、三月十九日に国土交通大臣が視察した際に、福島県知事や伊達市長から早期復旧に向けた支援の要請をいただいております。さらに、四月一日にも福島県知事から、伊達橋の復旧を国の権限代行によって実施していただきたいとの強い要請をいただいております。国土交通省では伊達橋の迅速な復旧が可能となるようしっかりと取り組んでまいります。

○岩淵友君 しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。被災された方々や自治体の心が折れることがないように、手厚く迅速な支援、重ねて求めておきます。

続いて、東京電力福島第一原発事故をめぐる問題について西銘復興大臣に聞きます。

原発事故で避難を強いられた方々を対象に行われている医療・介護保険料等の減免措置について、政府は見直し案を示しています。原発事故によって避難をしている方々の生活の実態、経済的な状況、健康状態について、これどうなっているかというところ、新潟県の新潟県による健康と生活への影響に関する検証委員会が昨年一月に行つた報告によると、避難者は仕事や生きがい、人間関係の喪失などの点で多くの犠牲を払っている、依然として生活再建や地域の再建について見直しを立てられず、不安を感じている人が少なくない、こういうふうになっているんですね。長期の避難による経済的な困窮や健康への影響、大きくなつております。

浪江町では、二〇一九年の所得が百万円以下の世帯が四割を超えていて、生活保護受給世帯が二

〇一五年の二世帯から二〇二〇年十二月では八十二世帯ということで、四十一倍に急増もしているんですね。

大臣にお聞きしますが、この医療・介護保険料等の減免措置、継続するべきではありませんか。○国務大臣(西銘恒三郎君) これまで、原発事故により設定された避難指示区域等に居住されていた方について、医療・介護保険等の保険料や窓口負担の減免措置を実施してきております。この措置につきましては、復興の基本方針において、被

保険者間の公平性等の観点から、避難指示解除の状況も踏まえ、適切な周知期間を設けつつ、激変緩和措置を講じながら、適切な見直しを行うこととされております。これを踏まえまして、被災者の方々の実態を把握している関係自治体の御意見を丁寧にお伺いしてきたところであります。

こうした御意見を十分に踏まえまして、十分な経過措置の観点から、避難指示解除から十年程度で特例措置を終了すること、避難指示解除の時期にきめ細かく配慮し、対象の地域を四グループに分けて施行時期をずらすこと、急激な負担増とならないよう、激変緩和措置を講じる観点から、複数年掛けて段階的に見直しなどを内容とする見直し案を先般関係自治体に提示をし、改めて御意見をお伺いしたところであります。

今回のこの御意見も踏まえて、厚生労働省とも連携し、最終的な見直し内容を決定していきたいと考えているところであります。

○岩淵友君 浪江町が三月に採択、浪江町議会が三月に採択をしたこの減免措置継続を求める意見書では、国は原発事故の加害者として、被害者である浪江町民に対し、医療費、介護費の無料化を継続するための財政支援をすることが責務だといふふうに厳しく指摘をされているんですね。私、本

当にそのとおりだといふふうに思っております。この減免措置の継続は当然必要だということ、強く求めて、質問を終わります。○倉林明子君 日本共産党の倉林明子です。まず、自民党京都府連の寄附金問題について伺いたいと思っております。

文芸春秋のオンラインがずっと公表している文書って連続的に出てきていますけれども、その一つについて確認をしたいと思えます。

平成二十四年十二月十九日、府連幹事長、事務局長が、当時府連会長だった二之湯大臣宛てに宛てた文書なんですね。これ、表題は、来夏に、夏ですね、来夏に施行される参議院通常選挙における府会議員、京都市会議員に対する活動費の支給についてというものです。選挙活動をより活性化させるため、標記の活動費について、西田昌司事務所から既に府連に振り込まれておりますので、これを原資として、上記会議終了後に支給(交付)することにしようか。これ、会長の承認を求めているんですね。

二之湯大臣、承認した記憶はおありでしょうか。

○国務大臣(二之湯智君) 当時、私は府連会長であつたんですね。ただ、この文書はですね、この存在、私は非常に疑わしいと思えます。と申しますのは、最後の二行、府連経由でマネーロンダリングすることにあります。こういう言葉はですね、まあ私は国会議員十八年近くやっておりますけれども、京都府連でこんな言葉は使ったことはございません。

それで、私も、この言葉はですね、国家公安委員長になって、反社会的勢力が不当な利益を得て、そして金を洗浄する、マネーロンダリングという、そういう言葉は知ったわけでございますけれども、この政治の世界じゃこんなこと私、知りません。

○倉林明子君 あのね、そこを聞いたんじゃないんですよ、承認したのかと。いや、寄附、交付していいかと、支給していいかということについて承認を求めている文書があつたから、その存否を聞いたんですよ。

で、京都府連などのこれ収支報告によりまして、五十万円が四十八人の府議、市議に合計二千四百五十万円と、配られている事実も確認されているという文書も示されたんですね。

さらに、文芸春秋の公表文書によりまして、こ

の寄附金の扱いは京都府連の参議院選挙収支という形で報告されているんだという文書も続けて公表されております。

これ、京都府連はですね、政治活動というよりも選挙活動費という認識だったのではないですか。

○国務大臣(二之湯智君) 京都府連の活動費は全て政治活動費でありまして、選挙活動というのは個々の議員さんが独自にやれることでございまして、府連は、選挙活動、つまり党勢活動ということに一本に絞っているわけでございまして。

○倉林明子君 これは同様に、寄附した衆議院の候補者だった三人が配付の事実を認めて、選挙のための金と取材に答えていると。受け取った地方議員の複数から選挙の金という声も上がってきております。

これね、公職選挙法違反ではないかと疑惑が掛けられていまして。正面から答えるべきじゃないですか。

○国務大臣(二之湯智君) その三人の方も、選挙のためのお金だということじゃなくて、府連で、府連でございます、そのお金でよって政党活動をする、その方たちのそのポスターを貼ってあげる、そしてその自民党の本部からの政策ビラを配る、あるいはマンフレットなんかを配送すると、こういう費用に充てるということでございます。そういう全くその人たちのための選挙活動を府連が請け負うということではないわけでございまして。

○倉林明子君 あのね、私、二之湯大臣とは京都府議当時からずっと一緒に仕事もさせていたでいて、京都の自民党がこういうことをやっていたというところで疑い掛けられていると、告発もされているという状況で、やっぱり、そうじゃない、それならば、この金の流れについてはきちっと説明責任を果たすべきだということを申し上げたい。立つ鳥跡を濁さずやと申し上げておきたいと思えます。

次です。あつ、ここで二之湯大臣については質問が終わりますので、お取り計らいお願いいたします。

○委員長(松村祥史君) 二之湯委員長におかれては御退席いただいて結構でございます。

○倉林明子君 次に、痴漢対策について質問をいたします。

四月一日からの一か月間は、若年層の性暴力被害予防月間ということになっております。これ、昨年からは始まったこの取組について、この期間を位置付けた理由、その趣旨について簡潔に御説明をいただきたい。

○政府参考人(林伴子君) お答え申し上げます。政府におきまして、入学、進学に伴い若者の生活環境が大きく変わることから、毎年四月を若年層の性暴力被害予防月間と位置付け、レイプドラグや酔わせて性的行為を強要する問題、SNSを利用した性被害、セクシュアルハラスメント、痴漢など、若年層の様々な性暴力被害の予防啓発や相談先の周知を行っているところでございます。

○倉林明子君 頭の方には、性犯罪、性暴力は被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であることから決して許されるものではないという認識を示した後で、こういう取組やっているんだという、今御紹介あつたのとおりかと思えます。

この四月というのは、今御紹介もあつたとおり、進学、就職等に伴いまして若年層の生活環境が大きく変わるといふ時期です。被害に遭うリスクが高まる時期でもあると。最も多い身近な性暴力被害というのが私やっぱり痴漢だと指摘したいと思うんですね。

総理は、昨年十月の本会議における小池晃議員の質問に答えて、痴漢は犯罪であり、決して許されるものではありませんと認識を示した上で、痴漢を含む若年層の性暴力の実態調査を行うという答弁がありました。さて、どんな調査結果になつたんでしょうか、概要を御紹介ください。

○政府参考人(林伴子君) 委員御指摘のとおり、内閣府におきましては、本年一月から二月にかけて、痴漢を含む若年層の性暴力被害の実態調査を実施をいたしました。

本調査では、十六歳から二十四歳の若年層を対

象に、性暴力被害への遭遇の有無、被害に遭ったときの状況、性暴力被害による生活の変化などについて調査をしております。また、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや支援団体を対象に、若年層の性暴力被害の相談状況や傾向に関するヒアリングを実施いたしました。現在、調査結果につきまして公表に向けた準備を進めているところでございまして、取りま

り次第公表することとしております。

○倉林明子君 性暴力全般という中で、その中に痴漢も位置付けて、受けたかどうかということは聞き取ってもらったようです。しかし、それだけでは被害の深刻さ、その被害を受けた苦痛という実態ですね、どんな対策が要るのかということろがなかなか見えてこないんじゃないかと思うんです。

そこで、紹介したいのが、日本共産党の東京都委員会、そして東京都議団がアンケートに取組んだんですね。これ、東京都議団のアンケートを今日は資料として付けさせていただきます。二〇二〇年に最初の調査やりました、千四百三十五人が回答しております。どこでどんな被害に遭ったか、どんな気持ちになつたか、誰に相談したのかなど詳細な回答を求めているものになっております。自由記載欄、資料付けていませぬけれども、ここには本当にたくさんの方が寄せられております。これ、結果、回答者の九六%に被害経験があり、そして、被害時の年齢ですね、これが十八歳以下が七割に上るといふんですね。被害後の深刻な苦痛が継続しているケースも明らかにあります。学校行けない、仕事辞めざるを得ない、こんな状況も浮き彫りになりました。私、こうした調査というのを政府も取り組むべきだと、これは申し上げておきたい。

さらに、この中で、電車の中の被害というのが実は七六・五%と最も高いこと、盗撮被害も多

いということが分かって二〇二一年の調査につながつたんですね。この調査では、電車、駅での痴漢、盗撮被害に絞った調査となっております。この中で見えてきたのが女性専用車両の必要性なん

です。

東京都は、こういう調査結果も踏まえて、都営地下鉄での専用車両を検討するというふうになったんです。ところが、これ資料の二ページ目を見てもらって、下の利用路線というところを見てもらいいますと、赤いところに示しているのが都営なんだけれども、実態としては一三・五%というところで、割合はまだ四番目なんです。多いのはJR、七五・九%ということになってるんです。つまり、全ての鉄道会社に対応が求められていると、女性専用車両の働きかけ。そして、同時に出ていた声は、朝だけでなくて終日等の専用車両の確保ということ必要じゃないかということが見えてきているかと思うんです。

全体、国としての取組が求められていると思います。いかがでしょう。

○大臣政務官(宮路拓馬君) 先ほど来御指摘のとおり、痴漢は犯罪であり、決して許されるものではありません。そして、特に電車内における痴漢については、今後も徹底した取締り等により加害者に厳正に対処していくこととしております。

御指摘の女性専用車両については、鉄道事業者の取組によりましてこれまでに全国で九十以上の路線への導入や拡充が行われたところであります。輸送サービスの一つとして定着してきているというふうには思っております。

また、鉄道事業者においては、痴漢防止の対策として、女性専用車両の導入のほかに、車内防犯カメラの設置、ポスターの掲出や車内、駅構内放送により痴漢防止を呼びかける痴漢撲滅キャンペーンの実施などの取組を行っていただいております。

今後も関係省庁と連携し、痴漢を含む性暴力、性暴力のない社会の実現に向け、女性に対するあらゆる暴力の根絶に取り組んでいくことが重要であると思っておりますし、そうした痴漢を絶対に許さないという空気が社会全体に浸透することにより女性専用車両の普及というも拡大していくというふうを考えております。

○倉林明子君 確かにおっしゃるとおり、社会が

変わらないとなかなか女性車両、女性専用車両が増えないということあるんだけれども、やっぱり痴漢は犯罪だということに、女性専用車両有効という声をやっぱり応えて、国がやっぱり女性専用車両を増やしていくという旗を振ってほしいから申し上げましたので、是非お願いしたいと思っております。

同時に、啓発の撲滅キャンペーンのお話ございました。

これ、資料の六枚目のところ見ていただきたいんですけど、確かに啓発してステッカー等も貼ってもらっているんですけど、問題はその中で、痴漢、盗撮に注意と、こういうのが多いんです。被害者が注意しないよという呼びかけになってるんです。悪いのは被害者じゃないんですよね、加害する方なんです。だから、加害者に対して痴漢、盗撮は犯罪ですよ、見付けたら通報してほしいということで、加害行為にきちんと働きかけるものですね。これ見直しすると思うんですけど、これどうですか。

○大臣政務官(宮路拓馬君) 御指摘のとおりだと考えております。私、今は内閣府の大臣政務官で男女共同参画局担当であります。議員としても、自民党のワンツー議連、性暴力のない社会の実現を目指す議員連盟でこれまで性暴力の問題に取り組んできたところですが、やはり委員御指摘のとおり、被害者は全く悪くない、悪いのはやはり加害者であるということをもっと社会に浸透させる必要があるというふうには思っております。もうそのとおりだと思っておりますので、そうした考え方の一つとして痴漢対策も進めてまいりたいと思っております。

○倉林明子君 もう被害の状況というのは、体が密着、お尻触られた、性器押し付けられた、これ突出して多いんです。でも、性器を触られた、こんな被害者が二百三十一人もあったんですよ。盗撮百六十四人。これ、深刻な被害が起きているという認識を持っていただきたい。

その被害を相談しても、忘れるとか、その程度で騒ぐのかな、軽視される。逆に、隙があるから

だということまで言われると。二次被害さえ起こっているんですね。十八歳以下という現状見ますと、学校、学校での相談のありようというのがすごく大事になってきていると思っております。

痴漢は性犯罪だと、被害者を守る姿勢の徹底、適切に専門機関につなぐ、これ文科省、本当にやってほしい。いかがでしょう。

○政府参考人(山倉功一君) お答えいたします。痴漢、盗撮は犯罪であり、決して許されるものではありません。特に、この発達過程にありま

す。このため、文部科学省では、性暴力被害を含め様々な悩みや課題を抱える児童生徒に適切な支援をするため、スクールカウンセラーの設置やSNS等を活用した相談体制の充実、それから学校に

対して教育委員会等による性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや相談ダイヤルの周知、これを支援してまいります。

また、子供たちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための命の安全教育、この指導の手引を作成しております。この中で、児童生徒が性暴力被害を受けた場合の対応を事前に検討しておくこと、被害体験を聞き取る際は安心して話せる場所を選び、なぜ、どうして等の圧力を掛ける言葉は避けること、詳細については無理に聞き過ぎず、必要に応じて警察、ワンストップ支援センター等の専門機関と連携して対応すること、

複数の教職員から繰り返し聞くのを避けることなど、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイントを学校に対して周知をしているところでございます。

これに加えまして、現在、文部科学省では、この命の安全教育を全国展開するためのモデル事業や動画教材の作成を進めておりまして、引き続き関係省庁と連携しつつ子供たちを性暴力の当事者にならない取組を進めるとともに、被害に遭ってし

まった児童生徒の心身の回復に向けた適切な支援、これの充実が努めてまいります。

○倉林明子君 これ、痴漢の取締りというのは根拠が都道府県の迷惑防止条例ということだとまっていて、取組や統計というのが統一していません。罰則も軽いんです。加害者は性犯罪再発防止プログラム受講できない、こんな問題も指摘されております。国としてもこういう見直しを求められていないかと。いかがでしょう。

○大臣政務官(宮路拓馬君) いわゆる痴漢や盗撮については各都道府県の迷惑防止条例において禁止されているところでありまして、また、主には当該条例により取締りが行われております。

法律か条例にかかわらず、痴漢や盗撮は犯罪です。条例においても懲役刑、そして罰金刑が科されて、それが抑止につながっているところが十分にあり、これは各自治体が歴史的にも独自に対応してきた、ある意味望ましい対応を自治体主導でやってきていただいたものと思っております。

それに加えて、国としていかにこの痴漢は犯罪であるということをしつかり周知させていくか、これに政府全体で取り組んでまいりたいと思っております。

○倉林明子君 やっぱり総理も、痴漢は性犯罪で決して許されないという立場、明確なんです。やっぱり統一的に国としても性犯罪への対応ということが取れるような検討、見直しというのは求めておきたいと思っております。

○委員長(松村祥史君) 他に御発言もないようです。から、皇室費、内閣、内閣府本府、復興庁、警察庁、消費者庁及び沖縄振興開発金融公庫の決算についての審査はこの程度といたします。

次回は来る六日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時九分散会

(参照)

令和2年度皇室費歳出決算の概要説明

令和2年度における皇室費歳出決算について、その概要を御説明申し上げます。

皇室費の歳出予算現額は、

141億3643万円余

でありまして、これを支出済歳出額

86億4584万円余

と比較いたしますと、

54億9059万円余

の差額が生じますが、

この差額のうち、翌年度繰越額は、

46億3785万円余

でありまして、不用額は、

8億5273万円余

であります。

宮内庁

翌年度繰越額は、施設整備費等でありまして、計画に関する諸条件の関係等により、年度内に支出を完了しなかったものであります。

また、不用額は、庁費等でありまして、国際親善行事がなかったこと、行幸啓が予定を下回ったこと等のため、生じたものであります。

以上で、決算の概要説明を終わります。
よろしく御審議下さいますようお願いいたします。

令和二年度

内閣所管一般会計歳入歳出決算の概要説明

内閣

令和二年度における内閣所管の一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

内閣主管の歳入につきましては、歳入予算額

七億二千九百八十九万円余

に対しまして、収納済歳入額は、

六億四千三百五十五万円余

であり、

八千六百三十三万円余

の減少となっております。

次に、内閣所管の歳出につきましては、歳出予算現額

に対しまして、支出済歳出額は、

千八百二十五億二千三百四十二万円余

千三百九十八億八千二百八十五万円余

であり、

四百二十六億四千五十七万円余

の差額を生じます。

この差額のうち翌年度繰越額は、

三百四十八億千五百三万円余

であり、不用額は、

七十八億二千五百五十三万円余

であります。

以上をもちまして、決算の概要説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

令和二年度

内閣府所管一般会計歳入歳出決算の概要説明

内閣府

令和二年度における内閣府所管の一般会計歳入歳出決算につきまして、

その概要を御説明申し上げます。

内閣府主管の歳入につきましては、歳入予算額

八百五十三億二千八百四十六万円余

に対しまして、収納済歳入額は、

千三百五十四億千四百三十五万円余

であり、

五百億八千五百八十九万円余

の増加となっております。

次に、内閣府所管の歳出につきましては、歳出予算現額

六兆九千七百七十五億九千四百三十万円余
に対しまして、支出済歳出額は、

三兆五千三百四十六億五百十二万円余

であり、

三兆三千七百二十九億八千九百十七万円余

の差額を生じます。

この差額のうち翌年度繰越額は、

三兆二千百十六億九百五十一万円余

であり、不用額は、

千六百十三億七千九百六十五万円余

であります。

内閣府所管の歳出決算のうち、警察庁、金融庁及び消費者庁については、各担当大臣から御説明申し上げることになっておりますので、これを除く部局、すなわち、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、個人情報保護委員会及びカジノ管理委員会関係について申し上げますと、

歳出予算現額

六兆四千六百十三億四千八十八万円余

に対しまして、支出済歳出額は、

三兆千四百八十一億七千六十一万円余

であり、

の差額を生じます。

三兆三千百三十一億七千二十七万円余

この差額のうち翌年度繰越額は、

三兆千七百二十二億千三百八万円余

であり、不用額は、

千四百九億五千七百十九万円余

であります。

以上をもちまして、決算の概要説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

令和二年度

復興庁決算概要説明

復興庁

令和二年度における東日本大震災復興特別会計歳入歳出決算につきまして、その概要を御説明申し上げます。

東日本大震災復興特別会計の収納済歳入額は

二兆四千九百八十四億二千九百一十万円余

支出済歳出額は

一兆八千五百四十四億四百七十八万円余

でありまして、歳入歳出差引き

六千四百四十億二千四百二十二万円余

の剰余を生じました。

この剰余金は特別会計に関する法律の定めるところにより、翌年度の歳入に繰り入れることといたしました。

以上をもちまして、令和二年度の決算の概要説明を終わります。

何とぞよろしく御審議のほどお願いいたします。

令和二年度

警察庁歳出決算の概要説明

令和二年度における警察庁歳出決算の概要を御説明申し上げます。

令和二年度の当初予算額は、

三千六百三億四百七十九万円余

でありましたが、これに予算補正追加額

三百七十五億九千五百四十四万円余

予算補正修正減少額

二百五十一億五千九百五十三万円

予算移替増加額

二千三百二十二万円余

前年度繰越額

二百七十五億九千八百三万円余

を増減いたしますと、令和二年度歳出予算現額は、

四千三億六千九百九十七万円余

でありまして、これを支出済歳出額

三千四百九十五億百四十九万円余

に比較いたしますと、

五百八億六千四十七万円余

の差額を生じます。この差額のうち翌年度へ繰り越した額は、

三百三十三億五千二百三十五万円余

であります。

また、不用となった額は、

百七十五億八百二十二万円余

であります。

以上をもちまして、令和二年度警察庁歳出決算の概要説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

令和二年度

消費者庁一般会計歳出決算の概要説明

令和二年度における消費者庁一般会計歳出決算の概要を御説明申し上げます。

令和二年度の当初予算額は、

百十九億九千四百三十六万円余

でありましたが、これに予算補正追加額

三十八億二千二百七十七万円余

予算補正修正減少額

一億五千三百七十七万円余

前年度繰越額

十一億五千万円

を増減いたしますと、令和二年度歳出予算現額は

百六十八億三百九十六万円余

でありまして、これを支出済歳出額

百三十六億千五百八十九万円余

に比較いたしますと、

三十一億八千八百七万円余

の差額を生じます。

この差額のうち翌年度へ繰り越した額は、

十八億五千七百七万円

であります。

また、不用となった額は、

十三億三千七百万円余

であります。

以上をもちまして、令和二年度消費者庁一般会計歳出決算の概要説

明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

令和二年度

沖縄振興開発金融公庫の業務概況

沖縄振興開発金融公庫

令和二年度沖縄振興開発金融公庫の業務概況

沖縄振興開発金融公庫の令和二年度の業務の概況につきまして、御説明申し上げます。

沖縄振興開発金融公庫は、沖縄における産業の開発を促進するため、長期資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資を補完し、又は奨励するとともに、沖縄の国民大衆、住宅を必要とする者、農林漁業者、中小企業者、病院その他の医療施設を開設する者、生活衛生関係の営業者等に対する資金で、一般の金融機関が供給することを困難とするものを供給し、もって沖縄における経済の振興及び社会の開発に資することを目的とするものであります。

令和二年度の事業計画は、

貸付として

出資として

合計

を予定しております。

その後、政府の経済対策に伴い、

貸付として

の事業枠の追加がなされ、最終的な事業計画は

となりました。

この計画に対する実績は、

貸付契約額が

でありまして、出資が

合計

となっております。

次に、貸付残高について御説明申し上げます。

令和元年度末の貸付残高（社債の取得を含む。）は

でありましたが

令和二年度中に

貸付けを

行い、回収等が

ありましたので

令和二年度末（社債の取得を含む。）においては

でありまして、

貸付金利息等の総利益は

となっております。

なお、貸付金の延滞状況につきましては、令和二年度末におきまして弁済期限を六箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額は

でありまして、このうち一年以上のものは

となっております。

次に、令和二年度の収入・支出の決算について御説明申し上げます。

収入済額は

でありまして、これを

収入予算額

に比較いたしますと

の減少となっております。これは貸付金の残高が予定より少なかったこと等のためであります。

支出済額は

でありまして、これを

支出予算額

に比較いたしますと

の減少となっております。これは借入金利息等が予定より少なかったためであります。

最後に、令和二年度における損益計算について御説明申し上げます。

貸付金利息等の総利益は

でありまして、

貸付金利息等の総利益は

でありまして、

貸付金利息等の総利益は

一千五百七十億円
二十一億円
一千五百九十一億円

九千九百六十四億円

一兆一千五百五十五億円

三千八億一千万円余

二億一千万円余

三千十億三千万円余

八千六百四十一億一千万円余

三千十三億六千万円余

一千三百三十五億二千万円余

一兆三百十九億五千万円余

二十五億二千万円余

二十億一千万円余

九十八億円余

百五十億円余

五十二億円余

八十二億七千万円余

百七億四千万円余

二十四億七千万円余

百七十五億二千万円余

百七十五億二千万円余

百七十五億二千万円余

百七十五億二千万円余

借入金利息等の総損失は
となり、差引き
の損失金を生じました。

二百三億一千万円余
二十七億八千万円余

この損失金のうち、

三千万円余

は米穀資金・新事業創出促進特別勘定の損失金であり、沖繩振興開
発金融公庫法施行令附則第四条第三項の規定により同勘定の積立金を減額し
て整理し、残額

二十七億五千万円余

は令和三年度に生ずる利益金をもって減額することとしました。

以上が令和二年度における沖繩振興開発金融公庫の業務の概況であります。
何とぞよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

令和2年度決算審査等について
の審査の概況に関する
担当局長の説明

会 計 検 査 院

令和2年度決算皇室費についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度皇室費の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認め
た事項はございません。

令和2年度決算内閣についての検査の概要に関する
主管局長の説明

会 計 検 査 院

令和2年度決算内閣（内閣官房）についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度内閣（内閣官房）の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

令和2年度決算内閣府についての検査の概要に関する主管局長の説明

会計検査院

<p>令和2年度決算内閣府（内閣府本府）についての検査の概要に関する主管局長の説明</p> <p>令和2年度内閣府（内閣府本府）の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。</p> <p>検査報告に掲載いたしましたものは、不当事項3件及び意見を表示し又は処置を要求した事項3件であります。</p> <p>まず、不当事項について御説明いたします。</p> <p>検査報告番号1号から3号までの3件は、補助事業の実施及び経理が不当と認められるものであります。</p> <p>このうち、補助金の交付額の算定が適切でなかったものが2件、工事の設計及び施工が適切でなかったものが1件であります。</p> <p>次に、意見を表示し又は処置を要求した事項について御説明いたします。</p> <p>その1は、企業主導型保育助成事業の運営費について、過大に算定されていると認められた助成金交付額について返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、欠席理由を記録するなどの利用児童の区分を適切に行うための方法等について事業主体に十分に周知するとともに、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかについて確認する仕組みを整備するよう是正改善の処置を求めたものであります。なお、本件につきまして、内閣府において、本院指摘の趣旨に沿い、過大に算定されていると認められた</p>	<p>助成金交付額を事業主体から補助事業者に返還させ、また、補助事業者に対して、利用児童の区分を適切に行うための出欠管理の方法に関する具体的な事例等を事業主体に十分に周知させるとともに、助成金の交付申請が適切な利用児童の区分に基づき行われているかを確認することができるよう指導・監査において確認する仕組みを整備させる処置を講じております。</p> <p>その2は、緊急事態応急対策等拠点施設整備事業に係る交付金の算定に当たり、オフサイトセンターの一部について使用許可を行って原子力規制委員会から徴収した事務所使用料の取扱いを手引に明示するなどして事業主体に周知して、交付金の算定が適切なものとなるよう改善の処置を要求したものであります。</p> <p>その3は、放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金について、内閣府において過大に交付されていた交付額の返還手続を行わせるよう適宜の処置を要求し、利用する児童が少数である土曜日等について、厚生労働省において開所の要件を周知徹底するとともに、内閣府において開所の要件を満たしているか市町村が根拠資料を用いて確認するようになり、開所の要件を理解等した上で実績報告書を作成しているか都道府県が必要な審査を行うようになりするための方策を講ずるよう是正改善の処置を求めたものであります。</p> <p>なお、以上のほか、平成30年度決算検査報告に掲載いたしました中心市街地活性化のために実施するソフト事業を対象とした特別交付税の算定等について処置を要求した事項</p>
---	--

及び令和元年度決算検査報告に掲載いたしました企業主導型保育事業における整備費に係る助成金の交付を受けて整備された病児保育室等における病児保育等の実施状況について処置を要求した事項につきまして、それぞれ結果を掲載いたしました。

以上をもって概要の説明を終わります。

令和２年度決算復興庁についての検査の概要に関する
主管局長の説明

会計検査院

令和2年度決算復興庁についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度復興庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認め
た事項はございません。

令和2年度決算警察庁についての検査の概要に関
する主管局長の説明

会 計 検 査 院

令和2年度決算警察庁についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度警察庁の決算につきまして検査いたしました結果の概要を御説明いたします。

検査報告に掲載いたしましたものは、本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項1件であります。

これは、水害時に浸水し非常用発電設備等又は通信機器が損傷する可能性のある警察施設について、浸水のおそれ及び想定される浸水被害等を調査し、その結果等を踏まえて浸水対策の計画を策定することなどにより、浸水対策が効率的に実施されるよう改善させたものであります。

以上、簡単でございますが説明を終わります。

令和2年度決算消費者庁についての検査の概要に関する主管局長の説明

会計検査院

令和2年度決算消費者庁についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度消費者庁の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法又は不当と認められた事項はございません。

令和2年度決算沖繩振興開発金融公庫についての
検査の概要に関する主管局長の説明

会計検査院

令和2年度決算沖繩振興開発金融公庫についての検査の概要に関する主管局長の説明

令和2年度沖繩振興開発金融公庫の決算につきまして検査いたしました結果、特に違法

又は不当と認められた事項はありません。

New: Bright, Fast-Evolving Astronomical Event

Science News

from research organizations



People who were children when their parents divorced have less 'love hormone'

Date: September 9, 2020

Source: Baylor University

Summary: People who were children when their parents were divorced showed lower levels of oxytocin -- the so-called 'love hormone' -- when they were adults than those whose parents remained married, according to a new study. The lower level may play a role in having trouble forming attachments when they are grown.

Share: [f](#) [🐦](#) [p](#) [in](#) [✉](#)

FULL STORY

People who were children when their parents were divorced showed lower levels of oxytocin -- the so-called "love hormone" -- when they were adults than those whose

Most Popular

this week

HEALTH & MEDICINE

Major Step Forward in Fabricating an Artificial Heart, Fit for a Human

People With Low BMI Aren't More Active, They Are Just Less Hungry and 'Run Hotter'

The Importance of Elders

MIND & BRAIN

How Sound Reduces Pain in Mice

During Sleep the Brain's Reaction to Sound Remains Strong, but One Critical Feature of Conscious Attention Disappears

Mindfulness Meditation Reduces Pain by Separating It from the Self

LIVING & WELL

Long Term High-Fat Diet Expands Waistline and Shrinks

A Rhythmic Small Intestine Microbiome Prevents

167
— 9 — ⊕

parents remained married, according to a study led by Baylor University. That lower level may play a role in having trouble forming attachments when they are grown.

Oxytocin -- secreted in the brain and released during bonding experiences such as delivery of a baby or sexual interaction or nursing, even being hugged by a romantic partner -- has been shown in previous research to be important for social behavior and emotional attachments in early life. The oxytocin system also has been linked to parenting, attachment and anxiety. The new study, published in the *Journal of Comparative Psychology*, delves into an area that has not been well researched -- a link between oxytocin, early experience and adult outcomes.

"Since the rates of divorce in our society began to increase, there has been concern about the effects of divorce on the children," said lead author Maria Boccia, Ph.D., professor of child and family studies at Baylor University in the Robbins College of Health and Human Sciences. "Most research has focused on short-term effects, like academic performance, or longer-term outcomes like the impact on relationships. How divorce causes these effects, however, is unknown.

"Oxytocin is a neurohormone that is important in regulating these behaviors and is also sensitive to the impact of stressful life events in early life," she said. "This is a first step towards understanding what mechanisms might be involved."

Previous studies of children whose parents were divorced have found that the experience was associated with mood disorders and substance abuse -- behaviors found to be related to oxytocin, Boccia said. Additionally, such childhood experiences as divorce or death of a parent are associated with depression and anxiety in adolescents and adults, as well as with poorer parenting in adulthood, less parental sensitivity and warmth, overreaction and increased use of punishment.

Type 2 Diabetes

People Who Practice Intermittent Fasting Experience Less Severe Complications from COVID-19, Study Finds

Strange & Offbeat

HEALTH & MEDICINE

Music-Making and the Flow of Aerosols

Stress Transmitter Wakes Your Brain More Than 100 Times a Night -- And It Is Perfectly Normal

Successful Heart Xenotransplant Experiments Set Protocol for Pig-to-Human Organ Transplantation

MIND & BRAIN

Wireless Activation of Targeted Brain Circuits in Less Than One Second

Virtual Reality App Trial Shown to Reduce Common Phobias

Human-Like Robots May Be Perceived as Having Mental States

LIVING & WELL

Scent of a Friend: Similarities in Body Odor May Contribute to Social Bonding

Turn Up the Beat! Groovy Rhythm Improves Cognitive Performance in Groove Enjoymers

Are People Swapping Their Cats and Goldfish for Praying Mantises?

Researchers in the Baylor study examined the effect of the experience of parental divorce in childhood on later adult oxytocin levels. They also asked participants to complete a set of questionnaires on attachment style and other measures.

"What we found was that oxytocin was substantially lower in people who experienced parental divorce compared to those who did not and correlated with responses on several measures of attachment," Boccia said. "These results suggest that oxytocin levels are adversely affected by parental divorce and may be related to other effects that have been documented in people who experience parental divorce."

Animal studies also suggest that one mechanism contributing to the negative effects of early parental separation may be suppression of oxytocin activity.

For the latest study, researchers recruited 128 individuals ages 18 to 62 at two institutions of higher learning in the Southeast United States. Of those, 27.3% indicated their parents were divorced. The average age for participants when their parents divorced was 9 years.

Upon arriving at the study site, participants were asked to empty their bladders, then given a 16-ounce bottle of water to drink before filling out questionnaires about their parents and peers during childhood, as well as their current social functioning. The questions addressed their parents' style, including affection, protection, indifference, over-control and abuse; and their own levels of confidence, discomfort with closeness, need for approval and their styles of relationships and caregiving.

After participants completed the questionnaires, urine samples were collected, and researchers analyzed oxytocin concentrations. The levels were substantially lower in individuals whose childhood experience included their parents' divorce.

Further analysis showed that those individuals rated their parents as less caring and more indifferent. They also rated their fathers as more abusive. Those who experienced parental divorce during childhood were less confi-

dent, more uncomfortable with closeness and less secure in relationships. They rated their own caregiving style as less sensitive and close than did the participants whose parents had not divorced.

"One of the first questions I am asked when presenting this research to other scientists is 'does how old the child is when the divorce occurs matter?' That is the most pressing question that we need to explore," Boccia said.

*This study was supported with a grant from the National Institutes of Health. Co-researchers included Gordon-Conwell Theological Seminary in Charlotte, N.C., and the departments of surgery and psychiatry at the University of North Carolina-Chapel Hill.

Story Source:

Materials provided by **Baylor University**. *Note: Content may be edited for style and length.*

Journal Reference:

1. Maria L. Boccia, Christopher Cook, Lesley Marson, Cort Pedersen. **Parental divorce in childhood is related to lower urinary oxytocin concentrations in adulthood..** *Journal of Comparative Psychology*, 2020; DOI: 10.1037/com0000248

Cite This Page:

MLA APA Chicago

Baylor University. "People who were children when their parents divorced have less 'love hormone'." *ScienceDaily*. ScienceDaily, 9 September 2020. <www.sciencedaily.com/releases/2020/09/200909100230.htm>.

Explore More

from ScienceDaily

RELATED STORIES

Major Life Events Influence Level of Physical Activity, May Negatively Impact Heart Health, Experts Say

Dec. 1, 2021 — Important life events, including entering school, a first job, having a child, getting married or retiring from work, can significantly affect a person's level of physical activity. Individuals with ...

For Preterm Infants, Skin-to-Skin Contact Affects Hormone Levels -- And May Promote Parental Engagement

Oct. 19, 2018 — For premature infants in the neonatal intensive care unit (NICU), skin-to-skin contact with parents influences levels of hormones related to mother-infant attachment (oxytocin) and stress (cortisol) ...

Parents Struggle to Discuss Sex With LGBTQ Teens

Apr. 5, 2018 — Parents of LGBTQ children feel especially uncomfortable and unequipped when they try to educate them about sex and dating, reports a new study. Parents don't know what constitutes safe sexual ...


Why Does Divorce Run in Families? The Answer May Be Genetics

Oct. 4, 2017 — Children of divorced parents are more likely to get divorced when compared to those who grew up in two-parent families -- and genetic factors are the primary explanation, according to a new ...

Free Subscriptions


Get the latest science news with ScienceDaily's free email newsletters, updated daily and weekly. Or view hourly updated newsfeeds in your RSS reader.


 Email Newsletters


 RSS Feeds

Follow Us

Keep up to date with the latest news from ScienceDaily via social networks:


 [Facebook](#)

 [Twitter](#)

 [LinkedIn](#)

Have Feedback?

Tell us what you think of ScienceDaily -- we welcome both positive and negative comments. Have any problems using the site? Questions?

 [Leave Feedback](#)

 [Contact Us](#)

[About This Site](#) | [Staff](#) | [Reviews](#) | [Contribute](#) | [Advertise](#) | [Privacy Policy](#) | [Editorial Policy](#) | [Terms of Use](#)

Copyright 1995-2022 ScienceDaily or by other parties, where indicated. All rights controlled by their respective owners.

Content on this website is for information only. It is not intended to provide medical or other professional advice.

Views expressed here do not necessarily reflect those of ScienceDaily, its staff, its contributors, or its partners.

Financial support for ScienceDaily comes from advertisements and referral programs, where indicated.

— [CCPA: Do Not Sell My Information](#) — [GDPR: Privacy Settings](#) —

精神（心と意識）

ブログ内検索

🏠 HOME / 健康（ヘルス）について / 精神（心と意識） / 子どもの時に両親が離婚していると愛情ホルモン・オキシトシン濃度が低くなる

🎵 2020年10月6日 / 最終更新日時：2020年10月4日 ✎ iyasaka

精神（心と意識）

子どもの時に両親が離婚していると愛情ホルモン・オキシトシン濃度が低くなる

人気記事



Facebook



twitter



Hatena



Pocket



Copy



子どももの時に両親が離婚 していると愛情ホルモン オキシトシン濃度が 低くなる

Photo by Pixabay

1ヶ月ほど前に「オキシトシンと骨粗しょう症の関係」についての記事を紹介させて頂きました。

- ・ [オキシトシンを増やすつまりハグを増やせばと骨粗しょう症を予防できる](#) (2020/08/28)



ブログ内検索



ブログ内に特



人気記事



最近の投稿



ブログ内検索

オキシトシンを増やすつまりハグを増やせば骨粗しょう症を予防できる

オキシトシンという名前のホルモンを聞いたことがありますか？ オキシトシンというのは母乳に多く含まれていることが知られており、別名「幸せホルモン」「絆ホルモン」とも呼ばれ、多幸感を感じさせます。母乳に含まれると聞いて、男… 続きを読む



この記事紹介の冒頭最後の方に、

“

実は虐待された子どもはオキシトシンが分泌されにくくなり、この傾向はその子どもが大人になっても続くそうでした、さらにその子が自分の子どもを持った場合、さらに自分も虐待をしてしまう、というような負の連鎖が生じやすくなることも分かっています。

というような事を書きました。

虐待ではなくとも、両親の離婚というその子どもにとって非常にショッキングな出来事でも、その子どもが大人になってもその影響は身体にも注まれ、普通に両親のいる家庭で育てられた子どもが成人になった人と比べて、大幅にオキシトシンの分泌が少なかった。

という記事を今回紹介しようと思います。

ただ、家庭的な問題であるだけでなく、もっと大きな社会的な問題でもある『離婚』ですので、離婚に対しての是非などをここで取り上げるつもりはありません。



個人的には、離婚問題に対しての考え方というか意見は持っています。
ですが、このブログで取り上げる内容でもありません。

そもそも離婚は当事者である二人の問題であり、そのお二人の間に来た子どもには何ら罪があるものでもありませんし。

離婚は当事者にとっても非常に大きなストレスを与え、そのストレスが当事者本人の心身に影響を与えるだけでなく、その子どもの人生の質に
影響を与えるようです。

私も二人の娘を持つ親でもあるので、考えさせられますね。

両親が離婚したときに子供だった人はオキシトシンが少ない



両親が離婚したときに子供だった人はオキシトシンが少ない

People Who Were Children When Their Parents Divorced Have Less Oxytocin

Featured Neuroscience Psychology · September 9, 2020

• [People Who Were Children When Their Parents Divorced Have Less Oxytocin](#)

Neuro Science News (2020/09/09)

ここからです。

子どもの頃に親の離婚を経験した成人は、家族一緒に暮らしていた人と比較し、オキシトシンのレベルが大幅に低かった。

米ベイラー大学の調査によると、両親が離婚したときに子供だった人は、両親がいたまま大人になった人よりもオキシトシン - 「愛のホルモンと呼ばれる- のレベルが低い事が分かった。

オキシトシンレベルの低い人は、その人が成長し親になった場合に、その子どもとの愛情を形成する際に問題を引き起こすかも知れない。



オキシトシン -脳内で分泌され、出産や性的な交流、授乳、さらにはロマンチックなパートナーに抱かれるなどの体験の際にも放出される- 研究では、**早期の社会的行動や感情的な愛着に重要である**ことが示されている。**オキシトシン系はまた、子育て、愛着および不安にも関連**している。

Journal of Compare Psychology誌に掲載された新しい研究は、オキシトシンと幼少期における体験とその後の影響についての関連について、研究されていない領域を掘り下げている。

バイラー大学のマリア・ボッチャ (Maria Boccia) 博士は以下のように述べている。

「私たちの社会で離婚の割合が増加し始めて以来、**離婚が子どもにも与える影響について懸念**されてきました。ほとんどの研究は、**学業成績の**期的な影響、または人間関係への影響のような長期的な結果に焦点を当てています。しかし、離婚がこれらの影響をどのように引き起こすかに分かっていません。」

「オキシトシンは、これらの行動を調節する上で重要な神経ホルモンであり、早期の人生におけるストレスの多い出来事の影響にも敏感に反

応します。これは、どのようなメカニズムが関与しているのかを理解するための最初のステップです。」と彼女は続けた。

ボッチャ博士によると、両親が離婚した子供たちを対象としたこれまでの研究では、**その経験が気分障害や薬物乱用がオキシトシンと関連して**いる行動、ということが分かっている。

さらに、**離婚や親の死などの幼少期の経験は、思春期や成人期のうつ病や不安と関連しており、成人期における子育ての質の低下、親の感受性の低下、過剰反応や体罰等使用の増加**などが挙げられる。

バイラー大学の研究者らは、幼少期における親の離婚経験が、その後の成人のオキシトシン濃度に及ぼす影響を調べた。また、参加者には、**イル**やその他の尺度に関する一連の質問票に回答してもらった。

「私たちが発見したことは、オキシトシンが、親の離婚を経験した人では、経験しなかった人と比較して大幅に低く、愛着のいくつかの尺度で**最近の投稿**と相関していました。」

「これらの結果は、オキシトシンのレベルが親の離婚によって悪影響を受け、**親の離婚を経験した人々に記録されている他の影響にも関連して**いる**可能性がある**ことを示唆しています。」



とボッチャ博士は述べた。

動物研究では、**早期の親離れの負の影響に寄与する1つのメカニズムが、オキシトシン活性の抑制である可能性が示唆**されている。

最新の研究では、米国南東部にある2つの高等教育機関で、18歳から62歳までの128人を募集した。そのうち、27.3%が両親が離婚している。両親が離婚したときの参加者の平均年齢は9歳だった。

調査地に到着した参加者は、膀胱を空にするように求められたあとに、16オンス（約500ml）のボトルの水を飲まされた。その後、幼少期の間、現在の社会的機能に関する質問票に答えた。

質問項目は、愛情、保護、無関心、過剰なコントロール、虐待を含み、それらに対する両親の取り組み方、そして、彼ら自身の（両親に対する）性、親密性やそれに対するの不快感や承認欲求、彼らとの関係性や子育てのスタイルを含んだ。

参加者が質問票に回答した後、尿サンプルを採取し、オキシトシン濃度を分析した。両親の離婚を含む幼少期の経験を持つ人では、オキシトシンが大幅に低かった。

さらに分析すると、それらの人たちは、**彼らの両親をより思いやりがなく、無関心であると評価している事が分かった**。

また、彼らは父親をより虐待的であると評価していた。幼少期に親の離婚を経験した人は、自信がなく、親密さに対して不快で、人間関係に苦手でなかった。彼らは、両親が離婚していない参加者よりも、自分自身の子育てスタイルを感受性が低く、親密なものとして評価していた。

「この研究を他の科学者に発表するときに私が最初に尋ねられる質問の1つは、『離婚したときに子供は何歳であるかは問題なのか』ということ。それは私たちが調査する必要がある、最も差し迫った質問です」とボッチャ博士は述べた。

ここまでです。

マクロ的な社会問題も根源的には私たちの身体の中のミクロレベルで起きている事の現れなのかも知れませんね。

鶏と卵のような関係でどちらが先なのか分かりませんが。



共同親権 中間試案先送り

「単独」併記に自民反発

法制審部会



共同親権の導入を巡る中間試案のとりまとめを見送った法制審部会(30日、法務省で)

離婚後の親権のあり方などを議論してきた法制審部会(法相の諮問機関)の部会は30日、「共同親権」導入の是非を巡る中間試案のとりまとめを先送りした。現行の「単独親権」維持を併記した内容に、自民党から反発が出ているためだ。

法制審部会に先立ち、葉梨法相は記者会見で「国民のコンセンサス(合意)を得ることができるよう各方面の意見を聞きながら議論を進めてほしい」と述べた。

現行法では、離婚後に父の一方のみが親権を持つ単独親権となっている。離婚時の親権争いの一因となっているほか、海外では共同親権を採用している国が一般的だ。自民内には「親権を確保するための子ども連れ去りが起こるなど、単独親権は、家族をバラバラにする制度だ」との声が強い。

一方、共同親権には、離婚の原因となったDV(家庭内暴力)や虐待が継続する恐れも指摘されている。養育費の支払いが滞る事例も多いことから、「養育費が確実に子どもに届く対策の方が優先だ」と(法制審部会委員)との意見もある。

こうした状況を踏まえ、法制審部会は中間試案として、①原則が共同親権で、例外が単独親権②原則が単独親権で、例外が共同親権③単独親権のみ④3案を列記した。さらに、子どもを世話をする「監護権」

のあり方や、養育費や面会交流の取り決めについても複数の選択肢を設けた。

中間試案の内容について、26日に開かれた自民の法務部会の会議で法務省の担当者が説明したところ、「複雑で分かりにくい」との意見が相次いだ。自民中堅は、「原則として共同親権を導入する方向でまとめ

るべきだ」と不満を漏らす。法制審部会は当初、30日に中間試案を取りまとめ、9月にもパブリックコメント(意見公募)に臨む予定だった。30日の法制審部会では、「中間試案をとりまとめるべきだ」と主張する

委員もいたが、「試案をまとめるのは時期尚早」との意見でまとまった。政府内では「自民の反発に配慮したのだろう」との見方が出ている。

食品・消費者庁 水道・国交・環境省

厚労省組織再編案判明

厚生労働省の食品と水道に関する業務を他省庁に移管する組織再編案が30日、判明した。食品分野は消費者庁、水道分野は国土交通省と環境省に分割して移すことが柱だ。政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が近く決定する。

政府は、内閣官房への司令塔創設をはじめとして、感染症対策の強化を主眼とする組織再編を目指している。

厚労省の一部業務を移管することで、ワクチンや治療薬の開発・承認などに注力させる狙いがある。厚労省に「感染症対策部」が新設される2024年度の移管を目指し、来年の通常国会に関連法案を提出する方針だ。

再編案によると、食品分野では、厚労省が担っている食品衛生に関する規格・基準の策定を、消費者庁に移管する。水道行政のうち、水道の整備事業については、下水道の施設整備や災害対応などに知見を持つ国交省に移すほか、専門性の高い水質基準の策定は、環境省が担う。

子ども家庭庁 初年度

概算要求 低所得妊婦 受診料

内閣官房は30日、来年4月に創設する「子ども家庭庁」の初年度となる2023年度予算の概算要求を発表した。一般会計と特別会計を合わせ、総額4兆7510億円。内閣府や厚生労働省、文部科学省などから移管する関連部署の今年度当初予算より639億円増加した。同庁が新たに取

原発は外せない



地球環境産業 技術研究機構 主席研究員 秋元圭吾氏 52

あきもと・けいじ 1999年、横浜国立大博士課程修了後、「地球環境産業技術研究機構」に入所。専門はエネルギー・環境システムの分析評価で、地球温暖化対応戦略の政策提言などを手がける。2012年から現職。経済産業省総合資源エネルギー調査会委員も務める。

新增設の検討加速 高く評価

政策の大きな転換点と言える。政治家が強い意志を持ち、方向性を打ち出したことを高く評価したい。原子力に携わる人材の技術継承を考えれば、ギリギリのタイミングだった。今後は、地元の理解を得ることが重要になるが、電力事業者任せにせず、政治が原発の必要性を丁寧に説明する役割を担ってほしい。

再生可能エネルギーの可能性をどう見ているか。原子力か、再エネかという二者択一的な議論はナンセンスだ。再エネを増やすことは必須だが、太陽光は電力需給が厳しい冬場に曇天となれば、対応しきれない。電力をためる蓄電池も、数日分を賄う規模の導入には、膨大なコストがかかる。

今のエネルギーの供給体制のままで冬場を乗り越えられるか。今は、ロシアから液化天然ガス(LNG)が届いているが、供給停止となれば、大停電も十分あり得る。テロ対策

推進派	慎重派
▽離婚後も父母双方が子育てに責任を持つべきだ	▽父母間の関係性が悪化した場合、話し合いによる適切な意思決定は困難
▽父母双方が親権の際の意思を尊重し、離婚後も親権を行使できる	▽離婚後もDVや虐待が継続する恐れがある
▽海外では共同親権が主流	▽養育費の未払い分を支払わせるのが難しい

甲A 168

岸田内閣のエネルギー政策をどう評価しているか。脱炭素に向けて、「クリーンエネルギー戦略」の策定を進めるなど、世界の潮流からそれを取り組んでいる。ロシアによるウクライナ侵略で、エネルギーの安定供給の重要性が増す中、脱炭素とエネルギー安全保障を両立しようという姿勢が臨んでおり、方向性は正しい。

——ウクライナ危機の教訓は。エネルギー確保では、ある程度、余裕を持たせておく必要があるという点だ。電力供給において電源種をバランスよく構成する「エネルギーミックス」の重要性も改めて感じている。総合的なリスク管理を踏まえれば、原子力発電は外せない。脱炭素のエネルギー源で、コストも相対的に低廉だ。

——原発の活用に向けて、

政策的な審査になるよう働きかけることは可能だ。電力会社では、原発を巡る不祥事が相次いでいる。原子力を考える機運が高まった時こそ、電力会社側も、議論が停滞しないよう襟をたたく必要がある。

——岸田首相は、原発の新増設について検討加速を指示した。東日本大震災以降の原子力

原子力発電所の安全審査などを担う行政組織。東日本大震災時の東京電力福島第一原発事故の教訓を踏まえ、規制部門を切り離し、独立性が高く、規制基準は「世界一厳しい」とされる。新規規制基準を含む委員は5人で、衆参両院の委員をそれぞれ2名ずつ任命する。

施設設置の遅れは、原発の再稼働を認めるべきだ。設置を並行して、エネルギー需給の逼迫の恐れがある。エネルギー供給の逼迫の恐れがある。エネルギー供給の逼迫の恐れがある。

——脱炭素は。世界全体が脱炭素(CO2)排出量を削減しようとしている。日本は、世界全体が脱炭素(CO2)排出量を削減しようとしている。日本は、世界全体が脱炭素(CO2)排出量を削減しようとしている。



PRESS RELEASE

Date: December 10, 2012
Contact: Rhiannon Bugno, Editorial Office
+214 648 0880
Biol.Psych@utsouthwestern.edu

Oxytocin Produces More Engaged Fathers and More Responsive Infants

Reports new study in Biological Psychiatry

Philadelphia, PA, December 10, 2012 – A large body of research has focused on the ability of oxytocin to facilitate social bonding in both marital and parenting relationships in human females. A new laboratory study, led by Dr. Ruth Feldman from Bar-Ilan University in Israel and published in the current issue of *Biological Psychiatry*, has found that oxytocin administration to fathers increases their parental engagement, with parallel effects observed in their infants.

Oxytocin is a neuropeptide that plays an important role in the formation of attachment bonds. Studies have shown that intranasal administration of oxytocin increases trust, empathy, and social reciprocity.

In this study, researchers examined whether oxytocin administration to the parent enhances physiological and behavioral processes that support their social engagement with their infant and improves their parenting. They also examined whether oxytocin effects on the parent's behavior would affect related physiological and behavioral processes in the infant.

Thirty-five fathers and their five-month-old infants were observed twice, once after oxytocin administration and once after placebo administration. The fathers received the nasal sprays in a solitary room while their infant was cared for in another room. After 40 minutes, fathers and infants were reunited and engaged in face-to-face play that was micro-coded for parent and child's social behavior. Salivary oxytocin levels were measured from the fathers and infants both before and several times after the drug administration.

"We found that after oxytocin administration, fathers' salivary oxytocin rose dramatically, more than 10 fold, but moreover, similar increases were found in the infants' oxytocin. In the oxytocin conditions, key parenting behavior, including father touch and social reciprocity, increased but infant social behavior, including social gaze and exploratory behavior, increased as well," explained Feldman.

In addition, respiratory sinus arrhythmia – a measure that indexes better autonomic readiness for social engagement – was higher in both parent and child.

"We should not be surprised that social bonding in male parents is affected by many of the same biological mechanisms that have been identified for females," commented Dr. John Krystal, Editor of *Biological Psychiatry*. "The question arising from this study is whether there is a way to harness the 'power' of oxytocin to promote paternal engagement with their infants in families where this is a problem."

Feldman concluded, "Such findings have salient implications for the potential treatment of young children at risk for social difficulties, including premature infants, siblings of children with autism, or children of depressed mothers, without the need to administer drug to a young infant."

The article is "Oxytocin Administration to Parent Enhances Infant Physiological and Behavioral Readiness for Social Engagement" by Omri Weisman, Orna Zagoory-Sharon, and Ruth Feldman (doi: 10.1016/j.biopsych.2012.06.011). The article appears in *Biological Psychiatry*, Volume 72, Issue 12 (December 15, 2012), published by Elsevier.

#

Notes for editors

Full text of the article is available to credentialed journalists upon request; contact Rhiannon Bugno at +1 214 648 0880 or Biol.Psych@utsouthwestern.edu. Journalists wishing to interview the authors may contact Ruth Feldman at +972 3 531 7943 or feldman@mail.biu.ac.il.

The authors' affiliations, and disclosures of financial and conflicts of interests are available in the article.

John H. Krystal, M.D., is Chairman of the Department of Psychiatry at the Yale University School of Medicine and a research psychiatrist at the VA Connecticut Healthcare System. His disclosures of financial and conflicts of interests are available [here](#).

About *Biological Psychiatry*

Biological Psychiatry is the official journal of the [Society of Biological Psychiatry](#), whose purpose is to promote excellence in scientific research and education in fields that investigate the nature, causes, mechanisms and treatments of disorders of thought, emotion, or behavior. In accord with this mission, this peer-reviewed, rapid-publication, international journal publishes both basic and clinical contributions from all disciplines and research areas relevant to the pathophysiology and treatment of major psychiatric disorders.

The journal publishes novel results of original research which represent an important new lead or significant impact on the field, particularly those addressing genetic and environmental risk factors, neural circuitry and neurochemistry, and important new therapeutic approaches. Reviews and commentaries that focus on topics of current research and interest are also encouraged.

Biological Psychiatry is one of the most selective and highly cited journals in the field of psychiatric neuroscience. It is ranked 5th out of 129 Psychiatry titles and 16th out of 243 Neurosciences titles in the Journal Citations Reports® published by Thomson Reuters. The 2011 Impact Factor score for *Biological Psychiatry* is 8.283.

About Elsevier

Elsevier is a world-leading provider of scientific, technical and medical information products and services. The company works in partnership with the global science and health communities to publish more than 2,000 journals, including [The Lancet](#) and [Cell](#), and close to 20,000 book titles, including major reference works from Mosby and Saunders. Elsevier's online solutions include [ScienceDirect](#), [Scopus](#), [Reaxys](#), [ClinicalKey](#) and [Mosby's Nursing Suite](#), which enhance the productivity of science and health professionals, and the [SciVal suite](#) and [MEDai's Pinpoint Review](#), which help research and health care institutions deliver better outcomes more cost-effectively.

A global business headquartered in Amsterdam, [Elsevier](#) employs 7,000 people worldwide. The company is part of [Reed Elsevier Group PLC](#), a world-leading publisher and information provider, which is jointly owned by Reed Elsevier PLC and Reed Elsevier NV. The ticker symbols are REN (Euronext Amsterdam), REL (London Stock Exchange), RUK and ENL (New York Stock Exchange).

Media contact

Rhiannon Bugno
Editorial Office Biological Psychiatry
+1 214 648 0880
Biol.Psych@utsouthwestern.edu

オキシトシンは、より熱心な父親と、より反応の良い乳児を生み出す

Biological Psychiatry 誌に掲載された新しい研究報告

報道発表 Elsevier社 ペンシルバニア州フィラデルフィア、2012年12月10日

- オキシトシンは、ヒトの女性の夫婦関係や子育て関係において社会的結合を促進することが、多くの研究により注目されています。このたび、イスラエル・バーアイラン大学のルース・フェルドマン博士が主導する新しい研究が、Biological Psychiatry 誌の最新号に掲載され、オキシトシンを父親に投与すると、父親の親としての関与が増し、その乳児にも同様の効果が観察されることが明らかにされました。

オキシトシンは、愛着の絆の形成に重要な役割を果たす神経ペプチドである。オキシトシンの鼻腔内投与は、信頼、共感、社会的互恵性を高めることが研究で示されている。

本研究では、親へのオキシトシン投与が、乳児との社会的関わりを支える生理的・行動的プロセスを高め、育児を改善するかどうかを検討した。また、親の行動に対するオキシトシンの効果が、乳児の関連する生理的・行動的プロセスに影響を与えるかどうかも検討した。

35人の父親とその生後5ヶ月の乳児を、オキシトシン投与後とプラセボ投与後の2回観察した。父親は個室で鼻腔スプレーを受け、乳児は別室で世話をした。40分後、父親と乳児は再会し、対面して遊び、親子の社会的行動がマイクロコード化された。父親と乳児の唾液中オキシトシン濃度を、薬物投与前と投与後数回にわたって測定した。

「オキシトシン投与後、父親の唾液オキシトシンは10倍以上と劇的に上昇し、さらに乳児のオキシトシンにも同様の上昇が見られることがわかりました。オキシトシン投与条件では、父親との触れ合いや社会的互恵関係などの主要な育児行動が増加したが、社会的視線や探索行動などの乳児の社会行動も増加した」とフェルドマンは説明する。

さらに、社会的関与に対する自律神経の準備状態を示す指標である呼吸性洞性不整脈は、親子ともに高くなった。

「男性の親における社会的結合が、女性で確認されているのと同じ生物学的メカニズムの多くに影響されていることに驚くべきではありません」とBiological Psychiatry 誌の編集者 John Krystal 博士はコメントしている。この研究から生じる疑問は、オキシトシンの "力" を利用して、それが問題になっている家庭で、父親が乳児と関わることを促進する方法があるかどうかということです」。

フェルドマンは、「このような発見は、未熟児、自閉症児の兄弟、鬱病の母親の子供など、社会的困難のリスクのある幼児を、幼い乳児に薬物を投与する必要なく治療できる可能性がある」と

いう、重大な意味を持っています。"と結論付けています。

論文は、Omri Weisman, Orna Zagoory-Sharon, and Ruth Feldman による「Oxytocin Administration to Parent Enhances Infant Physiological and Behavioral Readiness for Social Engagement」です (doi: 10.1016/j.biopsycho.2012.06.011)。この論文は、エルゼビア社発行の *Biological Psychiatry*, Volume 72, Issue 12 (December 15, 2012) に掲載されています。

Biological Psychiatry について

Biological Psychiatry は、思考、感情、行動の障害の性質、原因、メカニズム、治療法を研究する分野において、優れた科学研究と教育を推進することを目的とした、*Biological Psychiatry* 学会の公式ジャーナルです。この使命に基づき、本誌は主要な精神疾患の病態生理および治療に関連するあらゆる分野および研究領域から、基礎的および臨床的な貢献を掲載する、査読付き、速報性の高い国際学術誌です。

特に、遺伝的・環境的リスクファクター、神経回路や神経化学、重要な新しい治療アプローチに関わるものなど、この分野に重要な新しいリードや大きなインパクトを与えるオリジナルな研究結果を掲載しています。また、現在の研究や関心のあるトピックに焦点を当てたレビューや解説も奨励されます。

Biological Psychiatry は、精神神経科学の分野において、最も厳選された、被引用数の多い学術誌の1つです。トムソン・ロイター社が発行する *Journal Citations Reports*®では、精神医学 129 誌中 5 位、神経科学 243 誌中 16 位にランクインしています。*Biological Psychiatry* の 2011 年のインパクトファクターは 8.283 です。

エルゼビアについて

エルゼビアは、科学、技術、医学に関する情報製品およびサービスを提供する世界有数の企業です。

(以下略)

メディアお問い合わせ先 Rhiannon Bugno Editorial Office *Biological Psychiatry* +1 214 648 0880
Biol.Psych@utsouthwestern.edu

プレスリリースの URL

chrome-extension://efaidnbnmnibpcjpcglclefindmkaj/https://ruthfeldmanlab.com/wp-content/uploads/2019/02/biological-psychiatry.press-release2012.pdf